

▲電話等サービス契約約款 (平成11年経企第24号)

実施 平成11年7月1日

目次

第1章 総則	8
第1条 約款の適用	8
第2条 約款の変更	8
第2条の2 約款の公表	8
第3条 用語の定義	8
第4条 通話以外の通信の取扱い	12
第2章 電話等サービスの種別等	13
第4条の2 電話等サービスの種別	13
第4条の3 一般電話等サービスの種類	14
第4条の4 削除	
第4条の4の2 契約者指定番号発信サービスの種類	14
第4条の4の3 グループ発信サービスの種類	14
第4条の4の4 第2種グループ発信サービスの区別	14
第4条の5 外国における取扱いの制限	15
第3章 電話等サービスを利用するための電気通信設備等	15
第5条 電話等サービスを利用するための電気通信設備等	15
第4章 電話等サービスの提供区間	16
第6条 電話等サービスの提供区間	16
第5章 契約	16
第1節 電話等利用契約	16
第7条 電話等利用契約の締結等	16
第8条 一般電話等サービスの利用の一時中断	17
第9条 削除	
第10条 電話等利用契約者が行う電話等利用契約の解除	17
第11条 当社が行う電話等利用契約の解除	17
第12条 電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い	17
第12条の2 削除	
第13条 加入電話等契約の解除等に伴う電話等利用契約の取 扱い	18
第14条 その他の提供条件	18
第2節 削除	
第14条の2 削除	
第14条の2の2 削除	
第14条の2の3 削除	
第14条の3 削除	
第14条の4 削除	
第14条の5 削除	
第14条の6 削除	
第14条の7 削除	
第14条の8 削除	
第14条の9 削除	
第14条の10 削除	

第14条の10の2	削除	
第14条の10の3	削除	
第14条の11	削除	
第14条の11の2	削除	
第14条の12	削除	
第14条の13	削除	
第14条の13の2	削除	
第14条の14	削除	
第14条の15	削除	
第14条の16	削除	
第14条の17	削除	
第14条の18	削除	
第3節	削除	
第14条の19	削除	
第14条の20	削除	
第14条の21	削除	
第14条の22	削除	
第14条の23	削除	
第14条の24	削除	
第14条の25	削除	
第14条の26	削除	
第14条の27	削除	
第14条の28	削除	
第14条の29	削除	
第4節	削除	
第14条の30	削除	
第14条の31	削除	
第14条の32	削除	
第14条の33	削除	
第14条の34	削除	
第14条の35	削除	
第14条の36	削除	
第14条の37	削除	
第14条の38	削除	
第5節	他社直収電話等付加機能利用契約	19
第14条の39	契約の単位	19
第14条の40	他社直収電話等付加機能利用契約申込の方法	19
第14条の41	他社直収電話等付加機能利用契約申込の承諾	19
第14条の42	一般電話等サービスの利用の一時中断	19
第14条の43	削除	
第14条の44	他社直収電話等付加機能利用権の譲渡	19
第14条の45	他社直収電話等付加機能利用契約者が行う他社直収電話等付加機能利用契約の解除	19
第14条の46	当社が行う他社直収電話等付加機能利用契約の解除	19
第14条の47	他社直収電話等契約の解除等に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の扱い	20
第14条の48	その他の提供条件	20
第6節	緊急通報用電話契約	20

第14条の49	緊急通報用電話契約者の条件	20
第14条の50	緊急通報用電話サービスの提供	20
第14条の51	契約の単位	20
第14条の52	その他の提供条件	21
第7節	地域指定特定番号着信機能利用契約	21
第14条の53	当社が行う地域指定特定番号着信機能利用契約の解除	21
第8節	I P通信網サービス付加機能利用契約	21
第14条の54	契約の単位	21
第14条の55	I P通信網サービス付加機能利用契約申込の方法	21
第14条の56	I P通信網サービス付加機能利用契約申込の承諾	21
第14条の57	一般電話等サービスの利用の一時中断	21
第14条の58	削除	
第14条の59	I P通信網サービス付加機能利用権の譲渡	21
第14条の60	I P通信網サービス付加機能利用契約者が行うI P通信網サービス付加機能利用契約の解除	21
第14条の61	当社が行うI P通信網サービス付加機能利用契約の解除	22
第14条の62	I P通信網サービス契約の解除等に伴うI P通信網サービス付加機能利用契約の扱い	22
第9節	契約者指定番号発信サービス利用契約	22
第14条の63	契約の単位	22
第14条の63の2	削除	
第14条の64	契約者指定番号発信サービス利用契約申込の方法	23
第14条の65	契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾	23
第14条の65の2	契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更	23
第14条の65の3	削除	
第14条の65の4	最低利用期間	24
第14条の66	契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡	24
第14条の67	契約者指定番号発信サービス利用契約者が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除	24
第14条の68	当社が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除	25
第6章	付加機能	25
第15条	付加機能の提供	25
第16条	付加機能の利用の一時中断	26
第17条	利用権の譲渡があった場合等の取扱い	26
第18条	利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能	26
第7章	削除	
第18条の2	削除	
第18条の3	削除	
第8章	削除	
第18条の4	削除	

第9章 利用中止等	26
第19条 利用中止	26
第20条 利用停止	27
第20条の2 サービス提供限度額	28
第20条の3 契約約款等による制約	28
第21条 接続休止	28
第10章 通話	28
第1節 通話の種類等	28
第22条 通話の種類等	28
第22条の2 削除	
第2節 削除	
第23条 削除	
第24条 削除	
第3節 通話利用の制限等	29
第25条 通話の切断	29
第26条 通話利用の制限等	29
第27条 通話時間等の制限	29
第4節 通話時間の測定等	29
第28条 通話時間の測定等	29
第5節 削除	
第28条の2 削除	
第28条の3 削除	
第28条の4 削除	
第11章 料金等	30
第1節 料金及び工事に関する費用	30
第29条 料金及び工事に関する費用	30
第2節 料金等の支払義務	30
第30条 料金設定通話	30
第30条の2 基本料金の支払義務	30
第31条 通話に関する料金の支払義務	32
第32条 削除	
第33条 削除	
第34条 料金設定通話以外の通話に関する料金の支払義務等	33
第35条 削除	
第36条 工事費の支払義務	33
第36条の2 設備費の支払義務	33
第3節 料金の計算方法等	33
第37条 料金の計算方法等	33
第37条の2 削除	
第38条 債権の譲渡	33
第4節 保証金	34
第38条の2 契約者指定番号発信サービス利用契約に係る保証金	34
第38条の2の2 付加機能の利用に係る保証金	35
第38条の3 保証金の返還	35
第5節 割増金及び延滞利息	35
第39条 割増金	35
第39条の2 延滞利息	36
第12章 保守	36
第39条の3 削除	

第39条の4	削除	
第40条	修理又は復旧の順位	36
第13章	損害賠償	37
第41条	責任の制限	37
第42条	免責	37
第14章	雑則	37
第42条の2	削除	
第43条	承諾の限界	38
第43条の2	サービスの廃止	38
第44条	利用に係る契約者の義務	38
第44条の1の2	削除	
第44条の2	削除	
第44条の3	削除	
第44条の4	契約者の氏名の通知等	39
第45条	電話等利用契約者からの通知	39
第45条の2	削除	
第45条の3	削除	
第45条の4	削除	
第45条の5	他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知	39
第45条の6	IP通信網サービス付加機能利用契約者からの通知	39
第46条	協定事業者への通知	40
第47条	協定事業者からの通知	40
第48条	電話帳	40
第49条	電話番号案内	40
第50条	相互接続番号案内	40
第51条	相互接続番号案内料の支払義務	40
第51条の2	番号情報の提供	40
第52条	法令に規定する事項	41
第52条の2	削除	
第52条の3	個人情報に関する取扱い	41
第52条の4	本人特定事項の取扱い	41
第53条	閲覧	41
第53条の2	特約	41
第53条の3	契約者に対する通知	41
第15章	附帯サービス	42
第54条	附帯サービス	42
別記		
1	電話等サービスの提供区間	43
1の2	削除	
1の3	削除	
2	契約者の地位の承継	49
2の2	削除	
2の3	削除	
2の3の2	他社直収電話等付加機能利用契約者の氏名等の変更の届出	43
2の3の3	緊急通報用電話契約者の氏名等の変更の届出	44
2の4	削除	
2の5	通話に関する料金の取扱い	44

3	電話帳の普通掲載	45
4	電話帳の掲載省略	45
5	電話帳の重複掲載	45
6	協定事業者が発行する電話帳以外の電話帳の発行	46
6の2	削除	
6の3	削除	
6の4	削除	
6の5	削除	
7	当社の維持責任	46
7の2	個人情報の開示	46
7の3	本人特定事項の照会	46
8	料金明細内訳書の送付	46
8の2	支払証明書の発行	46
9	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	46
9の2	削除	
9の3	削除	
9の4	CXサポートサービスの提供	47
9の4の2	CXサポートサービスのプランの変更	47
9の5	料金請求データの取得に関する同意	47
9の6	データに関する責任	48
9の7	データの確認・複製	48
9の8	データの削除	48
9の9	データのバックアップ	49
10	加入電話等契約	49
10の2	携帯電話等契約	49
10の3	削除	
10の4	他社直加入電話等契約	50
10の5	他社直収電話等契約	50
10の5の2	付加的役務通話契約	55
10の6	IP通信網サービス契約	64
11	新聞社等の基準	65
11の2	削除	
11の3	削除	
12	緊急通報用電話サービスの電話番号	65
13	災害用伝言ダイヤルサービス	65
料金表		
	通則	66
第1表	料金	69
第1	基本料金	69
第2	通話に関する料金	94
第2表	工事に関する費用	109
第1	工事費	109
第2	設備費	114
第3表	重複掲載料	115
第4表	相互接続番号案内料	116
第5表	削除	
第6表	支払証明書の発行手数料	118
第7表	CXサポートサービスの提供に係る料金	119

附則 120

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この電話等サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより電話サービス及び総合デジタル通信サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下「電話等サービス」といいます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、電話等サービスに附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の約款の効力発生後、契約者が特段の申出なく電話等サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(約款の公表)

第2条の2 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）において、この約款を公表します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 通話	おおむね3kHzの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
3の2 国内通話	通話のうち本邦内で行われるもの（外国を経由して本邦内で行われるものを除きます。）
3の3 国際通話	通話のうち本邦と外国との間で行われるもの、及び本邦内で行われるもの（外国を経由して行われるものに限り。）
3の4 削除	
3の5 削除	
4 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
5 総合デジタル通信網	主として64kbit/sの伝送速度により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備

6 電話サービス	電話網を使用して行う電気通信サービス
6の2 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
7 総合デジタル通信サービス	総合デジタル通信網を使用して行う電気通信サービス
7の2 国内電話等サービス	国内一般電話等サービス
7の3 削除	削除
8 電話等サービス取扱所	(1) 電話等サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により電話等サービスに関する契約事務を行う者の事業所
9 電話等利用契約	当社から一般電話等サービスの提供を受けるための契約
10 電話等利用契約者	当社とあらかじめ電話等利用契約を締結している者
11 削除	削除
12 削除	削除
12の2 削除	削除
12の3 削除	削除
12の4 削除	削除
12の5 削除	削除
12の6 他社直収電話等付加機能利用契約	他社直収電話等設備を利用して、これにより当社から当社が別に定める付加機能の提供を受けるための契約 (注) 当社が別に定める付加機能とは、次の付加機能をいいます。 (1) 地域指定着信課金機能 (2) 地域指定特定番号着信機能
12の7 他社直収電話等付加機能利用契約者	当社と他社直収電話等付加機能利用契約を締結している者
12の8 緊急通報用電話契約	当社から緊急通報用電話サービスの提供を受けるための契約
12の9 緊急通報用電話契約者	当社から緊急通報用電話契約を締結している者
12の10 緊急通報用回線	緊急通報用電話契約に基づいて取扱所交換設備と契約者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
12の11 IP通信網サービス付加機能利用契約	IP電話設備を利用して、これにより当社から当社が別に定める付加機能の提供を受けるための契約 (注) 当社が別に定める付加機能とは、次の付加機能をいいます。

	<p>(1) 地域指定着信課金機能</p> <p>(2) 地域指定特定番号着信機能</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 削除</p>
12の13 I P通信網サービス付加機能利用契約者	当社と I P 通信網サービス付加機能利用契約を締結している者
12の14 契約者指定番号発信サービス利用契約	当社から契約者指定番号発信サービスの提供を受けるための契約
12の15 契約者指定番号発信サービス利用契約者	当社と契約者指定番号発信サービス利用契約を締結している者
13 電話等サービス契約	電話等利用契約、他社直収電話等付加機能利用契約、緊急通報用電話契約、I P 通信網サービス付加機能利用契約、又は契約者指定番号発信サービス利用契約
14 契約者	電話等利用契約者、他社直収電話等付加機能利用契約者、緊急通報用電話契約者、I P 通信網サービス付加機能利用契約者、又は契約者指定番号発信サービス利用契約者
15 協定事業者	当社と相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）
16 特定協定事業者	加入電話等契約（別記10に掲げる契約をいいます。以下同じとします。）を締結する協定事業者
16の2 移動電話会社	携帯電話等契約（別記10の2に掲げる契約をいいます。以下同じとします。）を締結する協定事業者
16の3 他社直加入電話等会社	他社直加入電話等契約（別記10の4に掲げる契約をいいます。以下同じとします。）を締結する協定事業者
16の4 他社直収電話等会社	他社直収電話等契約（別記10の5に掲げる契約をいいます。以下同じとします。）を締結する協定事業者
16の5 請求事業者	この約款の規定により支払いを要することとなる料金その他の債務に係る債権（当社が請求するものに限りません。）を、当社が譲り渡し、契約者に請求することとなる事業者であって電気通信事業者以外の者（当社が別に定める者に限りません。） （注）本欄に規定する当社が別に定める者は、NTTファイナンス株式会社とします。
17 削除	削除
17の2 削除	削除
17の3 削除	削除

17の4 削除	削除
17の5 削除	削除
17の6 削除	削除
18 削除	削除
19 加入電話等設備	特定協定事業者との加入電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
20 加入電話設備	特定協定事業者との電話サービスに係る契約に基づいて設置される加入電話等設備
21 総合デジタル通信設備	特定協定事業者との総合デジタル通信サービスに係る契約に基づいて設置される加入電話等設備
22 削除	削除
23 公衆電話設備	特定協定事業者が設置する公衆電話又はデジタル公衆電話の電話機等
23の2 削除	削除
24 削除	削除
25 固定端末系伝送路設備	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備（加入電話等設備、公衆電話設備及び他社直加入電話等設備を除きます。）であって、協定事業者に係るもの
25の2 固定電話等設備	電気通信番号規則別表第1号及び別表第6号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備
26 携帯電話設備	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、協定事業者に係るもの
27 削除	削除
27の2 他社直加入電話等設備	他社直加入電話等会社との他社直加入電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
27の3 他社直収電話等設備	固定端末系伝送路設備及び他社直加入電話等設備のうち、他社直収電話等会社との他社直収電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
27の4 IP電話設備	主として通話の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号又は音響の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの符号設備。
28 削除	削除
29 削除	削除
30 利用回線	加入電話等設備であって、電話等利用契約に基づいて当社が提供する電話等サービスを利用するために使用されるもの
30の2 削除	削除

30の3 削除	削除
30の4 他社直収電話等利用回線	他社直収電話等設備であって、他社直収電話等付加機能利用契約に基づいて当社が提供する電話等サービスを利用するために使用されるもの
30の5 I P 通信網サービス利用回線	I P 電話設備であって、I P 通信網サービス付加機能利用契約に基づいて当社が提供する電話等サービスを利用するために使用されるもの (別記10の6に掲げるI P 通信網サービス契約に基づいて設置するものに限りませう。)
30の6 契約者指定番号発信サービス利用回線	携帯電話設備であって、契約者指定番号発信サービスを利用するために使用されるもの
31 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点(当社が協定事業者(当社が別に定める者に限りませう。以下この欄において同じとします。)から提供を受けている都道府県の区域(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。)をまたがる伝送に関する卸電気通信役務(事業法第19条第1項の規定するものをいいます。以下同じとします。)及び当社が特定協定事業者から提供を受けている緊急通報用電話サービスに関する卸電気通信役務に係る区間との分界点を含みませう。)
31の2 削除	削除
32 利用回線等	(1) 加入電話等設備、公衆電話設備、固定端末系伝送路設備、携帯電話設備、他社直加入電話等設備、I P 電話設備及び当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点 (注) 第5条(電話等サービスを利用するための電気通信設備等)に規定するその他の電気通信設備を含みませう。
33 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みませう。)又は同一の建物内であるもの。
34 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
35 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
36 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(通話以外の通信の取扱い)

第4条 電話等サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。

(注) 当社は、別記4（電話帳の掲載省略）に規定する通話については、通話以外の通信を通話とみなして取り扱いません。

第2章 電話等サービスの種類等

（電話等サービスの種類）

第4条の2 電話等サービスには次の種類があります。

種 類	内 容																					
一般電話等サービス	利用回線等を使用して提供する電話等サービス																					
削除	削除																					
緊急通報用電話サービス	出火報知又は人命救助用として、緊急通報用回線を使用して通話の着信のみのために提供する総合デジタル通信サービス																					
契約者指定番号発信サービス	<p>当社が別に定める数を上限として発信元としてあらかじめ登録された利用回線等（当社が別に定めるものに限ります。）から当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通話について、当社の電気通信設備を介して提供する電話等サービス</p> <p>(注1) 本欄に規定する当社が別に定める数は、第4条の4の3（グループ発信サービスの種類）に定めるグループ発信サービスの種類及び第4条の4の4（第2種グループ発信サービスの区別）に定める第2種グループ発信サービスの区別に応じ、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別</th> <th>別に定める数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種グループ発信サービス</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第2種グループ発信サービス</td> <td>プラン1</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>プラン4</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>プラン5</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>プラン6</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 本欄に規定する当社が別に定める利用回線等は、第4条の4の2（契約者指定番号発信サービスの種別）に定める契約者指定番号発信サービスの種類に応じ、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約者指定番号発信サービスの種別</th> <th>別に定める利用回線等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グループ発信サービス</td> <td>携帯電話設備（電気通信番号規則第9条第1項に規定する電気通信番号を用いるものに限ります。）に係るもの（他の契約者指</td> </tr> </tbody> </table>	グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別	別に定める数	第1種グループ発信サービス	500	第2種グループ発信サービス	プラン1	3,000	プラン2	1,500	プラン3	1,500	プラン4	1,500	プラン5	1,500	プラン6	1,500	契約者指定番号発信サービスの種別	別に定める利用回線等	グループ発信サービス	携帯電話設備（電気通信番号規則第9条第1項に規定する電気通信番号を用いるものに限ります。）に係るもの（他の契約者指
グループ発信サービスの種類又は第2種グループ発信サービスの区別	別に定める数																					
第1種グループ発信サービス	500																					
第2種グループ発信サービス	プラン1	3,000																				
	プラン2	1,500																				
	プラン3	1,500																				
	プラン4	1,500																				
	プラン5	1,500																				
	プラン6	1,500																				
契約者指定番号発信サービスの種別	別に定める利用回線等																					
グループ発信サービス	携帯電話設備（電気通信番号規則第9条第1項に規定する電気通信番号を用いるものに限ります。）に係るもの（他の契約者指																					

		定番号発信サービス利用契約 (グループ発信サービスに係るものに限り、)においてその電気通信番号が現に登録されている場合を除きます。)
--	--	---

(一般電話等サービスの種類)

第4条の3 一般電話等サービスには次の種類があります。

種 類	内 容
国内一般電話等サービス	一般電話等サービスのうち、本邦内で提供されるもの(外国を経由して本邦内で提供されるものを除きます。)

第4条の4 削除

(契約者指定番号発信サービスの種別)

第4条の4の2 契約者指定番号発信サービスには次の種別があります。

種 別	内 容
グループ発信サービス	1のグループ発信サービス利用契約者識別番号につき、複数の利用回線等を登録できるもの

(グループ発信サービスの種類)

第4条の4の3 グループ発信サービスには次の種類があります。

種 類	内 容
第1種グループ発信サービス	1のグループ発信サービス利用契約者識別番号につき、登録できるグループ発信サービス利用回線数の上限が500のもの
第2種グループ発信サービス	グループ発信サービスのうち、第1種グループ発信サービス以外のもの

(第2種グループ発信サービスの区別)

第4条の4の4 第2種グループ発信サービスには次の区別があります。

区 別	内 容
プラン1	プラン2、プラン3、プラン4、プラン5、プラン6以外のもの
プラン2	第2種グループ発信サービスの利用に係る通話について、当社の電気通信設備に終端させた後、通話の相手に接続するもの
プラン3	1のグループ発信サービス利用回線ごとに1の電話番号(電気通信番号規則別表第6号に定める電気通信番号をいいます。)を付与するもの
プラン4	プラン2のうち、契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線が、法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係るもの
プラン5	プラン2のうち、当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第6種シェアードIP-PBXサービスカテゴリ3の

	タイプ4のプラン2に係る契約の締結を要するもの
プラン6	プラン5のうち、契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線が、法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係るもの
備考	
<p>1 第2種グループ発信サービス（プラン1又はプラン3を除きます。）に係る契約を申し込む者は、当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第6種シェアードIP-PBXサービスの契約を締結することを要します。</p> <p>2 第2種グループ発信サービス（プラン1又はプラン3を除きます。）の利用に係る通話については、通話の相手に契約者指定番号発信サービス利用契約者が契約する第6種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信番号（その電気通信番号が電気通信番号規則第9条第1号に規定するものである場合は、その終端の設置場所に応じたものとし、）を通知します。ただし、通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。</p> <p>3 第2種グループ発信サービス（プラン4又はプラン6に限ります。）に係る契約を申し込む者は、TSR（株式会社東京商工リサーチ）が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けている必要があります。</p> <p>4 第2種グループ発信サービス（プラン4又はプラン6に限ります。）に係る契約を申し込む者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義は一致している必要があります。当社はD-U-N-S® Numberが一致していることをもって名義が一致していることを確認します。</p>	

（外国における取扱いの制限）

第4条の5 電話等サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第3章 電話等サービスを利用するための電気通信設備等

（電話等サービスを利用するための電気通信設備等）

第5条 当社が提供する電話等サービスは、当社が別に定める電気通信設備により利用することができます。

（注）当社が別に定める電気通信設備は、次のとおりとします。

- (1) 加入電話等設備
 - (2) 削除
 - (3) 公衆電話設備
 - (4) 削除
 - (5) 固定端末系伝送路設備
 - (6) 携帯電話設備
 - (7) 削除
 - (8) 他社直加入電話等設備
 - (9) 削除
 - (10) 削除
 - (11) IP電話設備
- 2 削除
- 3 第1項において、次の電気通信設備により電話等サービスを利用する場合は、あらかじめ当社と次の契約を締結する必要があります。

電気通信設備	契 約
--------	-----

加入電話等設備	電話等利用契約
削除	削除
他社直収電話等設備	他社直収電話等付加機能利用契約

- 4 削除
- 5 削除
- 6 削除
- 7 削除

第4章 電話等サービスの提供区間

(電話等サービスの提供区間)

第6条 当社の電話等サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

第5章 契約

第1節 電話等利用契約

(電話等利用契約の締結等)

第7条 加入電話等契約を締結したとき、又は電話加入権等（加入電話等契約者（特定協定事業者と加入電話等契約を締結した者をいいます。以下同じとします。）がその加入電話等契約に基づき、特定協定事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡を受けたとき（第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）第1項ただし書又は第13条（加入電話等契約の解除等に伴う電話等利用契約の取扱い）ただし書に規定する場合は、その定めるところによります。）は、その加入電話等契約者は、当社と電話等利用契約を締結したこととなります。

ただし、その加入電話等契約の申込が承諾された際、又は電話加入権等の譲渡が承認された際、電話等利用契約を締結しない旨の意思表示をした者については、この限りではありません。

- 2 前項ただし書その他この約款中の規定により、現に当社と電話等利用契約を締結していない者（加入電話等契約者に限ります。）が一般電話等サービスを利用しようとするときは、あらかじめその旨を当社が指定する電話等サービス取扱所に申込み、電話等利用契約を締結していただきます。

ただし、次の場合には、当社はその電話等利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) その申込に係る契約者名と加入電話等契約に係る契約者名が異なるとき。
 - (2) その申込をした者が電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 捜査機関から特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいいます。以下同じとします。）等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 電話等利用契約の申込をした者は、当社が前項第1号に係る確認を行うため、加入電話等契約に係る契約者名を特定協定事業者に照会することを承認していただきます。
 - 4 電話等利用契約を締結していない者は、利用の都度、その利用の意思表示をするこ

とにより、当社が別に定める通話を利用することができます。この場合、その料金の支払い等利用に係る提供条件については、その者を電話等利用契約者とみなして取り扱うものとし、この約款並びに協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
(注) 本条第4項に規定する当社が別に定める通話は、協定事業者の電気通信設備から当社の付加機能を利用して行う通話又は電気通信番号規則に定めるところにより当社が東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が指定を受けた電気通信番号を利用して行う通話とします。

(一般電話等サービスの一時中断)

第8条 当社は、電話等利用契約者から請求があったときは、一般電話等サービスの利用の一時中断（一般電話等サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 削除

第9条 削除

(電話等利用契約者が行う電話等利用契約の解除)

第10条 電話等利用契約者は、電話等利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う電話等利用契約の解除)

第11条 当社は、第20条（利用停止）第1項又は第3項の規定により一般電話等サービスの利用を停止された電話等利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その電話等利用契約を解除することがあります。

2 当社は、電話等利用契約者が第20条第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、一般電話等サービスの利用停止をしないうでその電話等利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その電話等利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ電話等利用契約者にそのことを通知します。この場合、第47条（協定事業者からの通知）の規定により特定協定事業者から通知を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)

第12条 当社は、電話等利用契約者が、特定協定事業者の契約約款等に定めるところにより、電話加入権等の譲渡をし、特定協定事業者の承認を受けたときは、その電話等利用契約を解除したものとします。

ただし、電話加入権等の譲渡に伴って、その電話等利用権（電話等利用契約者がその電話等利用契約に基づき、当社の一般電話等サービスを利用する権利をいいます。以下同じとします。）を譲渡する旨当事者から申出があった場合であって、その電話等利用権の譲渡について当社の承認を受けたときは、その電話等利用権の譲渡を受けた者は、電話等利用権の譲渡人が有していた電話等利用契約者の地位を承継したものとします。

2 当社は、前項ただし書の規定により電話等利用権の譲渡の承認の申出があったときは、次の場合を除いてこれを承認します。

(1) その電話等利用権を譲り受けようとする者と加入電話等契約に係る契約者名が異なるとき。

(2) その電話等利用権を譲り受けようとする者が電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

3 第1項に規定するほか、電話加入権等の譲渡を受けた者は、特定協定事業者の契約約款等に定めるところにより、譲渡人が有していた当社の一般電話等サービスに係る料金その他の債務の支払義務を承継したものとします。

4 前項の規定にかかわらず、第11章（料金等）第2節（料金等の支払義務）各条その

他この約款の規定により当社が請求することとなる一般電話等サービスに係る料金その他の債務又は第38条（債権の譲渡）第2項の規定により請求事業者に譲渡された債権に係る債務の支払義務については、この限りではありません。

第12条の2 削除

（加入電話等契約の解除等に伴う電話等利用契約の取扱い）

第13条 当社は、電話等利用契約者から電話等利用契約に係る加入電話等契約を解除をした旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その電話等利用契約を解除します。

ただし、電話等利用契約者が加入電話等契約を解除すると同時に他の加入電話等契約を締結する場合であって、その電話等利用契約者からその電話等利用契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

（その他の提供条件）

第14条 電話等利用契約に関するその他の提供条件については、別記2に定めるところによります。

第2節 削除

第14条の2 削除

第14条の2の2 削除

第14条の2の3 削除

第14条の3 削除

第14条の4 削除

第14条の5 削除

第14条の6 削除

第14条の7 削除

第14条の8 削除

第14条の9 削除

第14条の10 削除

第14条の10の2 削除

第14条の10の3 削除

第14条の11 削除

第14条の11の2 削除

第14条の12 削除

第14条の13 削除

第14条の13の2 削除

第14条の14 削除

第14条の15 削除

第14条の16 削除

第14条の17 削除

第14条の18 削除

第3節 削除

第14条の19 削除

第14条の20 削除

第14条の21 削除

第14条の22 削除

第14条の23 削除

第14条の24 削除

第14条の25 削除

第14条の26 削除

第14条の27 削除

第14条の28 削除

第14条の29 削除

第4節 削除

第14条の30 削除

第14条の31 削除

第14条の32 削除

第14条の33 削除

第14条の34 削除

第14条の35 削除

第14条の36 削除

第14条の37 削除

第14条の38 削除

第5節 他社直収電話等付加機能利用契約

(契約の単位)

第14条の39 当社は、他社直収電話等利用回線1回線ごとに1の他社直収電話等付加機能利用契約を締結します。この場合、他社直収電話等付加機能利用契約者は、1の他社直収電話付加機能利用契約につき1人に限ります。

(他社直収電話等付加機能利用契約申込の方法)

第14条の40 他社直収電話等付加機能利用契約の申込をしようとするときは、当社所定の契約申込書及び付加機能の利用申込書を当社が指定する電話等サービス取扱所に提出していただきます。

(他社直収電話等付加機能利用契約申込の承諾)

第14条の41 当社は、他社直収電話等付加機能利用契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、他社直収電話等付加機能利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 当社の付加機能の利用を伴わないとき。
- (2) 第15条（付加機能の提供）に規定する条件を満たさないとき。
- (3) 他社直収電話等付加機能利用契約の申込をした者が、他社直収電話等利用回線について他社直収電話等会社と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (4) 他社直収電話等付加機能利用契約の申込をした者が電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(一般電話等サービスの利用の一時中断)

第14条の42 当社は他社直収電話等付加機能利用契約者から請求があったときは、一般電話等サービスの利用の一時中断を行います。

第14条の43 削除

(他社直収電話等付加機能利用権の譲渡)

第14条の44 他社直収電話等付加機能利用権（他社直収電話等付加機能利用契約者が他社直収電話等付加機能利用契約に基づいて一般電話等サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は譲渡できません。

(他社直収電話等付加機能利用契約者が行う他社直収電話等付加機能利用契約の解除)

第14条の45 他社直収電話等付加機能利用契約者は、他社直収電話等付加機能利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に書面により届け出ていただきます。

(当社が行う他社直収電話等付加機能利用契約の解除)

第14条の46 当社は、第20条（利用停止）第1項又は第3項の規定により一般電話等サービスの利用を停止された他社直収電話等付加機能利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その他社直収電話等付加機能利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は他社直収電話等付加機能利用契約者が第20条第1項各号又は第3項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、一般電話等サービスの利用停止をしないでその他社直収電話等付加機能利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により他社直収電話等付加機能利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ他社直収電話等付加機能利用契約者にそのことを通知します。この場合、第47条（協定事業者からの通知）の規定により協定事業者から通知を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- 4 当社は前3項に規定するほか、第14条の41第2項に規定する承諾条件を満たさなくなったとき若しくは別記10-5に掲げる他社直収電話等会社以外の電話会社に移行した事実を知ったときは、その他社直収電話等付加機能利用契約を解除します。
なお、この場合、解除までに生じた利用料金の支払を要します。
（他社直収電話等契約の解除等に伴う他社直収電話等付加機能利用契約の扱い）
- 第14条の47 当社は、他社直収電話等付加機能利用契約者からその他社直収電話等付加機能利用契約に係る他社直収電話等利用回線について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その他社直収電話等付加機能利用契約を解除します。
ただし、他社直収電話等付加機能利用契約者が他社直収電話等契約を解除すると同時に同一協定事業者の他の他社直収電話等契約を締結する場合であって、その他社直収電話等付加機能利用契約者からその他社直収電話等付加機能利用契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。
- 2 当社は、他社直収電話等付加機能利用契約者とその他社直収電話等付加機能利用契約に係る他社直収電話等利用回線について他社直収電話等会社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その他社直収電話等付加機能利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、他社直収電話等付加機能利用契約が他社直収電話等会社の契約約款等に定めるところにより、他社直収電話等利用権（他社直収電話等契約者（他社直収電話等会社と他社直収電話等契約を締結した者をいいます。以下同じとします。）がその他社直収電話等契約に基づき、他社直収電話等会社の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡をし、他社直収電話等会社の承認を受けたときは、その他社直収電話等付加機能利用契約を解除したものとします。
- 4 当社は、前3項の規定により他社直収電話等付加機能利用契約が解除されたにもかかわらず、他社直収電話等付加機能利用契約者が第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知を怠った場合には、その他社直収電話等設備により行われた一般電話等サービスに係る料金をその他社直収電話等付加機能利用契約者に支払っていただくことがあります。
（その他の提供条件）
- 第14条の48 他社直収電話等付加機能利用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記2の3の2に定めるところによります。
- 第6節 緊急通報用電話契約
（緊急通報用電話契約者の条件）
- 第14条の49 緊急通報用電話契約の契約者は、消防機関とします。
（緊急通報用電話サービスの提供）
- 第14条の50 当社は、緊急通報用電話契約をする場合は、その必要が認められる範囲で提供します。
（契約の単位）
- 第14条の51 当社は、緊急通報用回線1回線ごとに1の緊急通報用電話契約を締結します。この場合、契約者は、1の緊急通報用電話契約につき1人に限ります。
但し、契約者とは、特定協定事業者の緊急通報用回線の提供を受けている電気通信

事業者の電話サービスを利用する利用者を含む場合があります。

(その他の提供条件)

第14条の52 契約者が行う緊急通報用電話契約の解除及び当社が行う緊急通報用電話契約の解除に関する取扱いについては、電話等利用契約者の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、緊急通報用電話契約に関するその他の提供条件については、別記2の3の3及び別記12に定めるところによります。

第7節 地域指定特定番号着信機能利用契約

(当社が行う地域指定特定番号着信機能利用契約の解除)

第14条の53 当社が別に定める契約回線条件を満たさなくなったとき若しくはその事実を当社が知りえたときは、地域指定特定番号着信機能利用契約を解除します。なお、解除までに利用料金の支払いを要します。

(注) 本条に規定する当社が別に定める契約回線条件は、別記10の5(2)に定める回線とします。

第8節 I P通信網サービス付加機能利用契約

(契約の単位)

第14条の54 当社は、I P通信網サービス利用回線1回線ごとに1のI P通信網サービス付加機能利用契約を締結します。この場合、I P通信網サービス付加機能利用契約者は、1のI P通信網サービス付加機能利用契約につき1人に限ります。

(I P通信網サービス付加機能利用契約申込の方法)

第14条の55 I P通信網サービス付加機能利用契約の申込をしようとするときは、当社所定の契約申込書及び付加機能の利用申込書を当社が指定する電話等サービス取扱所に提出していただきます。

(I P通信網サービス付加機能利用契約申込の承諾)

第14条の56 当社は、I P通信網サービス付加機能利用契約の申込があったときは、受付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、I P通信網サービス付加機能利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 当社の付加機能の利用を伴わないとき。
- (2) 第15条(付加機能の提供)に規定する条件を満たさないとき。
- (3) I P通信網サービス付加機能利用契約の申込をした者が、I P通信網サービス利用回線について、当社のI P通信網サービス契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (4) I P通信網サービス付加機能利用契約の申込をした者が電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(一般電話等サービスの利用の一時中断)

第14条の57 当社はI P通信網サービス付加機能利用契約者から請求があったときは、一般電話等サービスの利用の一時中断を行います。

第14条の58 削除

(I P通信網サービス付加機能利用権の譲渡)

第14条の59 I P通信網サービス付加機能利用権(I P通信網サービス付加機能利用契約者がI P通信網サービス付加機能利用契約に基づいて一般電話等サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)は譲渡できません。

(I P通信網サービス付加機能利用契約者が行うI P通信網サービス付加機能利用契約の解除)

第14条の60 I P通信網サービス付加機能利用契約者は、I P通信網サービス付加機能利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サ

ービス取扱所に書面により届け出ていただきます。

(当社が行う I P 通信網サービス付加機能利用契約の解除)

第14条の61 当社は、第20条(利用停止)第1項又は第3項の規定により一般電話等サービスの利用を停止された I P 通信網サービス付加機能利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除することがあります。

2 当社は I P 通信網サービス付加機能利用契約者が第20条第1項各号又は第3項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、一般電話等サービスの利用停止をしないでその I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ I P 通信網サービス付加機能利用契約者にそのことを通知します。この場合、I P 通信網サービス付加機能利用契約時に申出を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 当社は前3項に規定するほか、第14条の56第2項に規定する承諾条件を満たさなくなったとき若しくは別記10-6に掲げる I P 通信網サービス契約以外のサービスに移行した事実を知ったときは、その I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除します。なお、この場合、解除までに生じた利用料金の支払を要します。

(I P 通信網サービス契約の解除等に伴う I P 通信網サービス付加機能利用契約の扱い)

第14条の62 I P 通信網サービス付加機能利用契約者とその I P 通信網サービス付加機能利用契約に係る I P 通信網サービス利用回線について当社の I P 通信網サービス契約を締結している者と同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除することがあります。

2 当社は、I P 通信網サービス付加機能利用契約が当社の I P 通信網サービス契約約款、COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款及び「COTOHA Call Centerサービス」契約約款に定めるところにより、I P 通信網サービス利用権(I P 通信網サービス契約者(当社の I P 通信網サービス契約約款、COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款又は「COTOHA Call Centerサービス」契約約款に基づき I P 通信網サービス契約を締結した者をいいます。以下同じとします。))がその I P 通信網サービス契約に基づき、I P 通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡をし、承認を受けたときは、その I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除したものとします。

3 I P 通信網サービス付加機能利用契約者が、I P 通信網サービス契約が解除されたにもかかわらず第45条の6(I P 通信網サービス付加機能利用契約者からの通知)に規定する通知を怠った場合には、I P 通信網サービス付加機能利用契約に係る料金をその I P 通信網サービス付加機能利用契約者に支払っていただくことがあります。

4 I P 通信網サービス契約を解除したことにより、I P 通信網サービス付加機能利用契約者が事実上 I P 通信網サービス付加機能の提供を受けることができなくなることに對し当社は賠償を負いません。

第9節 契約者指定番号発信サービス利用契約

(契約の単位)

第14条の63 当社は、1の契約者指定番号発信サービス利用契約者識別符号(契約者指定番号発信サービス利用契約者を識別するための符号であって、契約者指定番号発信サービス利用契約に基づいて当社が契約者指定番号発信サービスの利用契約者に割り当てるものをいいます。)ごとに1の契約者指定番号発信サービス利用契約を締結します。この場合、契約者指定番号発信サービス利用契約者は、1の契約者指定番号発信サービス利用契約につき1人に限ります。

第14条の63の2 削除

(契約者指定番号発信サービス利用契約申込の方法)

第14条の64 契約者指定番号発信サービス利用契約の申込をする者は、次の事項について記載のうえ当社が指定する方法により契約者指定番号発信サービス利用契約の申込を行っていただきます。

- (1) 契約者指定番号発信サービスの種別、種類、区別及び区分（第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン3に係る場合を除きます。）
- (2) 契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号
- (3) 契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン3に係る場合を除きます。）の利用に係るその者の契約に係る第6種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信番号
- (4) 申込をする者の住所等その他申込の内容を特定するために必要な事項
(契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾)

第14条の65 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約者指定番号発信サービス利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約者指定番号発信サービス利用契約の申込をした者が、契約者指定番号発信サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン3に係るものを除きます。）の申込をした者が、第6種シェアードIP-PBXサービスを契約しないとき。
- (6) 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスのプラン4又はプラン6に係るものに限ります。）の申込をした者が、TSR（株式会社東京商工リサーチ）が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けていないとき。
- (7) 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスのプラン4又はプラン6に係るものに限ります。）の申込をした者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義が一致していないとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更)

第14条の65の2 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者から請求があったときは、その契約者指定番号発信サービスの利用に係る契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号について変更（契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の登録又は登録の削除をいいます。）を行います。

2 削除

3 前項に規定するほか、契約指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン3に係る者を除きます。）は、第1項に規定する契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更（契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号を登録するものに限ります。）を請求するにあたっては、現にその契約者指定番号発信サービス利用契約者又はその契約者指定番号発信サービス利用契約者に係る従業員（それに相当する者を含みます。）の利用に係る電気通信番号について登録を行うものとします。

4 前3項の請求があったときは、当社は、第14条の65（契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

5 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、現に登録に係る契約者指定番号発信サービス利用回線について、本条第3項に規定する条件を満たさなくなったときは、当社に契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の変更（その契約者指定番号発信サービス利用回線に係る電気通信番号の登録を削除するものに限りま

す。)を請求するものとします。

第14条の65の3 削除

(最低利用期間)

第14条の65の4 契約者指定番号発信サービス(第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。)には、グループ発信サービス利用回線ごとに、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、契約者指定番号発信サービス利用回線の登録の日から起算して30日とします。

3 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、前項の最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。)の解除又はグループ発信利用回線の登録の削除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1(基本料金)に規定する額を支払っていただきます。

(契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡)

第14条の66 契約者指定番号発信サービス利用権(契約者指定番号発信サービス利用契約者が契約者指定番号発信サービス利用契約に基づいて契約者指定番号発信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社が指定する電話等サービス取扱所に請求していただきます。

3 当社は、前項の規定により契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 契約者指定番号発信サービス利用権を譲り受けようとする者が、電話等サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 削除

(3) 削除

(4) 契約者指定番号発信サービス利用権(第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン3に係るものを除きます。)を譲り受けようとする者が、第6種シェアードIP-PBXサービスを契約しないとき。

(5) 契約者指定番号発信サービス利用権(第2種グループ発信サービスのプラン4又はプラン6に係るものに限ります。)を譲り受けようとする者が、TSR(株式会社東京商工リサーチ)が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出を受けていないとき。

(6) 契約者指定番号発信サービス利用契約(第2種グループ発信サービスのプラン4又はプラン6に係るものに限ります。)を譲り受けようとする者の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義が一致していないとき。

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者指定番号発信サービス利用契約者が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除)

第14条の67 契約者指定番号発信サービス利用契約者は、契約者指定番号発信サービス利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に書面により通知していただきます。

2 削除

3 前2項に規定するほか、当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者(第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン3に係る者を除きます。以下この号において同じとします。)からその契約者指定番号発信サービスに係る第6種シェアードIP-PBXサービス利用契約の解除の申出があった場合、同時にその契約者指定番

号発信サービス利用契約の解除の申出があったものとみなして取り扱います。

- 4 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスのプラン4又はプラン6に係る者に限ります。）が、株式会社NTTドコモと締結している法人等の携帯電話等契約が解除されていることを確認した場合、その契約指定番号発信サービス利用契約の解除の申出があったものとみなして取り扱います。

（当社が行う契約者指定番号発信サービス利用契約の解除）

第14条の68 当社は、第20条（利用停止）第1項の規定により契約者指定番号発信サービスの利用を停止された契約者指定番号発信サービス利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約者指定番号発信サービス利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約者が第20条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、契約者指定番号発信サービスの利用停止をしないでその契約者指定番号発信サービス利用契約を解除することがあります。

3 削除

- 4 前3項に規定するほか、当社は契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスのプラン3に係る者に限ります。）が、連続する12の料金月の各料金月のいずれにおいても、料金表第1表第2（通話に関する料金）に規定する料金の支払いがないとき、その契約者指定番号発信サービス利用契約を解除することがあります。

- 5 当社は、前4項の規定により契約者指定番号発信サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者指定番号発信サービス利用契約者にそのことを通知します。

第6章 付加機能

（付加機能の提供）

第15条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表第1（基本料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
 - (3) 捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために申込み拒否の措置要請を受けたとき。
- 2 契約者は、グループを構成する付加機能の請求をするときは、所属する1のグループを指定して当社に届け出ていただきます。この場合、当社は、料金表第1表第1に定めるほか、次のとおり取り扱います。
- (1) その付加機能の請求が新たにグループを設けるものであるときは、そのグループの代表者を定めて当社に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - (2) 当社は、前項各号に規定するほか、所属するグループの代表者の承諾がないときは、その付加機能の請求を承諾しないことがあります。
 - (3) その付加機能を利用する契約者は、電話等利用権の譲渡があったとき、その利用回線が加入電話設備に係るものと総合デジタル通信設備に係るものとの間の変更があったとき、この機能を利用する利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があったとき、携帯利用回線に係る電話番号の変更があったとき又は他社直加入電話等利用回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があったときは、新たに所属するグループを当社に届け出ていただくことがあります。この場合当社は、前2号の規定に準じて取り扱います。
 - (4) その付加機能を利用する契約者がグループを構成する付加機能を利用するために

必要な番号を指定するとき又はその番号を変更するときは、そのグループの代表者の承諾がある場合に限り行うことができます。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、料金表第1表第1に別段の定めがある場合は、その請求の承諾を取り消すことがあります。

(注1) 当社は、契約者から30日以内の利用期間を指定して付加機能の提供の請求があったときは、料金表第1表第1に定める臨時のものに限り提供します。

(注2) 当社は、一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき又は契約者から利用回線、携帯利用回線若しくは他社直収電話等利用回線の利用休止をした旨の届出があったとき若しくはその事実を知ったときは、その利用回線、携帯利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る付加機能を廃止します。

(付加機能の利用の一時中断)

第16条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(利用権の譲渡があった場合等の取扱い)

第17条 当社は、第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）第1項ただし書の規定により電話等利用権の譲渡があった場合であっても、料金表第1表第1（基本料金）に別段の定めがあるときは、その付加機能を廃止します。

2 前項に規定する場合のほか、通話のふくそうにより当社の設備運営上支障を及ぼすおそれがある等料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、当社はその付加機能を廃止します。

3 当社は、契約者から利用回線、他社直加入電話等利用回線又は他社直収電話等利用回線について電話番号又は契約者回線番号の変更があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その利用回線に係る付加機能を廃止します。ただし、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の5（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、この限りではありません。

(利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能)

第18条 契約者は、前3条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、付加機能等（当社が別に定める付加機能等に限りません。）を利用することができます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める付加機能等は、次に掲げるものをいいます。

(ア) 料金表第1表第1に規定するナビダイヤル通話

(イ) 料金表第1表第2に規定する通話の付加サービス

第7章 削除

第18条の2 削除

第18条の3 削除

第8章 削除

第18条の4 削除

第9章 利用中止等

(利用中止)

第19条 当社は、次の場合には、電話等サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第26条（通話利用の制限等）の規定により、通話利用を中止するとき。

(3) 削除

2 当社は、前項の規定により電話等サービスの利用を中止するときは、あらかじめそ

のことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 削除

- 4 第1項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表第1表第1(基本料金)に別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能の利用を中止することがあります。

(利用停止)

第20条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(その電話等サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった電話等サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。))を、第11章(料金等)第2節(料金等の支払義務)各条の規定に基づきその請求を行った当社、協定事業者又は請求事業者を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社、協定事業者又は請求事業者を支払われるまでの間)、その電話等サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては当社が定める支払日を経過してもなお支払いがないとき又は協定事業者若しくは請求事業者が請求したものについてはその協定事業者若しくは請求事業者が定める支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を協定事業者若しくは請求事業者から受けたとき。
- (2) 契約者が当社と電話等サービス契約を締結している又は締結していた他の電話等サービスに係る料金その他の債務について及びIP通信網サービス契約に係わる料金その他の債務について、当社が請求したものについては当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがないとき又は協定事業者若しくは請求事業者が請求したものについては、その協定事業者若しくは請求事業者が定める支払期日を経過してもなお支払わない旨の通知を当社が協定事業者若しくは請求事業者から受けたとき。
- (3) 削除
- (4) 第44条(利用に係る契約者の義務)又は第44条の3(利用上の制限)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (5) 削除
- (6) 削除
- (7) 前6号のほか、この約款に違反する行為であって、電話等サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (8) 地域指定着信課金機能を利用する場合で、前料金月の末日までに保証金の預入れがなく、月額割引前通話料金が500万円を超えたとき。また、保証金の預け入れがあった場合でも、預け入れ額を月額割引前通話料金が超えたとき。

2 削除

- 3 当社は、捜査機関から特殊詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高いものとして、当該犯罪を防止するために利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき捜査機関が定める期間、その電話等サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。この場合において、当社は捜査機関及び総務省に対し当該契約者に係る氏名、住所等を通知することがあります。

なお、当社は本項に基づく付加機能(地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に限ります。)に係る利用の停止を解除するとき、利用の停止前とは異なる電気通信番号を契約者に付与することがあります。

- 4 当社は、第1項及び第3項の規定により電話等サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

- 5 前項の規定にかかわらず、協定事業者の電気通信設備から通話を行った者が、支払

いを要する者となるものについては、その電気通信設備を設置している協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(サービス提供限度額)

第20条の2 サービス提供限度額は、当社が別に定める額とします。

2 当社は、電話等サービス利用契約者（契約者指定番号発信サービス利用契約者（第1種グループ発信サービスに係る者に限ります。）に限ります。）に限ります。以下本条において同じとします。）が当社に支払うべき電話等サービス利用契約（契約者指定番号発信サービス利用契約に限ります。）の料金その他の債務（その料金月以外の利用に係る料金その他の債務（保証金を除きます。）の内、支払が完了していないものを含みます。）を累積した額について、サービス提供限度額を超えたときは、その者の電話等サービス（契約者指定番号発信サービスに限ります。）の利用を停止することがあります。この場合において、電話等サービス利用契約者から停止の解除の申出があったときは、当社が承諾したときに限り当社はその停止を解除します。

(注) 第1項に規定する当社が別に定める額は、100万円とします。

(契約約款等による制約)

第20条の3 電話等サービスの利用において、電話等利用契約者が当社又は協定事業者の契約約款等の定めるところによりその設備を使用することができない場合は、その設備を使用して電話等サービスを利用することはできません。

(接続休止)

第21条 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者の電気通信設備に係る他社通話（当社が別に定める通話を含みます。以下この条において同じとします。）を行うことはできません。

2 前項の場合に、契約者が他社通話を全く利用することができなくなったときは、当社は電話等サービスの接続休止（当社の電話等サービスを利用して行う通話と他社通話との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、その電話等サービスについて、契約者から電話等サービス契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

3 当社は、前項の規定により電話等サービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを契約者に通知します。

4 第2項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その電話等サービス契約は解除されたものとして取り扱います。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める通話は、別記1の表の(5)に規定する提供区間に係る通話とします。

第10章 通話

第1節 通話の種類等

(通話の種類等)

第22条 国内通話の種類は、料金表第1表第2（通話に関する料金）に定めるところによります。

2 削除

3 削除

第22条の2 削除

第2節 削除

第23条 削除

第24条 削除

第3節 通話利用の制限等

(通話の切断)

第25条 当社は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通話を切断することがあります。この場合、あらかじめその通話をしている者にそのことを通知します。

2 当社は、契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、）を利用して発信された通話について、1回の通話時間が通話の開始時点から起算して120分を超える場合、その通話をしている者に通知することなく、その通話を切断することがあります。

3 削除

(通話利用の制限等)

第26条 当社は、通話が著しくふくそうし、通話の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている利用回線以外のものによる通話の利用を中止する措置（特定の地域への通話を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 当社は、特定の地域等との通話が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、その地域等との通話の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。

3 当社は、当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、電話等サービス（附帯サービスを含みます。）の全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

(通話時間等の制限)

第27条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通話が著しくふくそうするときは、通話時間又は特定の地域への通話の利用を制限することがあります。

第4節 通話時間の測定等

(通話時間の測定等)

第28条 通話時間及び情報量の測定等については、料金表第1表第2（通話に関する料金）に定めるところによります。

第5節 削除

第28条の2 削除

第28条の3 削除

第28条の4 削除

第11章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第29条 当社が提供する電話等サービスの料金は、料金表第1表(料金)に定める基本料金及び通話に関する料金とします。

2 当社が提供する電話等サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費及び設備費とします。

3 当社が提供する相互接続番号案内に関する料金は、第51条(相互接続番号案内料の支払義務)に規定する相互接続番号案内料とし、料金表第4表(相互接続番号案内料)に定めるところによります。

4 削除

(注) 本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供する電話等サービスの態様に応じて、回線使用料、付加機能使用料(料金表第1表第2(通話に関する料金)に規定する通話の付加サービスに関する料金を除きます。)、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、屋内配線使用料及び機器使用料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(料金設定通話)

第30条 当社がこの約款に定めるところにより料金を定める通話(以下「料金設定通話」といいます。)は、料金表第1表第2(通話に関する料金)に定めるところによります。

(基本料金の支払義務)

第30条の2 契約者は、その契約に基づいて当社が付加機能(当社が別に定める付加機能を除きます。以下この条において同じとします。)について、料金表第1表第1(基本料金)に規定する基本料金の支払いを要します。

ただし、月額又は日額以外の方法で定める基本料金及び日額で定める基本料金のうち料金表第1表第1に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により付加機能を利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

ただし、第20条(利用停止)第3項の規定に該当する場合は、この限りではありません。この場合において利用を停止した日を電話等利用契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止のあった日)、利用の停止を解除した日を電話等サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)とみなして取扱います。

(3) 削除

(4) 前3号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、付加機能を利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その付加機能を全く利用できない状態(その付加機能に係る電気通信設備に著しい支障が生	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分)に限りま

じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄又、3欄は4欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	す。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本料金。
2 当社の故意又は重大な過失によりその付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその基本料金
3 相互接続点の変更等に伴って、付加機能を利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合により付加機能を利用しなかった場合であって、料金表第1表に規定する番号(当社が別に定める番号に限ります。)を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算して利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する基本料金
4 電話等サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する基本料金

- 3 第1項の期間において、他社通話を行うことができないことにより付加機能を利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
- (1) 協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断、利用停止その他契約者に帰する理由により、他社通話を行うことができなかった場合であっても、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、他社通話を行うことができないため、付加機能を全く利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない者
1 契約者の責めによらない理由により、他社通話を全く行うことができない状態(全ての他社通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じたため、当社の付加機能が全く利用できなくなった場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本料金。
2 当社の故意又は重大な過失により他社通話を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその基本料金

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた基本料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 5 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還す

ることがあります。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第2（通話に関する料金）に規定する通話の付加サービスとします。

(注2) 本条第2項の表の3欄に規定する当社が別に定める番号は、料金表第1表第1に規定する着信課金番号及び特定着信番号とします。

(通話に関する料金の支払義務)

第31条 契約者、公衆電話設備から通話を行った者は、次の通話について、当社が測定した通話時間又は情報量と料金表第1表第2の規定とに基づいて算定した通話に関する料金（当社が別に定める付加機能に関する料金を含みます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通話に関する料金について、料金表第1表第1（基本料金）又は同表第2に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	支払いを要する者
1 加入電話等設備から行った通話（その加入電話等設備に係る電話等利用契約者以外の方が行った通話を含みます。）	その加入電話等設備に係る電話等利用契約者
2 削除	削除
3 公衆電話設備から行った通話	その公衆電話設備から通話を行った者
4 削除	削除
5 削除	削除
6 削除	削除
7 削除	削除
8 契約者指定番号発信サービスを利用して行った通話	契約者指定番号発信サービス利用契約者

2 契約者は、ダイヤル通話（通話の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通話をいいます。以下同じとします。）の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第1表第2に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

3 第1項に規定する通話に関する料金については、当社、協定事業者又は請求事業者が請求を行うものとし、その料金その他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

4 第1項の規定にかかわらず、当社がこの約款以外に定めるところにより提供する電気通信サービスを契約者が利用する場合であつて、そのサービスに係る通話に関する料金の支払義務者が別に定められているときは、その定めによります。

5 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第2に規定する通話の付加サービスとします。

(注2) 本条第3項に規定する当社が別に定めるところは、別記2の5に定めるところによります。

第32条 削除

第33条 削除

(料金設定通話以外の通話に関する料金の支払義務等)

第34条 料金設定通話以外の通話に関する料金の支払義務及びその他の取扱いについては、その通話に接続される他社通話に係る協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通話に関する料金について、料金表第1表第1(基本料金)又は同表第2(通話に関する料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 削除

3 当社は、第1項に定める協定事業者がその契約約款等に定めるところに従ってその相互接続通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、その譲渡を承認します。

第35条 削除

(工事費の支払義務)

第36条 工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその工事の請求の取消し(以下この条において「請求取消」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に請求取消があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して請求取消があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第36条の2 特別な電気通信設備の新設を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表第2(設備費)に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前に解除等があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第37条 料金の計算方法及び料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第37条の2 削除

(債権の譲渡等)

第38条 契約者は、この約款の規定により、支払いを要することとなった料金その他の債務(第7条の規定により締結した電話等利用契約に関する料金又は当社が別に定める場合に該当しないものであって契約者から申出があったもの(当社が別に定める場合を除きます。)に限ります。以下この条において同じとします。)に係る債権を当社がその契約者に係る加入電話等設備を設置する特定協定事業者に譲り渡すことを承認していただきます。この場合、当社及び特定協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

ただし、契約者から次項の取扱いを希望する旨の申出があった場合は、この限りでありません。

2 当社が別に定める場合に該当しないとき又は契約者から申出があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)は、この約款の規定により支払いを要することとなった当

社が請求する料金その他の債務(第37条の2の規定により当社が提供する電話等サービスの料金とみなしたものを含みます。)に係る債権を請求事業者に譲り渡すことを承認していただきます。この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 3 第1項の場合において、当社は、1の料金月の支払いを要することとなった料金その他の債務の額が1,000円未満である場合は、その料金月から起算して連続する2の料金月の料金その他の債務に係る債権を1の債権とみなして特定協定事業者に譲り渡すものとします。

ただし、契約者から当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申し出があったときは、この限りではありません。

- 4 第2項の場合において、当社は、料金表通則11の2の規定に基づき、その債権を請求事業者に譲り渡すものとします。

- 5 前4項の規定により債権を譲渡することとなる料金その他の債務に関するその他の取扱いについては、この約款に別段の定めがある場合を除き、その特定協定事業者又は請求事業者の契約約款等に定めるところによります。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める場合は、次に掲げる場合とします。

- (1) 契約者が、外国政府(それに相当する者を含みます。)である場合又は法令により料金その他の債務の扱い等で別段の定めがある場合
- (2) 現に、料金請求に附随する料金明細等の附帯サービスを利用している場合であって、その通知方法や時期等において、契約者が希望する内容により適合していると当社が認める場合(契約者から特段の申出があった場合を除きます。)
- (3) 現に、2以上の契約に係る料金その他の債務を一括して請求を行っている場合又は2以上の請求書を1の封書等に同封して送付している場合であって、契約者の支払い処理の都合上、契約者が希望する請求方法により適合していると当社が認める場合(契約者から特段の申出があった場合を除きます。)
- (4) その申出が虚偽の内容(それに相当する者を含みます。)である又はそのサービスに係る料金その他の債務について支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等、当社又は請求事業者の業務の遂行上著しい支障があると当社が認める場合

第4節 保証金

(契約者指定番号発信サービス利用契約に係る保証金)

第38条の2 当社は、契約者指定番号発信サービス(グループ発信サービスに限ります。以下、この項において同じとします。)利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、その者の契約者指定番号発信サービス利用契約に係る契約者指定番号発信サービスの提供の条件として、保証金を預け入れていただくことがあります。

ただし、契約者指定番号発信サービス利用契約者が、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合は、この限りではありません。

- (1) 新規に契約者指定番号発信サービス利用契約を締結した者又は利用休止を行っていた携帯利用回線について利用の再開をした者
- (2) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者
- (3) 電話等サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者

- 2 保証金の額及び預入期間は、当社が別に定めます。

- 3 保証金については、無利息とします。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める者は、国又は地方公共団体に準ずる機関等とします。

(注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める額は次のとおりとします。

ア 削除

イ 契約者指定番号発信サービス利用契約に係るもの

契約者指定番号発信サービス利用契約者の予想月額料金(その契約者指定番号発信サービス利用契約の内容に照らし当社が算定し契約者に通知する額をいいます。)の3か月分以上とします。

(注3) 本条第2項に規定する当社が別に定める預入期間は、2年間とします。

(付加機能の利用に係る保証金)

第38条の2の2 当社は、電話等利用契約者（当社が別に定める付加機能の提供を受けている又は受けようとする者に限ります。）が次のいずれかに該当する場合は、その者の電話等サービス（当社が別に定める付加機能に限ります。）の提供の条件として、当社が定める期日までに保証金を預け入れていただくことがあります。

ただし、保証金に代わる銀行（銀行法（昭和56年法律59号）第2条に規定する銀行をいいます。以下同じとします。）又は当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りではありません。

(1) 電話等サービスの料金等の支払いを怠るおそれがあると当社が認めた者

(2) (1)以外で当社が別に定める利用形態に該当する者

(3) 月額割引前通話料金が500万円以上利用する場合

2 保証金の額及び預入期間は、当社が別に定めます。

3 保証金については、無利息とします。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、地域指定着信課金機能とします。

(注2) 本条第1項(2)に規定する当社が別に定める利用形態は、本邦から外国又は外国から本邦への地域指定着信課金機能による接続において国際公専公接続する利用形態とします。

(注3) 本条第2項に規定する当社が別に定める額は、地域指定着信課金機能における着信課金番号により同時に接続できる通話の数が23以下の場合に300万円とし、23を超える場合は次の23までごとに300万円を加算します。第38条2の2(3)に該当すると当社が認めた場合は、その者の予想月額割引前通話料金とします。

(注4) 本条第2項に規定する当社が別に定める預入期間は、付加機能の廃止までとします。

(保証金の返還)

第38条の3 当社は、次のいずれかに該当する場合は、保証金をその契約者に返還します。

ただし、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

(1) 保証金の預入期間が終了したとき。

(2) 保証金の預け入れのある契約者指定番号発信サービス（グループ発信サービスに限ります。以下、この項において同じとします。）利用契約について、利用の一時中断又は契約の解除があったとき。

(3) 保証金の預け入れのある電話等利用契約について、当社が別に定める付加機能の廃止があったとき。

(4) 第38条2の2（付加機能の利用に係る保証金）に規定する保証金の額が減少したとき。

(注1) 本条に規定する当社が別に定める付加機能は、地域指定着信課金機能とします。

(注2) 本条(4)に規定する保証金の額の減少による保証金の返還額は、変更前の保証金の額から変更後に適用すべき保証金の額を控除した額とします。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第39条 契約者その他電話等サービスの利用者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第39条の2 契約者は、第11章(料金等)第2節(料金等の支払義務)各条の規定により当社が請求することとなった電話等サービスに係る料金その他の債務(保証金及び延滞利息を除きます。以下この条において同じとします。)について当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合、または電話等サービスの廃止、契約者の異動等により他に請求する料金がなく、延滞利息のみの料金となった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第12章 保守

第39条の3 削除

第39条の4 削除

(修理又は復旧の順位)

第40条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第26条(通話利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通話を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との電話等サービス契約に係るもの 水防機関との電話等サービス契約に係るもの 消防機関との電話等サービス契約に係るもの 災害救助機関との電話等サービス契約に係るもの 警察機関との電話等サービス契約に係るもの 防衛機関との電話等サービス契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との電話等サービス契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との電話等サービス契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との電話等サービス契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話等サービス契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話等サービス契約に係るもの 選挙管理機関との電話等サービス契約に係るもの 別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との電話等サービス契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との電話等サービス契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との電話等サービス契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第13章 損害賠償

(責任の制限)

第41条 当社は、電話等サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者（当社より外国側にある協定事業者を除きます。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、その電話等サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、電話等サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその電話等サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
 - (1) 料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金
 - (2) 料金表第1表第2（通話に関する料金）に規定する料金（電話等サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均の通話に関する料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 3 削除
- 4 削除
- 5 第1項の場合を除き、当社は契約者に対し、賠償を負いません。
- 6 当社の故意又は重大な過失により電話等サービスの提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、前5項の規定は適用しません。
- 7 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第1表第1に定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、電話等サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均の通話に関する料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第42条 削除

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 3 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第14章 雑則

第42条の2 削除

(承諾の限界)

第43条 当社は、契約者その他電話等サービスの利用者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(サービスの廃止)

第43条の2 当社は、電話等サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 前項の規定による電話等サービスの全部又は一部の廃止があったときは、その電話等サービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、電話等サービスの全部又は一部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定により電話等サービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

(利用に係る契約者の義務)

第44条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 削除

(2) 契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通話の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 契約者は、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 削除

(5) 削除

(6) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと

(7) 契約者（当社が電気通信番号を付与するサービス又は付加機能に係る者に限りません。以下、本号において同じとします。）がその契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の定めに基づき、契約者は、その電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告するとともに、認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。

(8) (7)までに規定するほか、利用に係る契約者の義務については、次のとおりとします。

ア 当社のIP通信網サービス契約約款に定める契約者（ボイスモードの通信を行うことができるサービスの提供を受ける者に限ります。）の義務に準じるものとします。

イ 契約者のうち地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能のSMS送信機能を利用する者においては、当社のIP通信網サービス契約約款に定める契約者（ボイスモードの通信を行うことができるサービスの提供を受ける者を除きます。）の義務に準じるものとします。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備をき損したときは、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 前2項に規定するほか、電話等利用契約者は、当社から割り当てられた接続用電話等利用契約者識別符号（電話等利用契約者が、自営端末設備から当社の電気通信設備に接続し、当社に電話等サービスに係る請求又は申出を行う場合に必要となる英字及び数字の組合せをいいます。）及び暗証符号（以下、「接続用電話等利用契約者識別符号等」とします。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせるはなりません。

4 電話等利用契約者が前項の規定に反し、電話等サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、接続用電話等利用契約者識別符号等の変更その他必要な措置をとる場合があります。

第44条の1の2 削除

第44条の2 削除

第44条の3 削除

(契約者の氏名の通知等)

第44条の4 削除

2 契約者は、当社が請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第20条の規定に基づきその電話等サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金その他の債務の回収のために必要となる情報を、請求事業者に通知する必要があることについて、同意していただきます。

3 契約者は、当社が請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその電話等サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合がありますことについて、同意していただきます。

(電話等利用契約者からの通知)

第45条 電話等利用契約者は、利用回線について電話番号若しくは契約者回線番号の変更、利用回線の利用休止又は電話加入権等の譲渡その他当社が別に定める異動があるときは、その内容についてあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に通知していただきます。

2 前項において、その利用回線が付加機能を利用しているときその他当社が別に定める場合であって、電話加入権等の譲渡があったにもかかわらず、あらかじめ当社に通知がなかったときは、当社は第7条(電話等利用契約の締結等)第1項又は第12条(電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い)第1項の規定において、当社がその事実があったことを知った日をもって、電話加入権等の譲渡及び特定協定事業者の承認があったものとして取扱います。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 利用回線の種類の変更
- (2) 利用回線の設置場所の変更
- (3) 加入電話等契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (4) 加入電話等契約の解除
- (5) 他社直収電話等設備への利用回線の変更

第45条の2 削除

第45条の3 削除

第45条の4 削除

(他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知)

第45条の5 他社直収電話等付加機能利用契約者は、他社直収電話等利用回線について電話番号又は契約者回線番号の変更その他当社が別に定める異動があるときは、その内容についてあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は次のとおりとします。

- (1) 他社直収電話等利用回線の設置場所の変更
- (2) 他社直収電話等利用回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (3) 他社直収電話等利用回線に係る契約の解除

(IP通信網サービス付加機能利用契約者からの通知)

第45条の6 IP通信網サービス付加機能利用契約者は、IP通信網サービス契約に係

わる電話番号又は契約者回線番号の変更その他当社が別に定める異動があるときは、その内容についてあらかじめ当社が指定する電話等サービス取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は次のとおりとします。

- (1) I P通信網サービス契約に係わる加入者回線の設置場所の変更
- (2) I P通信網サービス契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (3) I P通信網サービス契約の解除

(協定事業者への通知)

第46条 当社は、料金表第1表第1(基本料金)に別段の定めがある場合は、契約者が利用する付加機能の情報を協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第47条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たって必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

2 削除

(電話帳)

第48条 当社は、契約者から請求があったときは、別記3から5に定めるところにより、当社が付与した番号を電話帳(当社が別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)に掲載します。

2 当社は、別記6に定めるところにより、電話帳の発行を行います。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(電話番号案内)

第49条 当社が付与した番号は、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

ただし、電話帳への掲載を省略されているもの(契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。)については、番号の案内は行いません。

(注) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(相互接続番号案内)

第50条 当社が指定する電気通信設備の利用者は、その電気通信設備から相互接続番号案内(相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(相互接続番号案内料の支払義務)

第51条 当社が指定する電気通信設備から相互接続番号案内を利用した者は、料金表第4表に定めるところにより、相互接続番号案内料を支払っていただきます。

(番号情報の提供)

第51条の2 当社は、当社の番号情報(電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報(第48条(電話帳)及び第49条(電話番号案内)の規定により電話帳掲載及び電話番号案内を省略することとなった契約者回線の情報を除きます。)をいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。)に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります。)に提供します。

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成10年郵政省告示第570号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(法令に規定する事項)

第52条 電話等サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記7に定めるところによります。

第52条の2 削除

(個人情報の取扱い)

第52条の3 当社は、電話等サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記7の2及び当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

(本人特定事項の取扱い)

第52条の4 当社は、電話等サービスの提供にあたり、当社が取得する本人特定事項(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年4月15日法律第31号)に定めるものをいいます。以下同じとします。)の取扱いについては、別記7の3に定めるところによります。

(閲覧)

第53条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(特約)

第53条の2 この約款の一部条項において特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

(契約者に対する通知)

第53条の3 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) 契約者が電話等サービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) 契約者が電話等サービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) 当社が契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
- (5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

第15章 附帯サービス

(附帯サービス)

第54条 電話等サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記8から別記9の9に定めるところによります。

別記

1 電話等サービスの提供区間

当社が提供する電話等サービスの提供区間は、次のとおりとします。

電話等サービスの種別	提供区間
一般電話等サービス	(1) 相互接続点相互間 (2) 削除 (3) 削除 (4) 削除 (5) 削除 (6) 削除
削除	(7) 削除 (8) 削除 (9) 削除 (10) 削除 (11) 削除 (12) 削除 (13) 削除 (14) 削除 (15) 削除 (16) 削除 (17) 削除 (18) 削除 (19) 削除
緊急通報用電話サービス	(20) 緊急通報用回線と相互接続点との間
契約者指定番号発信サービス	(1) 相互接続点相互間 (2) 削除 (3) 削除 (4) 削除 (5) 相互接続点と外国との間 (6) 削除

1の2 削除

1の3 削除

2 契約者の地位の承継

(1) 電話等利用契約者について相続又は合併若しくは分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、電話等利用契約者の地位を承継するものとします。

(2) 削除

(3) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人（電話等利用契約者の地位の承継の場合は、その加入電話等契約に係る契約者と同一の者）とします。

(4) (3)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

2の2 削除

2の3 削除

2の3の2 他社直取電話等付加機能利用契約者の氏名等の変更の届出

(1) 他社直収電話等付加機能利用契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに契約事務を行う電話等サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

2の3の3 緊急通報用電話契約者の氏名等の変更の届出

(1) 緊急通報用電話契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに契約事務を行う電話等サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

2の4 削除

2の5 通話に関する料金の取扱い

区 分	料金請求事業者	料金に関するその他の取扱い
1 次の利用回線に係る通話に関する料金（4及び5に定める通話に関する料金を除きます。以下、1の欄において同じとします。） (1) 電話等サービスに係る料金その他の債務の支払いに伴い、当社が別に定める取扱いを受けている利用回線に係る通話に関する料金 (2) 当社が別に定める付加機能等を利用している利用回線に係る通話に関する料金 (3) 削除 (4) (1)から(3)に定めるほか、付加機能に係る通話に関する料金であって、当社が特に認めた場合における、通話に関する料金	当社又は請求事業者	この約款の定めるところによります。
2 他社直収電話等利用回線に係る通話に関する料金	当社又は請求事業者	この約款の定めるところによります。
3 削除	削除	削除
4 携帯電話設備、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備から地域指定特定番号着信機能を利用して行われた通話に関する料金	その携帯電話設備、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備を設置している協定事業者	この約款に定めるものを除き、その協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
5 削除	削除	削除
6 1から5に定める以外の通話に関する料金であって、電話等利用契約者又は公衆電話設備から通話を行った者が支払いを要する者となるもの	その加入電話等設備又は公衆電話設備を設置	この約款に定めるものを除き、その特定協定事業者の契約約款等に定め

	している特 定協定事業 者	るところによりま す。
--	---------------------	----------------

(注1) 1欄(1)に規定する当社が別に定める取扱いは、第38条(債権の譲渡等)第2項に規定する債権の取扱いとします。

(注2) 1欄(2)に規定する当社が別に定める付加機能等は、次の付加機能等とします。

- (1) 地域指定着信課金機能
- (2) 簡易着信課金機能
- (3) 削除
- (4) 契約者指定番号発信サービス

3 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、契約者(料金表第1表第1(基本料金)に規定する着信課金番号を付与された契約者又は特定着信番号を付与された契約者に限ります。以下別記5(電話帳の重複掲載)までにおいて同じとします。)から請求があったときは、着信課金番号又は特定着信番号を電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。

- ア 契約者又はその契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1
- イ 契約者又はその契約者が指定する者の職業(協定事業者が定める職業区分によるものとします。)のうち1
- ウ 契約者又はその契約者が指定する者の住所又は居所のうち1

(2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に係る付加機能使用料(基本機能に係るものに限り)の適用の単位となる数の範囲内とします。

(4) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

4 電話帳の掲載省略

(1) 当社は、次の場合に該当するときは、別記3(電話帳の普通掲載)の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。

- ア その着信課金番号又は特定着信番号が、臨時的付加機能に係るものであるとき。
- イ 契約者の加入電話等設備又は、別記4の(1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについて契約者の承諾が得られないとき。

(2) 当社は、(1)のアからイに規定する場合のほか、契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

5 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、契約者から、普通掲載のほか、別記3(電話帳の普通掲載)に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

- ア 氏名、名称若しくは称号(普通掲載として掲載したものを除きます。)又は商品名による掲載
- イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

(2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

(4) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(重複掲載料)に規定する料金の支払いを要します。

ただし、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能を利用する利用回

線、I P 通信網サービス利用回線又は他社直収電話等利用回線の設置場所に係る電話帳掲載地域の電話帳に掲載する場合は支払いを要しません。

- (5) 契約者は、(4)の規定により、支払いを要することとなった重複掲載料に係る債権を当社がその電話帳を発行する協定事業者に譲り渡すことを承認していただきます。この場合、当社及び特定協定事業者は、契約者への個別の周知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
 - (6) (5)の規定により、債権を譲渡することとなる重複掲載料に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
 - (7) (5)及び(6)の規定にかかわらず、第31条第3項において当社又は請求事業者が通話に関する料金を請求することとなる場合は、この限りではありません。
- 6 協定事業者が発行する電話帳以外の電話帳の発行
- 当社は、電話帳に掲載した事項について、協定事業者が発行する電話帳以外の電話帳を発行する場合があります。
- 6の2 削除
 - 6の3 削除
 - 6の4 削除
 - 6の5 削除
- 7 当社の維持責任
- 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。
- 7の2 個人情報の開示
- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
 - (2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）に定める手数料の支払いを要します。
- 7の3 本人特定事項の照会
- 当社は、第44条（利用に係る契約者の義務）に係る事実の確認を行うにあたっては、本人確認の用に供するために受領した本人特定事項に関する身分証明書等について、発行元の機関に対して照会（警察職員等の捜査機関を介する場合を含みます。）を行うなど、当社が必要と考える措置を講じる場合があります。
- 8 料金明細内訳書の送付
- 当社は、料金明細内訳を記録している電話等サービスについて、契約者から請求があったときは当社所定の方法により料金明細内訳書を送付します。
- 8の2 支払証明書の発行
- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社が指定する電話等サービス取扱所において、その電話等サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払を要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
ただし、第38条の規定に基づき、当社がその電話等サービスに係る債権を特定協定事業者又は請求事業者に譲渡した場合は、この限りではありません。
 - (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第6表（支払証明書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- 9 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
- 当社は、電話等サービスに係る契約の申込をする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービス

の利用に係る申込、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

(注) 9に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

9の2 削除

9の3 削除

9の4 CXサポートサービスの提供

(1) 当社は、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能を利用している契約者から請求があったときは、その着信課金番号又は特定着信番号について次表に掲げるCXサポートサービス（以下、別記9の4から9の9において「本サービス」といいます。）を提供します。この場合、その契約者は、料金表第7表（CXサポートサービスの提供に係る料金）に規定する料金の支払いを要します。

区 別	内 容	
CXサポートサービス	<p>(1) 本サービスの申込単位で、地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の料金請求情報等の本サービス提供開始日以降のデータ（以下「料金請求データ」といいます。）を集計し、グラフ等に可視化するサービスです。</p> <p>(2) CXサポートサービスには、次表に掲げるプランがあります。</p>	
	無料プラン	可視化するデータは、当月から遡って12暦月分（当月分を含みます。）の料金請求データとなります。
	スタンダードプラン	<p>(1) 可視化するデータは、料金請求データ、料金請求データを基に地域別等により再集計したデータ（以下、「詳細集計データ」といいます。）及び契約者が追加するデータやテキスト（以下、「保存データ」といいます。）の3種類となります。</p> <p>(2) 料金請求データは当月から遡って24暦月分（当月分を含みます。）のデータとなります。</p> <p>(3) 詳細集計データは当月から遡って3暦月分（当月分を含みます。）のデータとなります。</p> <p>(4) 保存データとして追加できるデータは1ファイル10Mbyteまでで、24ファイルまでとなります。</p>

9の4の2 CXサポートサービスのプランの変更

契約者は無料プランからスタンダードプランへのプランの変更の請求をすることができます。スタンダードプランから無料プランへの変更はできません。

9の5 料金請求データの取得に関する同意

契約者は、当社が本サービスを提供するために、契約者から料金請求データを取得することに同意します。

9の6 データに関する責任

- (1) 当社が本サービス提供のために契約者から取得した契約者の料金請求データ、詳細集計データ及び保存データの所有権は契約者にあり、そのデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
- (2) 本サービスの利用に係る契約者のソフトウェア、アプリケーション、その他の電子ファイル等の電子媒体に保存されたデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
- (3) 料金請求データ、詳細集計データ、保存データ及び本サービスにより契約者に提供される結果については、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。また、本サービスにより契約者に提供される結果は実際の請求料金と異なる場合があります。

9の7 データの確認・複製

- (1) 当社は、当社設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、当社設備に保存されたデータ等を確認、複写又は複製をすることがあります。
- (2) 当社は、前号の用途以外で当社設備に保存されたデータにアクセス又は利用しないものとします。

9の8 データの削除

当社は、本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の廃止のほか、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の全部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、料金請求データ、詳細集計データ及び保存データを削除します。なお、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、次表のとおりデータを削除します。この場合において、当社は、データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

区 別	内 容
無料プラン	(1) 料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止日より遡って12暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から12暦月後にすべての料金請求データは削除します。
スタンダードプラン	(1) 料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から

	<p>毎月、廃止月より遡って24暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から24暦月後にすべての料金請求データは削除します</p> <p>(2) 詳細集計データ</p> <p>特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って3暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から3暦月後にすべての料金請求データは削除します</p> <p>(3) 保存データ</p> <p>特定の契約者に対する当社又は契約者が行う全ての地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の廃止があったときは保存データを削除します。</p>
--	---

9の9 データのバックアップ

- (1) 契約者は必要に応じ自らの責任で料金請求データ、詳細収集データ及び保存データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法及びその結果について責任を負わないものとしします。
- (2) 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、料金請求データ、詳細収集データ及び保存データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとしします。
- (3) 当社は消去されたデータは修復しません。

10 加入電話等契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

10の2 携帯電話等契約

- (1) 携帯電話設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社NTTドコモ	FOMA契約	FOMAサービス契約約款
	Xi契約	Xiサービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスター通信サー

		ビス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスターⅢ通信サービス契約約款
KDDI株式会社	a u 契約（a u デュアル又はUIMサービスに係るものに限ります。）又はローミング契約	a u（WIN）通信サービス契約約款
	LTE契約（LTEデュアルに係るものに限ります。）又はローミング契約	a u（LTE）通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	a u 契約（a u デュアル又はUIMサービスに係るものに限ります。）又はローミング契約	a u 通信サービス契約約款
	LTE契約（LTEデュアルに係るものに限ります。）又はローミング契約	a u（LTE）通信サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	3Gサービス契約	3G通信サービス契約約款
楽天モバイル株式会社	楽天モバイルサービス契約	楽天モバイル通信サービス契約約款

(2) 削除

10の3 削除

10の4 他社直加入電話等契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社オプテージ	第1種契約及び第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第1種総合デジタル通信サービスに係る契約第2種総合デジタル通信サービスに係る契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社Qinet	直加入通信契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社アイ・ピー・エス	電話サービス契約	IPS電話サービス約款
株式会社コムスクエア	電話サービス契約	電話サービス約款

10の5 他社直収電話等契約

(1) 地域指定着信課金機能に契約が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社トークネット	第2種IP電話サービス契約 第3種IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款

	トークネット光サービス	トークネット光サービス契約約款
	TOHKtalk office	TOHKtalkサービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	光電話集合単体サービス契約	光電話集合単体サービス契約約款
	光電話プラスサービス契約	光電話プラスサービス契約約款
	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約約款
	ビジネスコミュファ光電話契約	ビジネスコミュファ光電話サービス契約約款
	光電話デュアルアクセス契約	光電話デュアルアクセスサービス契約約款
	第1種クラウドPBX契約	クラウドPBXサービス契約約款
	第2種クラウドPBX契約	
	第1種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
	第1種IPセントレックス契約	
	第2種IPセントレックス契約	
	第3種IPセントレックス契約	
	第4種IPセントレックス契約	
	オフィス光電話サービス契約	オフィス光電話サービス契約約款
コミュファ光タイプJ電話サービス契約	コミュファ光タイプJ電話サービス契約約款	
株式会社エネコム	第1種IP電話第2類サービス契約 第1種IP電話第4類サービス契約 第1種IP電話第5類サービス契約	IP電話サービス契約約款
	第1種IP電話第2類サービス契約 第1種IP電話第3類サービス契約	ビジネスIP電話サービス契約約款

株式会社S T N e t	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	光電話サービス契約	ビジネス光電話サービス契約約款
株式会社QTnet	第2種IP電話サービス契約 第3種IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
東日本電信電話株式会社	音声利用IP通信網サービスに係る契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	音声利用IP通信網サービスに係る契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
株式会社ジュピターテレコム	J:COM PHONEプラスサービス	J:COM PHONEプラスサービス契約約款
Coltテクノロジーサービス株式会社	総合デジタル通信サービスに係わる契約 IP電話サービスに係わる契約	電話等サービス契約約款
ZIP Telecom株式会社	第1種IP電話サービス 第2種IP電話サービス	電話サービス等契約約款
株式会社オプテージ	IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
	第1種契約 第2種契約 第3種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	e o光電話サービス利用契約	e o光電話サービス利用規約
KDDI株式会社	一般光ダイレクト電話契約 a uオフィスナンバー契約	光ダイレクトサービス契約約款
	ホームプラス電話契約	ホームプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス電話契約	ケーブルプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス光電話契約	ケーブルプラス光電話サービス契約約款
	ケーブルプラスホーム電話契約	ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款

	マンションプラス電話契約	マンションプラス電話サービス契約約款
	F T T H電話契約	F T T Hサービス契約約款
	一般イントラネットIP電話契約	イントラネットIP電話サービス契約約款
	一般 a u ひかりビジネス契約	a u ひかりビジネスサービス契約約款
	a u ひかりアクセス契約	a u ひかりアクセスサービス契約約款
	Cisco Webex Callingサービス契約	Cisco Webex Callingサービス契約約款
株式会社三通	総合デジタル通信サービス契約	電話サービス契約約款
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。		

(2) 地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
K D D I 株式会社	一般光ダイレクト電話契約 a u オフィスナンバー契約	光ダイレクトサービス契約約款
	ホームプラス電話契約	ホームプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス電話契約	ケーブルプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス光電話契約	ケーブルプラス光電話サービス契約約款
	ケーブルプラスホーム電話契約	ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款

	マンションプラス電話契約	マンションプラス電話サービス契約約款
	F T T H電話契約	F T T Hサービス契約約款
	一般イントラネットIP電話契約	イントラネットIP電話サービス契約約款
	一般a uひかりビジネス契約	a uひかりビジネスサービス契約約款
	a uひかりアクセス契約	a uひかりアクセスサービス契約約款
	Cisco Webex Callingサービス契約	Cisco Webex Callingサービス契約約款
ソフトバンク株式会社	ダイレクト電話契約 加入電話契約 デジタルダイレクト通信契約 デジタル加入通信契約	電話サービス等契約約款
	第7種I P電話契約	I P電話サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	光電話集合単体サービス契約	光電話集合単体サービス契約約款
	光電話プラスサービス契約	光電話プラスサービス契約約款
	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約約款
	ビジネスコミュファ光電話契約	ビジネスコミュファ光電話サービス契約約款
	光電話デュアルアクセス契約	光電話デュアルアクセスサービス契約約款
	第1種クラウドP B X契約	クラウドP B Xサービス契約約款
	第2種クラウドP B X契約	
	第1種I P電話契約	I P電話サービス契約約款
	第1種I Pセントレックス契約	

	第2種 I P セントレックス契約	
	第3種 I P セントレックス契約	
	第4種 I P セントレックス契約	
	オフィス光電話サービス契約	オフィス光電話サービス契約約款
	コミュファ光タイプ J 電話サービス契約	コミュファ光タイプ J 電話サービス契約約款
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。		

10の5の2 付加的役務通話契約

(1) 地域指定着信課金機能に通話可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向け IP 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向け IP 通信網サービス契約約款
株式会社 N T T ドコモ	F O M A 契約	F O M A サービス契約約款
	X i 契約	X i サービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスター通信サービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスターⅢ通信サービス契約約款
K D D I 株式会社	a u 契約 (a u デュアル又は U I M サービスに係るものに限ります。) 又はローミング契約	a u (W I N) 通信サービス契約約款

	L T E契約（L T Eデュアルに係るものに限ります。）又はローミング契約	a u（L T E）通信サービス契約約款
	5 G契約（5 Gデュアルに係るものに限ります。）又はローミング契約	a u（5 G）通信サービス契約約款
	ローミング契約	楽天モバイル向けローミングサービス契約約款
	一般光ダイレクト電話契約 a u オフィスナンバー契約	光ダイレクトサービス契約約款
	ホームプラス電話契約	ホームプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス電話契約	ケーブルプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス光電話契約	ケーブルプラス光電話サービス契約約款
	ケーブルプラスホーム電話契約	ケーブルプラスホーム電話契約
	マンションプラス電話契約	マンションプラス電話サービス契約約款
	F T T H電話契約	F T T Hサービス契約約款
	一般イントラネットIP電話契約	イントラネットIP電話サービス契約約款
	一般a u ひかりビジネス契約	a u ひかりビジネスサービス契約約款
	a u ひかりアクセス契約	a u ひかりアクセスサービス契約約款
	Cisco Webex Callingサービス契約	Cisco Webex Callingサービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	a u 契約（a u デュアル又はU I Mサービスに係るものに限ります。）又はローミング契約	a u 通信サービス契約約款
	L T E契約（L T Eデュアルに係るものに限ります。）又はローミング契約	a u（L T E）通信サービス契約約款

	5G契約（5Gデュアルに係るものに限りません。）又はローミング契約	a u（5G）通信サービス契約約款
	ローミング契約	楽天モバイル向けローミングサービス契約約款
ソフトバンク株式会社	3G通信サービス契約	3G通信サービス契約約款
	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サービス契約約款（電話サービス編）（タイプ1・2・3）
	EMOBILEサービス契約	EMOBILE通信サービス契約約款（EMOBILE 4G-S編）
	3G・4G（s）サービス契約	3G・4G（s）通信サービス契約約款
	ダイレクト電話契約 加入電話契約 デジタルダイレクト通信契約 デジタル加入通信契約	電話サービス等契約約款
	第3種IP電話契約 第4種IP電話契約 第6種IP電話契約 第7種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
	無線利用型IP電話契約	無線利用型IP電話サービス契約約款
楽天モバイル株式会社	楽天モバイルサービス契約	楽天モバイル通信サービス契約約款
	電話サービス等契約	電話等サービス契約約款
	プラットフォームOABJサービス契約	プラットフォームOABJサービス約款
株式会社トークネット	第2種IP電話サービス契約 第3種IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
	トークネット光サービス	トークネット光サービス契約約款
	TOHKtalk office	TOHKtalkサービス契約約款

中部テレコミュニケーション株式会社	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	光電話集合単体サービス契約	光電話集合単体サービス契約約款
	光電話プラスサービス契約	光電話プラスサービス契約約款
	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約約款
	ビジネスコミュファ光電話契約	ビジネスコミュファ光電話サービス契約約款
	光電話デュアルアクセス契約	光電話デュアルアクセスサービス契約約款
	第1種クラウドPBX契約	クラウドPBXサービス契約約款
	第2種クラウドPBX契約	
	第1種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
	第1種IPセントレックス契約	
	第2種IPセントレックス契約	
	第3種IPセントレックス契約	
	第4種IPセントレックス契約	
	オフィス光電話サービス契約	オフィス光電話サービス契約約款
コミュファ光タイプJ電話サービス契約	コミュファ光タイプJ電話サービス契約約款	
株式会社エネコム	第1種IP電話第2類サービス契約 第1種IP電話第4類サービス契約 第1種IP電話第5類サービス契約	IP電話サービス契約約款
	第1種IP電話第2類サービス契約 第1種IP電話第3類サービス契約	ビジネスIP電話サービス契約約款
	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	光電話サービス契約	ビジネス光電話サービス契約約款

株式会社QTnet	第2種IP電話サービス契約 第3種IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
株式会社ジュピターテレコム	J:COM PHONEプラスサービス	J:COM PHONEプラスサービス契約約款
Coltテクノロジーサービス株式会社	総合デジタル通信サービスに係わる契約 IP電話サービスに係わる契約	電話等サービス契約約款
ZIP Telecom株式会社	第1種IP電話サービス 第2種IP電話サービス	電話サービス等契約約款
株式会社オプテージ	IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
	第1種契約 第2種契約 第3種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	e o 光電話サービス利用契約	e o 光電話サービス利用規約
	LaLa Call契約	LaLa Call利用規約
	IP電話契約	ビジネスLaLa Call契約約款
	IP-VPN契約	IP-VPNサービス契約約款
株式会社三通	総合デジタル通信サービス契約	電話サービス契約約款
アルテリア・ネットワークス株式会社	直加入契約	直加入契約約款
	光電話ビジネスサービス規約	光電話ビジネスサービス規約
	UCOM光ビジネスCALL type 0AB～Jサービス規約	UCOM光ビジネスCALL type 0AB～Jサービス規約
	UCOM光GATE 02 Phoneサービス契約約款	UCOM光GATE 02 Phoneサービス契約約款
	「UCOM光電話」サービス利用規約	「UCOM光電話」サービス利用規約
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。		
契約の種類		契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー3のタイプ4のプラン1又はプラン2(転送先特定番号機能に係るものを除きます。))に係るものを除き		IP通信網サービス契約約款

ます。） 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限りま	
当社のIP電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約(当社と個別に卸契約を締結しているものに限りま	—
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。	

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービスに係る契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービスに係る契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
株式会社NTTドコモ	FOMA契約	FOMAサービス契約約款
	Xi契約	Xiサービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスター通信サービス契約約款
	第1種契約、第2種契約	ワイドスターⅢ通信サービス契約約款
KDDI株式会社	au契約(auデュアル又はUIMサービスに係るものに限りま	au(WIN)通信サービス契約約款
	す。)又はローミング契約 LTE契約(LTEデュアルに係るものに限りま	au(LTE)通信サービス契約約款
	す。)又はローミング契約	

	5G契約（5Gデュアルに係るものに限り。）又はローミング契約	a u（5G）通信サービス契約約款
	ローミング契約	楽天モバイル向けローミングサービス契約約款
	一般光ダイレクト電話契約 a u オフィスナンバー契約	光ダイレクトサービス契約約款
	ホームプラス電話契約	ホームプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス電話契約	ケーブルプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス光電話契約	ケーブルプラス光電話サービス契約約款
	ケーブルプラスホーム電話契約	ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款
	マンションプラス電話契約	マンションプラス電話サービス契約約款
	F T T H電話契約	F T T Hサービス契約約款
	一般イントラネットIP電話契約	イントラネットIP電話サービス契約約款
	一般a u ひかりビジネス契約	a u ひかりビジネスサービス契約約款
	a u ひかりアクセス契約	a u ひかりアクセスサービス契約約款
	Cisco Webex Callingサービス契約	Cisco Webex Callingサービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	a u 契約（a u デュアル又はU I Mサービスに係るものに限り。）又はローミング契約	a u 通信サービス契約約款
	L T E 契約（L T E デュアルに係るものに限り。）又はローミング契約	a u（L T E）通信サービス契約約款

	5G契約（5Gデュアルに係るものに限りません。）又はローミング契約	a u（5G）通信サービス契約約款
	ローミング契約	楽天モバイル向けローミングサービス契約約款
ソフトバンク株式会社	3G通信サービス契約	3G通信サービス契約約款
	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サービス契約約款（電話サービス編）（タイプ1・2・3）
	EMOBILEサービス契約	EMOBILE通信サービス契約約款（EMOBILE 4G-S編）
	3G・4G（s）サービス契約	3G・4G（s）通信サービス契約約款
	加入電話契約 デジタル加入通信契約	電話サービス等契約約款
	第3種IP電話契約 第4種IP電話契約 第6種IP電話契約 第7種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
	無線利用型IP電話契約	無線利用型IP電話サービス契約約款
楽天モバイル株式会社	楽天モバイルサービス契約	楽天モバイル通信サービス契約約款
	電話サービス等契約	電話等サービス契約約款
	プラットフォームOABJサービス契約	プラットフォームOABJサービス約款
中部テレコミュニケーション株式会社	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	光電話集合単体サービス契約	光電話集合単体サービス契約約款
	光電話プラスサービス契約	光電話プラスサービス契約約款
	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約	ビジネスコミュファギガ光電話サービス契約約款

	ビジネスコミュファ光電話契約	ビジネスコミュファ光電話サービス契約約款
	光電話デュアルアクセス契約	光電話デュアルアクセスサービス契約約款
	第1種クラウドPBX契約	クラウドPBXサービス契約約款
	第2種クラウドPBX契約	
	第1種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
	第1種IPセントレックス契約	
	第2種IPセントレックス契約	
	第3種IPセントレックス契約	
	第4種IPセントレックス契約	
	オフィス光電話サービス契約	オフィス光電話サービス契約約款
	コミュファ光タイプJ電話サービス契約	コミュファ光タイプJ電話サービス契約約款
株式会社エネコム	第1種IP電話第2類サービス契約 第1種IP電話第4類サービス契約 第1種IP電話第5類サービス契約	IP電話サービス契約約款
	第1種IP電話第2類サービス契約 第1種IP電話第3類サービス契約	ビジネスIP電話サービス契約約款
株式会社STNet	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	光電話サービス契約	ビジネス光電話サービス契約約款
株式会社QTnet	第2種IP電話サービス契約 第3種IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
株式会社ジュピターテレコム	J:COM PHONEプラスサービス	J:COM PHONEプラスサービス契約約款
株式会社オプテージ	IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
	第1種契約 第2種契約 第3種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款

	e o 光電話サービス利用契約	e o 光電話サービス利用規約
楽天モバイル株式会社	電話サービス等契約	電話等サービス契約約款
アルテリア・ネットワークス株式会社	直加入契約	直加入契約約款
	光電話ビジネスサービス規約	光電話ビジネスサービス規約
	UCOM光ビジネスCALL type OAB～Jサービス規約	UCOM 光 ビジネス CALL type OAB～Jサービス規約
	UCOM光GATE 02 Phoneサービス契約約款	UCOM光GATE 02 Phoneサービス契約約款
	「UCOM光電話」サービス利用規約	「UCOM光電話」サービス利用規約
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。		

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー3のタイプ4のプラン1又はプラン2(転送先特定番号機能に係るものを除きます。)に係るものを除きます。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款
当社のIP電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約(当社と個別に卸契約を締結しているものに限りません。)	—
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。	

10の6 IP通信網サービス契約

(1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款
COTOHA Call Centerサービスに係る契約	「COTOHA Call Centerサービス」契約約款
COTOHA Voice DX Basicサービスに係る契約	COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款
当社のIP電話設備により提供される卸電気通信役務に係る	—

契約(当社と個別に卸契約を締結しているものに限ります。)

備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。

- (2) 削除
- (3) 削除

11 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

11の2 削除

11の3 削除

12 緊急通報用電話サービスの電話番号

緊急通報用電話サービスの電話番号は、次のとおりとします。

区 別	電 話 番 号
消防機関に提供されるもの	1 1 9

13 災害用伝言ダイヤルサービス

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 削除

(4) 契約者は、特定協定事業者の電話サービス契約約款に定める災害用伝言ダイヤルサービスを次により利用することができます。

区 別	内 容
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合(国又は地方公共団体により防災訓練が実施される場合等を含みます。)に、特定協定事業者が必要と認める期間内において、3桁の数字からなるサービス番号並びに連絡番号又は連絡番号及び暗証番号を使用して特定協定事業者の音声蓄積装置へ行う通話について、メッセージの蓄積、再生及び消去を行うサービス

料金表

通則

1 削除

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金（臨時のものに係る付加機能使用料を除きます。以下2から6の規定において同じとします。）及び通話に関する料金は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める基本料金をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限ります。）又は付加機能の提供の開始があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限ります。）の契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

(3) 料金月の初日に契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限ります。）又は付加機能の提供を開始し、その日にその付加機能の廃止があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日基本料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第30条の2（基本料金の支払義務）第2項第4号の表及び同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。

(6) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。

- 4 3の規定による基本料金の日割は、次のとおりとします。この場合、第30条の2（基本料金の支払義務）第2項第4号の表の1欄及び同条第3項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(1) (2)以外のときは、暦日数により算定します。

(2) 削除

- 4の2 3の規定による基本料金の日割のうち、料金表第1表（料金（付帯サービスの料金を除きます。））第1（基本料金）2（料金額）の2-1-6（ユニバーサルサービス料）及び2-1-7（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

- 5 通話に関する料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、2の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 8 契約者は、料金及び工事に関する費用（第11章（料金等）第2節（料金等の支払義務）各条の規定により特定協定事業者が請求するもの及び第38条第2項の規定により請求事業者が請求するものを除きます。）について、当社が定める期日までに、当社が指定する電話等サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 9 契約者は、料金及び工事に関する費用（第11章（料金等）第2節（料金等の支払義務）各条の規定により特定協定事業者が請求するもの及び第38条第2項の規定により

請求事業者が請求するものを除きます。)について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

9の2 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

9の3 削除

9の4 削除

10 削除

(料金の一括後払い)

11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の金額を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

11の2 当社は、契約者の1月の支払額(本規定の対象とする旨当社が別に定める料金を含みます。)が5,000円未満である場合は、2月の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(注) 11の2に規定する当社が別に定める料金は、第38条(債権の譲渡等)第2項に規定するものとします。

(前受金)

12 当社は、第11章(料金等)第2節(料金等の支払義務)各条の規定により当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 12に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

13 第30条の2(基本料金の支払義務)から第36条の2(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。))に消費税相当額を加算した額とします。

13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定める内容とします。

(注) 当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

(1) 次に掲げる料金については、消費税相当額を加算しません。

ア 公衆電話設備から行う通話(フリーダイヤル通話により行う通話を利用して行う通話を除きます。)に係る料金

イ 公衆電話設備から行う伝言ダイヤル通話及び災害用伝言ダイヤル通話に関する料金

ウ 削除

エ 削除

オ 国際通話に係る料金

カ 削除

キ 削除

(2) この料金表に規定する料金その他の債務(法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。)の額は、税抜価格とし、かつこの内の料金額は、税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。)を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

(3) 13に規定する算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示

された額（税込価格）の合計と異なる場合があります。

(4) 削除

(料金等の臨時減免)

- 14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の電話等サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 削除	削除				
(2) 削除	削除				
(3) 削除	削除				
(4) 削除	削除				
(5) 削除	削除				
(6) 契約者指定番号発信サービスに関する基本額及び加算額の適用	<p>当社は、契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービス（プラン3、プラン4又はプラン6を除きます。）に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、その契約者指定番号発信サービス利用契約に係るグループ発信サービス利用回線の数に応じ、2（料金額）に定める基本額を合算して適用します。</p>				
(7) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。）以下この欄において同じとします。）には、グループ発信サービス利用回線ごとに、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスのプラン1又はプラン2のコース1に係る者に限ります。）は、最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約の解除又はグループ発信サービス利用回線の登録の削除があった場合は、第30条の2（基本料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その解除又は削除に係るグループ発信サービス利用回線（最低利用期間を満了したものを除きます。）の数に応じ、次表に定める違約金を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p style="text-align: center;">1のグループ発信サービス利用回線ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>違約金</td> <td>1,000円（不課税）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	違約金	1,000円（不課税）
区 分	金 額				
違約金	1,000円（不課税）				
(8) 削除	削除				
(9) 削除	削除				
(10) 緊急時迂回機能を利用する契約者の地域指定着信課金機能に係る付加機能使用料の適用	<p>当社は、地域指定着信課金機能を利用している契約者が緊急時迂回機能を同時に利用している場合、その契約回線の付加機能使用料について、以下の規定を適用します。</p> <p>ア イ、ウ以外の場合、2（料金額）の規定により算出した額を適用します。</p> <p>イ 緊急時迂回機能を利用する契約者の責めによらない理由により、契約者からの申出を当社が承諾した時刻から起算して、1時間を超えて緊急時迂回機能が利用できない状態が連続したときに限り、2（料金額）の規定にかかわらず、</p>				

	<p>この機能に係る付加機能使用料については、その支払いを要しません。</p> <p>ウ 当社が必要により設置する電気通信設備（地域指定着信課金機能に係る当社の電気通信設備に限ります。）の故障により、地域指定着信課金機能が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、1時間を超えてその状態が連続したときに限り、2（料金額）にかかわらず、地域指定着信課金機能に係る付加機能使用料については、その支払いを要しません。</p>								
(11) 削除	削除								
(12)ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア 2（料金額）に規定するユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定する付加機能又はサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。ただし、他に請求する料金がなく、ユニバーサルサービス料のみの請求となる場合には適用しません。</p> <table border="1" data-bbox="555 857 1279 1234"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>電気通信番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に係る付加機能</td> <td>着信課金番号</td> </tr> <tr> <td>地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に係る付加機能</td> <td>特定着信番号</td> </tr> <tr> <td>契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスプラン3に係るものに限ります。）</td> <td>電話番号</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、料金月の初日が基礎的電気通信役務支援機関が定める番号単価の適用期間の初日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。</p>	区 分	電気通信番号	地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に係る付加機能	着信課金番号	地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に係る付加機能	特定着信番号	契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスプラン3に係るものに限ります。）	電話番号
区 分	電気通信番号								
地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に係る付加機能	着信課金番号								
地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に係る付加機能	特定着信番号								
契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスプラン3に係るものに限ります。）	電話番号								
(13)削除	削除								

(14) 電話リレーサービス料の適用

ア 2 (料金額) に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する付加機能又はサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。ただし、他に請求する料金がなく、電話リレーサービス料のみの請求となる場合には適用しません。

区 分	電気通信番号
地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に係る付加機能	着信課金番号
地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に係る付加機能	特定着信番号
契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスプラン3に係るものに限ります。）	電話番号

イ 当社は、料金月の初日が電話リレーサービス支援機関が定める番号単価の適用期間の初日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。

2 料金額

2-1 回線使用料（基本料）

2-1-1 削除

2-1-2 削除

2-1-3 削除

2-1-4 削除

2-1-5 契約者指定番号発信サービス（グループ発信サービスに限ります。）に係るもの

区 分		単 位	料金額（月額）
基本額	プラン1に係るもの		契約者指定番号発信サービス利用契約者識別符号ごとに 2,000円（2,200円）
	プラン2に係るもの	コース1に係るもの	契約者指定番号発信サービス利用回線ごとに 300円（330円）
		コース2に係るもの	
プラン5に係るもの		契約者指定番号発信サービス利用回線ごとに 300円（330円）	

2-1-6 ユニバーサルサービス料

1 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額（月額）
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ（ https://www.tca.or.jp/universalservice/ ）で公表します。	

2-1-7 電話リレーサービス料

1 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額（月額）
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価の月額と同額
備考 電話リレーサービス支援機関が総務大臣に認可を受けた番号単価及びその適用期間は、当社のWebサイト（ https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html ）に掲載するものとします。	

2-2 付加機能使用料

(1) (2)以外の付加機能に係るもの

区 分		単 位	料 金 額		
			臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
地域指定着信課金機能 (フリーダイヤル)	基本機能	この機能を利用する利用回線、IP通信網サービス利用回線又は他社直収電話等利用回線（当社が別に定める電気通信番号を利用するものに限り、以下「契約回線」といいます。）へ、あらかじめ契約者が指定する地域の利用回線等から着信課金番号（契約者の請求により、当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通話（当社が別に定める通話に伴って行われる通話に限り、以下「フリーダイヤル通話」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者とその契約回線の契約者（接続先変更機能（受付先変更）を利用している契約回線へ行う通話であって、契約者があらかじめ指定した契約回線へ着信先が変更された通話に関する料金については、その接続先変更機能（受付先変更）を利用している契約回線又は着信先の契約回線のうちあらかじめ契約者が指定した契約回線の契約者、広域迂回接続機能を利用している契約回線へ行う通話であって、契約者があらかじめ指定した契約回線へ着信先が変更された通話に関する料金については、その通話の着信があった契約回線の契約者とします。）とし、その契約者に課金する機能 (注1) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信番号は、当社に係るものは電気通信番号規則別表第1号及び第6号に定める電気通信番号とし、他社直収電話等利用回線に係るものは電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号	基本額（1の着信課金番号により同時に接続できる通話の数1ごとに）	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)

		とします。 (注2)当社が別に定める通話は、 別記10の5の2(1)に定める ものに係る通話とします。			
追加機能	接続先変更機能 (時間外着信案内／受付先変更)	地域指定着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間帯外のこの機能を利用する契約回線へのフリーダイヤル通話の発信者に対して、利用時間外である旨の案内または契約回線へのフリーダイヤル通話を、あらかじめ指定された他の地域指定着信課金機能を利用している契約回線に接続する機能	加算額(1接続先ごとにまたは1着信先グループごとにまたは1着信課金番号ごとに)	1,400円 (1,540円)	140円 (154円)
	共通番号機能 (全国共通番号)	1の着信課金番号によるフリーダイヤル通話を、その通話が発信される地域ごとにあらかじめ指定された地域指定着信課金機能を利用している契約回線に接続する機能	加算額(1着信課金番号ごとに)	1,800円 (1,980円)	180円 (198円)
	広域迂回接続機能 (広域代表)	この機能を利用する契約回線がフリーダイヤル通話により通話中または無応答の場合に、その契約回線へのフリーダイヤル通話をあらかじめ契約者の同意を得て指定された他の地域指定着信課金機能を利用している契約回線に接続するまたはガイダンスにて応答する機能	加算額(1接続先ごとにまたは1着信先グループごとに)	1,600円 (1,760円)	160円 (176円)

	待ち合わせ接続機能	この機能を利用する契約回線が通話中の場合に、他からのフリーダイヤル通話（携帯電話設備、他社直加入電話等設備及び固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる通話並びにIP電話設備から行う通話を除きます。）をあらかじめ指定された時間保留し、その間に通話ができる状態になったとき、その着信に応答し、接続できるようにする機能	加算額（1 接続先ごとに）	1,500円 (1,650円)	150円 (165円)
	接続先案内機能	この機能を利用する契約回線に接続する前に、フリーダイヤル通話の発信者に対し、ダイヤルした着信課金番号を案内する機能	加算額（1 接続先ごとにまたは1 着信課金番号ごとに）	300円 (330円)	30円 (33円)
	着信分配機能	1の着信課金番号によるフリーダイヤル通話について、あらかじめ指定された地域指定着信課金機能を利用している契約回線ごとに、あらかじめ指定された着信回数割合に振り分け、接続する機能		—	—
	着信課金番号通知機能	この機能を利用する契約回線にフリーダイヤル通話があった場合に、その着信課金番号の情報を、その契約回線に係る総合デジタル通信設備又はIP通信網サービス利用回線に送出する機能	加算額（1 接続先ごとに）	900円 (990円)	90円 (99円)

	オリジナルガイダンス機能	この機能を利用する契約者が、地域指定着信課金機能に係るガイダンスについて、当社が別に定める条件の範囲内で変更する機能 (注) 当社が別に定める条件は当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/freedial-navidia1/freedial/option.html) に掲げるものとしてします。	ガイダンスの一部を変更する機能	加算額 (1 着信課金番号ごとに)	300円 (330円)	30円 (33円)
			ガイダンスの全文を変更する機能	加算額 (1 着信課金番号ごとに)	900円 (990円)	90円 (99円)
	緊急時迂回機能	この機能を利用する契約回線の契約者の申出により、あらかじめ指定された他の地域指定着信課金機能を利用している契約回線に接続する、又はあらかじめ指定されたガイダンスを送出する機能		加算額 (1 接続先ごとに)	1,000円 (1,100円)	—
	高度振り分け機能	フリーダイヤル通話の発信者から通知された情報に基づき、この機能を利用している契約回線にそのフリーダイヤル通話を接続する機能		加算額 (1 の着信課金番号により接続できる接続先1ごとに)	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)
	音声認識接続機能	高度振り分け機能において、発信者の音声により、この機能を利用している契約回線を選択する機能		1 の着信課金番号により同時に接続できる通話の数1ごとに	1,000円 (1,100円)	—

	接続先情報通知機能	高度振り分け機能において、発信者から通知された情報又は音声をこの機能を利用して契約回線へ、着信時に音声で通知する機能	1 接続先ごとに同時に接続できる通話の数1ごとに	1,000円 (1,100円)	——
	通話蓄積機能	高度振り分け機能において、契約回線が全て通話中の場合等その通話を接続できない場合にその通話を蓄積する機能	加算額(50通話蓄積ごとに)	1,500円 (1,650円)	150円 (165円)
	独自ガイダンス登録機能	地域指定着信課金機能に係るガイダンスについて、当社が別に定める方法に基づき、契約者が作成したガイダンス(独自ガイダンス)を契約者側が登録及び変更できる機能 (注)当社が別に定める条件は当社のWebサイト(https://www.ntt.com/business/services/voice-video/freedial-navidial/freedial-option.html)に掲げるものとします。	加算額(1着信課金番号ごとに)	2,000円 (2,200円)	200円 (220円)
	独自ガイダンス作成機能	この機能を利用する契約者が、地域指定着信課金機能に係るガイダンスについて、当社が別に定める条件の範囲内でガイダンスを作成する機能 (注)当社が別に定める条件は当社のWebサイト(https://www.ntt.com/business/services/voice-video/freedial-navidial/freedial-option.html)に掲げるものとします。	加算額(1着信課金番号ごとに)	1,100円 (1,210円)	110円 (121円)

	迷惑電話お断り機能タイプ2	当社が別に定める方法により、契約者が登録した以後、当該電気通信番号からの着信に対し着信をおことわりする旨の案内をする機能 (注) 当社が別に定める条件は当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/freedial-navidial/freedial/option.html) に掲げるものとします。	加算額 (1 着信課金番号ごとに)	30,000円 (33,000円)	——
	トラヒックレポート作成機能	地域指定着信課金機能に係るトラヒック (その地域指定着信課金機能に係る利用状況等を言います。) の情報を提供する機能	加算額 (1 着信課金番号ごとに)	3,000円 (3,300円)	300円 (330円)
	トラヒックアラーム機能	地域指定着信課金機能に係るトラヒックについてあらかじめユーザが着信課金番号又は契約回線ごとに指定した条件を満たす場合にその旨を通知 (当社所定の方法に限ります。) する機能	加算額 (1 の着信課金番号ごとに)	3,000円 (3,300円)	300円 (330円)
	SMS送信機能	別記10の2に定める携帯電話等契約の事業者からの発信において、契約回線が通話中又は地域指定着信課金機能の利用時間帯の指定時間外の場合、ショートメッセージサービス (SMS) を送信してモバイルサイトへ誘導する機能	加算額 (1 の着信課金番号ごとに)	10,000円 (11,000円)	1,000円 (1,100円)
加算額 (1 送信ごとに)			15円 (16円)	—	
備考	1 地域指定着信課金機能には、次の種類があります。(ただし、高度振り分け機能に係る地域指定着信課金機能については、(1)に限ります。) (1) 一般地域指定着信課金機能 ((3)及び(4)以外のものをいいます。) (2) 削除 (3) 発信者番号識別接続機能 (その契約回線への接続を許容する電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。)を、当社が別に定める数の範囲内で、この機能を利用する契約者が設定する機能)				

(4) 削除

- 2 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、その契約回線への接続を許容する電気通信番号を、当社が別に定める数の範囲内で、変更することが可能です。
- 3 発信者番号識別接続機能を利用している契約回線の契約者は、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、着信課金番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。
- 4 着信課金番号を付与された契約者は、1の着信課金番号により同時に接続できる通話の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。
- 5 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号を変更する場合があります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 6 削除
- 7 当社は、契約者から請求があったときは、公衆電話設備から発信されたフリーダイヤル通話が着信できないようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 8 当社は、契約者から請求があったときは、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できないようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 9 削除
- 10 当社は、契約者から申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信課金番号ごとに」とし、その料金額を2,000円(2,200円)とします。この場合、当社はその付加機能使用料の基本額を地域指定着信課金機能を利用している契約者があらかじめ指定する1の契約回線（その着信課金番号に係るものに限ります。）に請求し、その支払いを要する者をその契約回線の契約者とします。
- 11 当社は、契約者から発信者番号識別接続機能の申出があったときは、基本機能の欄の規定にかかわらず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信先ごとに」とし、その料金額を100円(110円)とし、契約者があらかじめ接続を許容する電気通信番号を指定しなかった場合、当該着信課金番号への接続は行いません。
- 12 削除
- 13 当社は、契約者から請求があったときは、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 14 7、8の規定に関わらず、発信者番号識別接続機能の契約者は、接続を許容する電気通信番号として選択しなかった番号からの、当該着信課金番号への接続は行いません。
- 15 契約者（発信者番号識別接続機能の契約者を除きます。）は、地域指定着信課金機能により通話料金をその契約者に課金することを許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。この場合、指定することができる地域の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 16 削除

- 17 当社は、この機能を利用する契約者に係る着信課金番号について、協定事業者から請求があったときは、協定事業者に通知することがあります。
- 18 共通番号機能において1の着信課金番号によるフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる着信先の数及び着信分配機能において通話の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 19 接続先変更機能（受付先変更）（高度振り分け機能を同時に利用している場合を除きます。）において着信先が変更された通話に関する料金の支払いを要する者を着信先の契約回線の契約者とするときは、その着信先の契約者とその接続先変更機能（受付先変更）を利用する契約者が同一である場合に限りします。
- 20 接続先変更機能（受付先変更）（高度振り分け機能を同時に利用している場合に限りします。）においてフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる契約回線は、その接続先変更機能（受付先変更）を利用している契約回線と同一の者に係るものであるとき（その契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するものに係るものであるときを含みます。）に限りします。
- 21 広域迂回接続機能（高度振り分け機能を同時に利用している場合を除きます。）においてフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる契約回線は、共通番号機能を利用する場合を除いてこの機能を利用する契約回線と同一の契約者に係るものに限るものとし、指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 22 広域迂回接続機能（高度振り分け機能を同時に利用している場合に限りします。）においてフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる契約回線は、その広域迂回接続機能を利用している契約回線と同一の者に係るものであるとき（その契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合するものに係るものであるときを含みます。）に限るものとし、指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 23 接続先変更機能において指定することができる地域指定着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。
- 24 待ち合わせ接続機能において、同時に待ち合せをすることができる数は当社が別に定める範囲内とし、保留時間は1分を単位として2分以内とします。
- 25～34 削除
- 35 基本機能及び追加機能に係るガイドランスのうち、オリジナルガイドランス機能を利用できるガイドランスは当社が別に定めるものに限りします。
- 36 オリジナルガイドランス機能において、ガイドランスの一部を変更する機能を利用する契約者は、オリジナルガイドランス機能に係るガイドランスのうち当社が指定する文言について、それに替わる文言（以下地域指定着信課金機能の欄において「固定文言」といいます。）を登録することができます。この場合、登録できる固定文言の数は1の着信課金番号につき当社が別に定める数の範囲内とします。
- 37 オリジナルガイドランス機能において、ガイドランスの全文を変更する機能を利用する契約者が登録できるガイドランスの数は、1の着信課金番号につき当社が別に定める数の範囲内とします。
- 38 オリジナルガイドランス機能において、ガイドランスの全文を変更する

機能を利用する契約者は、36に定める方法でガイドンスを変更することができます。

- 39 接続先変更機能（受付先変更）又は緊急時迂回機能を同時に利用する場合であって、接続先変更機能（受付先変更）又は緊急時迂回機能を利用する契約者と、その着信先の契約者が異なる場合は、着信先の契約者の同意がないときは、接続先変更機能（受付先変更）又は緊急時迂回機能を利用できません。
- 40 基本機能の欄の規定にかかわらず、高度振り分け機能と接続先変更機能（受付先変更）を同時に利用しているときは、着信先が変更された通話に関する料金について、その支払いを要する者を着信先の契約回線の契約者とします。
- 41 当社は、高度振り分け機能を利用している契約回線の契約者から高度振り分け機能を廃止したい旨の申出があった場合は、その着信課金番号を変更します。
- 42 高度振り分け機能を利用している契約回線の契約者は、迷惑電話おことわり機能を利用することはできません。
- 43 高度振り分け機能を利用する契約者は、あらかじめ当社が別に定める振り分け方法の中から選択していただきます。
- 44 複数の着信先を1の着信先グループとして取り扱うことができます。この場合、そのグループにフリーダイヤル通話の着信があったときは、当社が別に定める方法からあらかじめ契約者が指定した順序に従い、そのフリーダイヤル通話を振り分け、着信先に接続します。
- 45 44において、1の着信先グループとして指定できる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 46 共通番号機能において1の着信課金番号によるフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる着信先グループの数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 47 1の着信課金番号により接続される契約回線の契約者が複数となるときは、その契約者の中から代表者を定め、当社に申し出てください。当社は、その代表者の申出に従って、利用できる機能を取扱います。
- 48 当社は、契約者から申出があった場合は、高度振り分け機能並びに高度振り分け機能と同時に利用している場合の接続先変更機能（時間外着信案内）、接続先案内機能、話中時ガイドンス機能及び緊急時迂回機能におけるガイドンスについて、当社が指定する条件に基づき契約者があらかじめ用意したガイドンス、独自ガイドンス作成機能で作成したガイドンス（以下独自ガイドンスといいます。）に変更します。
- 49 当社は、オリジナルガイドンス機能に係るガイドンス又は独自ガイドンスについて、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、若しくは法令に反する態様で現に独自ガイドンスが利用されており、又は利用されるおそれがあると認めた場合は、その変更を承諾せず、又はその提供を廃止することがあります。
- 50 通話蓄積機能、広域迂回接続機能のうち無応答の場合及びガイドンスにて応答する機能、独自ガイドンス登録機能は、高度振り分け機能を利用している契約回線に限り利用することができます。
- 51 通話蓄積機能において、通話を蓄積するときの通話に関する料金はかかりません。
- 52 通話蓄積機能において、蓄積された通話は、蓄積された翌日から起算して30日経過後に削除されます。30日経過以前に削除する場合は、通話蓄積機能の契約者に限り、削除することができます。

53～54 削除

55 緊急時迂回機能において、契約者は、この機能を利用する都度、申し出ていただきます。

56 緊急時迂回機能（高度振り分け機能を同時に利用している場合を除きます。）において着信先が変更された通話に関する料金の支払いを要する者を着信先の契約回線の契約者とするときは、その着信先の契約者とその接続先変更機能（受付先変更）を利用する契約者が同一である場合に限ります。

57 緊急時迂回機能（高度振り分け機能を同時に利用している場合に限ります。）においてフリーダイヤル通話の着信先として指定することができる契約回線は、その接続先変更機能（受付先変更）を利用している契約回線と同一の着信課金番号により接続される契約回線に限ります。

58 他社直収電話等付加機能利用契約者は、着信課金番号通知機能を利用することはできません。

59 削除

60 独自ガイダンス登録機能について、接続先変更機能（時間外着信案内）、接続先案内機能、話中時ガイダンス機能、緊急時迂回機能におけるガイダンス、接続先情報通知機能におけるガイダンスについて、当社が別に定める範囲内で登録することができます。

61 削除

62 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線である場合は、着信課金番号通知機能を利用することはできません。

63 当社は、契約者から申出があり、かつ、その申出に係る契約回線が、当社が別に定める条件を満たす場合には、基本機能の欄の規定に係らず、付加機能使用料（臨時のものを除きます。）の基本額の単位を「1の着信課金番号ごとに」とし、その料金額を1,000円(1,100円)とします。この場合、当社はその付加機能使用料の基本額を地域指定着信課金機能を利用している契約者があらかじめ指定する1の契約回線（その着信課金番号に係るものに限ります。）に請求し、その支払いを要するものをその契約回線の契約者とします。（本条件を以下「フリーダイヤルeプラン」といいます。）

64 当社は、契約者が携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行う場合に限り63の規定を承諾し、料金表第1表（料金）第2（通話に関する料金）2—1—4（フリーダイヤル通話に関わるもの）(2)（イ）フリーダイヤルeプランに関わるものに規定する通話料金を適用します。

65 前項の契約者は待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能、緊急時迂回機能及び高度振り分け機能を利用することはできません。

66 64、65の規定を満たさなくなったときは、当社は63に規定する基本額の取扱いを廃止します。

67 削除

68 削除

69 削除

70 削除

71 削除

72 迷惑電話お断り機能タイプ2において、登録可能な電気通信番号数は、1,000以内とします。

- 73 迷惑電話お断り機能タイプ2において、登録された電気通信番号数が上限に達した場合は、契約者は、既に登録されている電気通信番号を消去することにより新たな電気通信番号を登録することができます。
- 74 迷惑電話お断り機能タイプ2において、当社は、現に登録中の電気通信番号に係る利用回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。
- 75 迷惑電話お断り機能タイプ2において、登録された電気通信番号に係る利用回線等からこの機能を利用する契約回線へ着信課金番号により行う通話に関する料金については、支払いを要しません。
- 76 迷惑電話お断り機能タイプ2において、当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。
- 77 迷惑電話お断り機能タイプ2において、当社は、現に登録中の電気通信番号に係る利用回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 78 この機能を利用する契約回線が、IP通信網サービス利用回線（当社に係わるものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り）である場合は、66の規定に加え、オリジナルガイダンス機能（ガイダンスの一部を変更する機能のものに限る）を利用することは出来ません。
- 79 基本機能の欄の規定にかかわらず、契約回線がIP通信網サービス利用回線（当社に係わるものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り）で場合は、接続先変更機能（受付先変更）で着信先が変更された通話に関する料金について、その支払いを要する者を着信先の契約回線の契約者とします。
- 80 当社は、契約者から請求があったときは、IP電話設備（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号及び当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り）から行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 81 着信課金番号通知機能は、この機能を利用する契約者が利用回線、IP通信網サービス利用回線（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー3に係るものを除きます。）に係るものに限り）又は他社直取電話等を利用している場合に限り提供します。
- 82 当社は、契約者から請求があったときは、IP電話設備（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り）に係る他社通話（当社が別に定める協定事業者に係るものに限り）に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 83 当社は、SMS送信機能に係るメッセージにより、第三者に損害を与え、又は第三者から苦情等を受けた場合は契約者の責任と費用により処理解決するものとします。
- 84 SMS送信機能の1送信ごとの加算額は、毎暦月の1日から起算し末日までの料金額を算定して適用します。
- 85 接続先情報通知機能は、この機能を利用する契約者が利用回線、IP通信網サービス利用回線（「COTOHA Call Centerサービス」契約約款及びCOTOHA Voice DX Basicサービス契約約款に係るものを除きます。）又は他社直取電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。

- (注1) 1の(3)及び2に規定する当社が別に定める数は、10とします。
- (注2) 削除
- (注3) 1の(3)に規定する当社が別に定めるものは、高度振り分け機能を同時に利用していない場合は契約回線に係る電話番号、契約者回線番号又は追加番号、高度振り分け機能を同時に利用している場合、及び発信者番号識別接続機能を利用している場合は、契約回線に係る電話番号又は契約者回線番号とします。
- (注4) 1の(4)に規定する当社が別に定めるものは、接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、着信分配機能とします。
- (注5) 18に規定する当社が別に定める数は、10,000、着信分配機能の場合は100とします。
- (注6) 21に規定する当社が別に定める数は、10とします。
- (注7) 22に規定する当社が別に定める数は、10とします。
- (注8) 23に規定する当社が別に定める時間は、1分とします。
- (注9) 24に規定する当社が別に定める範囲は、1の着信課金番号により同時に接続できる通話の数の範囲内で、100以内とします。
- (注10) 削除
- (注11) 36に規定する当社が別に定める数は、1とします。
- (注12) 37に規定する当社が別に定める数は、10とします。
- (注13) 45に規定する当社が別に定める数は、100とします。
- (注14) 46に規定する当社が別に定める数は、9,999とします。
- (注15) 60に規定する当社が別に定める数は、50とします。
- (注16) 63に規定する当社が別に定める条件は、申出のあった契約回線が特定協定事業者の音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める第2種サービス又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に係るものとします。
- (注17) 82に規定する当社が別に定める協定事業者は、株式会社オプテージとします。
- (注18) 15に規定する当社が別に定めるところは、カスタマコントロールマニュアルに記載のCAコード表とし、当社が別に定める数は、50とします。
- (注19) 35に規定する当社が別に定めるものは、次の機能に関わるガイドランスとします。発信端末拒否機能、発信地域指定機能、発信地域ルーティング機能、発信電話番号ルーティング機能、発信局番ルーティング機能、発信端末ルーティング機能、PB入力指示ルーティング機能、音声プロンプトルーティング機能、話中時ガイドランス機能、無応答時ガイドランス機能、話中時待ち合わせ機能、時間外ガイドランス機能、接続案内ガイドランス機能、ウイスペア機能、メッセージ蓄積機能及びSMS送信機能
- (注20) 43に規定する当社が別に定める振り分け方法とは、プッシュボタン信号、プッシュボタン信号及び音声認識（数字）並びに音声認識（数字）とします。
- (注21) 44に規定する当社が別に定める方法とは、順次サーチ、ラウンドロビン及び分配とします。

簡易着信課金機能	電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第3に基づき、当社が提供する付加機能であって、簡易着信課金番号（契約者の請求により当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。）に着信した通話を、地域指定着信課金機能に係る着信課金番号へのフリーダイヤル通話として接続する機能		1 着信課金番号ごとに	—	—	
	備考	1 当社は、この機能を、地域指定着信課金機能を同時に利用する契約者に限り提供します。				
地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)	基本機能	この機能を利用する契約回線へあらかじめ契約者が指定する地域の利用回線等から特定着信番号（契約者の請求により当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通話（以下「ナビダイヤル通話」といいます。）をできるようにする機能	1 特定着信番号ごとに	10,000円 (11,000円)	1,000円 (1,100円)	
			1 の特定着信番号により同時に接続できる通話の数1ごとに	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)	
	追加機能	接続先変更機能 (時間外着信案内/受付先変更)	地域指定特定番号着信機能の利用時間帯を指定し、指定時間外のこの機能を利用する契約回線へのナビダイヤル通話の発信者に対して、利用時間外である旨の案内または契約回線へのナビダイヤル通話を、あらかじめ指定された地域指定特定番号着信機能を利用している契約回線に接続する機能	加算額（1 接続先ごとに、1 着信先グループごとに又は1 特定着信番号ごとに）	1,400円 (1,540円)	140円 (154円)
		共通番号機能 (全国共通番号)	1 の特定着信番号によるナビダイヤル通話を、その通話が発信される地域ごとにあらかじめ指定された地域指定特定番号着信機能を利用している契約回線に接続する機能	加算額（1 特定着信番号ごとに）	1,800円 (1,980円)	180円 (198円)

	広域迂回接続機能 (広域代表)	この機能を利用する契約回線がナビダイヤル通話により通話中の場合に、その契約回線へのナビダイヤル通話をあらかじめ契約者の同意を得て指定された他の地域指定特定番号着信機能を利用している契約回線に接続する機能		加算額 (1 特定着信番号につき1の接続先毎にまたは1着信先グループごとに)	1,600円 (1,760円)	160円 (176円)
	接続先案内機能	この機能を利用する契約回線に接続する前に、ナビダイヤル通話の発信者に対し、ダイヤルした特定着信番号を案内する機能		加算額 (1 接続先ごとにまたは1特定着信番号ごとに)	300円 (330円)	30円 (33円)
	着信分配機能	1の特定着信番号によるナビダイヤル通話について、あらかじめ指定された地域指定特定番号着信機能を利用している契約回線ごとに、あらかじめ指定された着信回数の割合に振り分け、接続する機能			—	—
	特定着信番号通知機能	この機能を利用する契約回線にナビダイヤル通話があった場合に、その特定着信番号の情報を、その契約回線に係る総合デジタル通信設備又はIP通信網サービス利用回線に送出する機能		加算額 (1 接続先ごとに)	900円 (990円)	90円 (99円)
	ガイドナ スル機能	この機能を利用する契約者が、地域指定特定番号着信機能に係	ガイド スの一部 を変更す る機能	加算額 (1 特定着信番号ごとに)	300円 (330円)	30円 (33円)

	<p>るガイダンスについて、当社が別に定める条件の範囲内で変更する機能</p> <p>(注) 当社が別に定める条件は当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/freedial-navidial/navidial/option.html#tabMenu) に掲げるものとしてします。</p>	<p>ガイダンスの全文を変更する機能</p>	<p>加算額 (1 特定着信番号ごとに)</p>	<p>900円 (990円)</p>	<p>90円 (99円)</p>
物理番号着信拒否機能	<p>この機能を利用するIP通信網サービス利用回線にナビダイヤル通話以外の通話があった場合に、その通話の着信を拒否することができる機能</p>			—	—
高度振り分け機能	<p>ナビダイヤル通話の発信者から通知された情報又は利用回線に係る電話番号等の情報等に基づき、あらかじめ契約者の同意を得て指定されたこの機能を利用している契約回線にそのナビダイヤル通話を接続する機能</p>	<p>加算額 (1 の特定着信番号により接続できる接続先1ごとに)</p>	<p>1,000円 (1,100円)</p>	<p>100円 (110円)</p>	
音声認識接続機能	<p>高度振り分け機能において、発信者の音声により、この機能を利用している契約回線を選択する機能</p>	<p>1 の特定着信番号により同時に接続できる通話の数1ごとに</p>	<p>1,000円 (1,100円)</p>	—	

通話蓄積機能	高度振り分け機能において、契約回線が全て通話中の場合等その通話を接続できない場合にその通話を蓄積する機能	加算額（1 接続先につき50通話蓄積ごとに）	1,500円 (1,650円)	150円 (165円)
独自ガイダンス登録機能	地域指定特定番号着信機能に係るガイダンスについて、当社が別に定める方法に基づき、契約者が作成したガイダンス（独自ガイダンス）を契約者側が登録及び変更できる機能 （注）当社が別に定める条件は当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/freedial-navidial/navidial/option.html#tabMenu) に掲げるものとします。	加算額（1 特定着信番号ごとに）	2,000円 (2,200円)	200円 (220円)
独自ガイダンス作成機能	この機能を利用する契約者が、地域指定特定番号着信機能に係るガイダンスについて、当社が別に定める条件の範囲内でガイダンスを作成する機能 （注）当社が別に定める条件は当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/freedial-navidial/navidial/option.html#tabMenu) に掲げるものとします。	加算額（1 特定着信番号ごとに）	1,100円 (1,210円)	110円 (121円)
トラヒックレポート作成機能	地域指定特定番号着信機能に係るトラヒック（その地域指定特定番号着信機能に係る利用状況等を言います。）の情報を提供する機能	加算額（1 特定着信番号ごとに）	3,000円 (3,300円)	300円 (330円)

待ち合わせ接続機能	この機能を利用する契約回線が通話中の場合に、他からのナビダイヤル通話（他社直加入電話等設備及び固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる通話並びにIP電話設備から行う通話を除きます。）をあらかじめ指定された時間保留し、その間に通話ができる状態になったとき、その着信に応答し、接続できるようにする機能	加算額（1 接続先ごとに）	1,500円 (1,650円)	150円 (165円)
迷惑電話お断り機能	契約者が登録した電気通信番号からの着信に対し着信をおことわりする旨の案内をする機能	加算額（1 特定着信番号ごとに）	30,000円 (33,000円)	——
接続先情報通知機能	発信者から通知された情報又は音声をこの機能を利用しての契約回線へ、着信時に音声で通知する機能	1 接続先ごとに同時に接続できる通話の数1 ごとに	1,000円 (1,100円)	——
トラフィックアラーム機能	地域指定特定番号着信機能に係るトラフィックについてあらかじめユーザが特定着信番号又は契約回線ごとに指定した条件を満たす場合にその旨を通知（当社所定の方法に限ります。）する機能	加算額（1 の特定着信番号ごとに）	3,000円 (3,300円)	300円 (330円)
SMS送信機能	別記10の2に定める携帯電話等契約の事業者からの発信において、契約回線が通話中又は地域指定特定番号着信機能の利用時間帯の指定時間外の場合、ショートメッセージサービス（SMS）を送信してモバイルサイトへ誘導する機能	加算額（1 の特定着信番号ごとに）	10,000円 (11,000円)	1,000円 (1,100円)
		加算額（1 送信ごとに）	15円 (16円)	—

備考

- 1 当社は、契約回線に係る電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）1 番号ごとに特定着信番号を付与します。この場合、特定着信番号を付与された契約者は、1 の特定着信番号により同時に接続できる通話の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。
- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、特定着信番号を変更するときがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 削除
- 4 IP 通信網サービス利用回線によりこの機能を利用する場合、基本機能に係る料金額のうち、1 の特定着信番号により同時に接続できる通話の数 1 ごとの料金額については、無料とします。
- 5 共通番号機能において 1 の特定着信番号によるナビダイヤル通話の着信先として指定することができる着信先の数及び着信分配機能において通話の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 6 広域迂回接続機能においてナビダイヤル通話の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 7 接続先変更機能において指定することができる地域指定特定番号着信機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。
- 8 削除
- 9 削除
- 10 基本機能及び追加機能に係るガイダンスのうち、オリジナルガイダンス機能を利用できるガイダンスは当社が別に定めるものに限ります。
- 11 オリジナルガイダンス機能において、ガイダンスの一部を変更する機能を利用する契約者は、オリジナルガイダンス機能に係るガイダンスのうち当社が指定する文言について、それに替わる文言（以下地域指定特定番号着信機能の欄において「固定文言」といいます。）を登録することができます。この場合、登録できる固定文言の数は 1 の特定着信番号につき当社が別に定める数の範囲内とします。
- 12 オリジナルガイダンス機能において、ガイダンスの全文を変更する機能を利用する契約者が登録できるガイダンスの数は、1 の特定着信番号につき当社が別に定める数の範囲内とします。
- 13 オリジナルガイダンス機能において、ガイダンスの全文を変更する機能を利用する契約者は、12 に定める方法でガイダンスを変更することができます。
- 14 当社は、オリジナルガイダンス機能に係るガイダンスについて、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、若しくは法令に反する態様で現に利用されており、又は利用されるおそれがあると認められた場合は、その変更を承諾せず、又はその提供を廃止することがあります。
- 15 削除
- 16 当社は、この機能を利用している契約回線の契約者から請求があったときは、当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行われるナビダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 17 16 に規定する取扱いを行う場合、その電気通信設備から通話を行った者をそのナビダイヤル通話の支払いを要する者とします。
- 18 削除
- 19 削除

- 20 削除
- 21 削除
- 22 削除
- 23 当社は、高度振り分け機能を利用している契約回線の契約者から高度振り分け機能を廃止したい旨の申出があった場合は、その特定着信番号を変更します。
- 24 削除
- 25 高度振り分け機能を利用する契約者は、あらかじめ当社が別に定める振り分け方法の中から選択していただきます。
- 26 複数の着信先を1の着信先グループとして取り扱うことができます。この場合、そのグループにナビダイヤル通話の着信があったときは、当社が別に定める方法からあらかじめ契約者が指定した順序に従い、そのナビダイヤル通話を振り分け、着信先に接続します。
- 27 26において、1の着信先グループとして指定できる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 28 高度振り分け機能を利用する場合は、共通番号機能において1の特定着信番号によるナビダイヤル通話の着信先として指定することができる着信先グループの数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
- 29 高度振り分け機能を利用する場合において、1の特定着信番号により接続される契約回線の契約者が複数となるときは、その契約者の中から代表者を定め、当社に申し出ていただきます。当社は、その代表者の申出に従って、高度振り分け機能及び高度振り分け機能と同時に利用できる機能を取扱います。
- 30 当社は、契約者から申出があった場合は、接続先変更機能及び話中時ガイダンス機能におけるガイダンスについて、当社が指定する条件に基づき契約者があらかじめ用意したガイダンス（以下独自ガイダンスといえます。）に変更します。
- 31 通話蓄積機能において、通話を蓄積するときの通話に関する料金はかかりません。
- 32 通話蓄積機能において、蓄積された通話は、蓄積された翌日から起算して30日経過後に削除されます。30日経過以前に削除する場合は、通話蓄積機能の契約者に限り、削除することができます。
- 33～34 削除
- 35 独自ガイダンス登録機能について、接続先変更機能、接続先案内機能、話中時ガイダンス機能、緊急時迂回機能におけるガイダンス、接続先情報通知機能におけるガイダンスについて、当社が別に定める範囲内で登録することができます。
- 36 物理番号着信拒否機能は、この機能を利用する契約者がI P通信網サービス利用回線（第6種シェアードI P－P B Xサービスに係るもの）に限り、提供します。
- 37 削除
- 38 当社は、契約者から請求があったときは、I P電話設備（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号及び当社に係るもの（卸電気通信業務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り）から行われるナビダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。
- 39 削除
- 40 特定着信番号通知機能は、この機能を利用する契約者がI P通信網サービス利用回線（第6種シェアードI P－P B Xサービス（カテゴリー3に係るものを除きます。）に係るものに限り）を利用している場

合に限り提供します。

- 41 待ち合わせ接続機能において、同時に待ち合せをすることができる数は当社が別に定める範囲内とし、保留時間は1分を単位として2分以内とします。
- 42 迷惑電話お断り機能において、登録可能な電気通信番号数は、1,000以内とします。
- 43 迷惑電話お断り機能において、登録された電気通信番号数が上限に達した場合は、契約者は、既に登録されている電気通信番号を消去することにより新たな電気通信番号を登録することができます。
- 44 迷惑電話お断り機能において、当社は、現に登録中の電気通信番号に係る利用回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。
- 45 迷惑電話お断り機能において、登録された電気通信番号に係る利用回線等からこの機能を利用する契約回線へ特定着信番号により行う通話に関する料金については、支払いを要しません。
- 46 迷惑電話お断り機能において、当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。
- 47 迷惑電話お断り機能において、当社は、現に登録中の電気通信番号に係る利用回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 48 削除
- 49 当社は、SMS送信機能に係るメッセージにより、第三者に損害を与え、又は第三者から苦情等を受けた場合は契約者の責任と費用により処理解決するものとします。
- 50 SMS送信機能の1送信ごとの加算額は、毎暦月の1日から起算し末日までの料金額を算定して適用します。
- 51 接続先情報通知機能は、この機能を利用する契約者が利用回線、IP通信網サービス利用回線（「COTOHA Call Centerサービス」契約約款及びCOTOHA Voice DX Basicサービス契約約款に係るものを除きます。）又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。

(注1) 5に規定する当社が別に定める数は10,000、着信分配機能の場合は100とします。

(注2) 6に規定する当社が別に定める数は、10とします。

(注3) 7に規定する当社が別に定める時間は、1分とします。

(注4) 11に規定する当社が別に定める数は、1とします。

(注5) 12に規定する当社が別に定める数は、10とします。

(注6) 削除

(注7) 16に規定する当社が別に定める電気通信設備は別記10の5の2(2)に掲げる電気通信設備とします。

(注8) 27に規定する当社が別に定める数は、100とします。

(注9) 28に規定する当社が別に定める数は、9,999とします。

(注10) 35に規定する当社が別に定める数は、50とします。

(注11) 1に規定する当社が別に定めるものは、次のとおりとします。

 - (1) 当社に係るものは電気通信番号規則別表第1号及び第6号に定める電気通信番号とします。
 - (2) 他社直収電話等利用回線に係るものは電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号とします。

(注12) 10に規定する当社が別に定めるものは、次の機能に関わるガイドランスとします。発信端末拒否機能、発信地域指定機能、発信地域ルー

	<p>ティング機能、発信電話番号ルーティング機能、発信局番ルーティング機能、発信端末ルーティング機能、PB入力指示ルーティング機能、音声プロンプトルーティング機能、話中時ガイダンス機能、無応答時ガイダンス機能、話中時待ち合わせ機能、時間外ガイダンス機能、接続案内ガイダンス機能、迷惑お断り機能、ウイスパー機能、メッセージ蓄積機能及びSMS送信機能</p> <p>(注13) 25に規定する当社が別に定める振り分け方法とは、プッシュボタン信号、プッシュボタン信号及び音声認識(数字)並びに音声認識(数字)とします。</p> <p>(注14) 26に規定する当社が別に定める方法とは、順次サーチ、ラウンドロビン及び分配とします。</p> <p>(注15) 41に規定する当社が別に定める範囲は、1の特定着信番号により同時に接続できる通話の数の範囲内で、100以内とします。</p>			
簡易特定番号着信機能	<p>電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)別表第3に基づき、当社が提供する付加機能であって、簡易特定着信番号(契約者の請求により当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。)に着信した通話を、地域指定特定番号着信機能に係る特定着信番号へのナビダイヤル通話として接続する機能</p>	1 特定着信番号ごとに	—	—
備考	1 当社は、この機能を、地域指定特定番号着信機能を同時に利用する契約者に限り提供します。			

(2) 国際通話に係るもの

区 分	単 位	料 金 額		
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
国際電話利用休止機能	その契約者指定番号発信サービスにおいて現に登録に係る利用回線について国際通話を規制する機能	1 利用回線ごとに	—	—
備考	この機能は、契約者指定番号発信サービス利用契約者に限り申し込めるものとします。			

2-3 削除

第2 通話に関する料金

1 適用

区 分	内 容										
(1) 料金設定通話	<p>ア 国内通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。</p> <p>(ア) 次に定める一般通話、フリーダイヤル通話及びナビダイヤル通話</p> <p>① 別記1(1)に規定する提供区間に係る通話のうち、加入電話等設備又は公衆電話設備からの通話</p> <p>② 削除</p> <p>③ 契約者指定番号発信サービスに係る通話</p> <p>④ 当社の付加機能を利用して行う通話</p> <p>(イ) 削除</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次の一般通話に関する料金については、協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</p> <p>(ア) 携帯電話設備を利用して行う通話（フリーダイヤル通話、ナビダイヤル通話、契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話及び加入電話設備から当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を付加して発信した通話を除きます。）</p> <p>(イ) 削除</p> <p>(ウ) 電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号（協定事業者に係るものに限ります。）を使用して行った通話</p> <p>(エ) 削除</p> <p>(オ) 加入電話等設備又は公衆電話設備から協定事業者の緊急通報用電話の契約者回線（110番又は119番に限ります。）への通話</p> <p>(カ) 加入電話等設備又は公衆電話設備から、協定事業者の電話サービス取扱所に設置される電気通信設備であってその協定事業者が指定したものへの通話</p> <p>ウ 削除</p> <p>エ 削除</p>										
(2) 削除	削除										
(3) 国内通話の種類等	<p>ア 国内通話には、次の種類があります。</p> <table border="1" data-bbox="555 1630 1278 1917"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 1630 798 1682">種 類</th> <th data-bbox="798 1630 1278 1682">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 1682 798 1733">1 一般通話</td> <td data-bbox="798 1682 1278 1733">3、4及び5以外の通話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1733 798 1785">2 削除</td> <td data-bbox="798 1733 1278 1785">削除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1785 798 1836">3 削除</td> <td data-bbox="798 1785 1278 1836">削除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1836 798 1917">4 フリーダイヤル通話</td> <td data-bbox="798 1836 1278 1917">地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に伴う通話</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	1 一般通話	3、4及び5以外の通話	2 削除	削除	3 削除	削除	4 フリーダイヤル通話	地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に伴う通話
種 類	内 容										
1 一般通話	3、4及び5以外の通話										
2 削除	削除										
3 削除	削除										
4 フリーダイヤル通話	地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に伴う通話										

	<table border="1"> <tr> <td>5 ナビダイヤル通話</td> <td>地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に伴う通話</td> </tr> </table>	5 ナビダイヤル通話	地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に伴う通話		
5 ナビダイヤル通話	地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に伴う通話				
	イ 削除 ウ 削除				
(4) 削除	削除				
(5) 削除	削除				
(6) 通話時間の測定等	<p>ア 通話時間は、双方の利用回線等を接続して通話できる状態にした時刻（その通話が他社通話に伴うものであるときは、協定事業者の電気通信設備に接続した時刻とします。）から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（他社通話を伴う通話である場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、前項の通話時間には含みません。</p> <p>(ア) 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話の途中に一時通話ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったとき（第25条（通話の切断）の規定によって通話を切断した場合は、その切断の通知をしたときとします。）は、その通話の種類又は区別ごとに次の表に定める時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通話の種類又は区別</th> <th>時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイヤル通話</td> <td>その通話ごとに適用される2（料金額）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通話時間</td> </tr> </tbody> </table>	通話の種類又は区別	時 間	ダイヤル通話	その通話ごとに適用される2（料金額）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通話時間
通話の種類又は区別	時 間				
ダイヤル通話	その通話ごとに適用される2（料金額）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通話時間				
	ウ 削除				
(7) 削除	削除				
(8) 削除	削除				
(9) 削除	削除				

<p>(10) 一定額を上限とした地域指定特定番号着信機能に係る通話に関する料金の月極割引の適用</p>	<p>株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に定めるドットフォン契約者（株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の適用に係る者であって、合算ドットフォン請求に係る場合（その合算ドットフォン請求に係る契約が当社のIP通信網サービス契約約款 共通編第34条の3（債権の譲渡）又は株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）に限り、）がそのドットフォン利用回線（次表に掲げるドットフォン契約に係るものに限り、）から行った付加機能（地域指定特定番号着信機能に限り、）の利用に係る通話について、その通話に関する料金のうち、その通話の発信者の負担に係る部分の取り扱いについては、この約款に規定するほか、株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）の規定するところによります。</p> <table border="1" data-bbox="555 835 1278 1178"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 835 1278 887">ドットフォン契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 887 1278 999">株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第1種ドットフォン契約（タイプ1及びタイプ3に係るものに限り、）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 999 1278 1066">当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り、）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1066 1278 1178">株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限り、）</td> </tr> </tbody> </table>	ドットフォン契約	株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第1種ドットフォン契約（タイプ1及びタイプ3に係るものに限り、）	当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り、）	株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限り、）
ドットフォン契約					
株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第1種ドットフォン契約（タイプ1及びタイプ3に係るものに限り、）					
当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り、）					
株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限り、）					
(11) 削除	削除				
(12) 削除	削除				
(13) 削除	削除				
(14) 削除	削除				
<p>(15) 当社の機器の故障等により通話時間が正しく算定できなかった場合のダイヤル通話の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合のダイヤル通話の料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤル通話の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤル通話の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p>				

	<p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前的実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤル通話の料金が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前的実績が把握できる期間における1日平均のダイヤル通話の料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤル通話の料金のうち低い方の値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>
(16) 国内通話に関する料金の減免	<p>次の国内通話については、第31条（通話に関する料金の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の緊急通報用電話の契約者回線（118番に限ります。）への通話</p> <p>イ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条の規定による警戒宣言が発せられた場合に、同法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域（以下この欄において「強化地域」といいます。）及び強化地域以外の地域であつて当社が特に必要があると認める地域内に設置されている公衆電話設備（当社が指定するものに限ります。）から行うダイヤル通話</p> <p>ウ 災害が発生した場合に、公衆電話設備（当社が指定するものに限ります。）から行う通話のうち、り災者が行う通話</p> <p>エ 電気通信サービスに関する問合せ、申込等のために当社が設置する電気通信設備等であつて、当社が指定したものへの通話</p> <p>オ 削除</p> <p>カ 災害用伝言ダイヤル（171）への通話</p>
(17) 削除	削除
(18) 削除	削除
(19) 削除	削除
(20) 第1種グループ発信サービスを利用して行う通話に関する料金の適用	<p>ア 契約者指定番号発信サービス（第1種グループ発信サービスに限ります。以下、この欄において同じとします。）を利用して行う通話のうち、国内通話に関する料金については次のとおり取り扱います。</p> <p>(ア) 削除</p> <p>(イ) 削除</p> <p>(ウ) 携帯電話設備から行った通話に関する料金額は、時間帯にかかわらず30秒までごとに10円（11円）とします。</p> <p>(エ) 削除</p> <p>イ 契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話のうち、国際通話に関する料金については2-2-3に規定する料金表を適用します。</p>

(21) 第2種グループ発信サービスを利用して行う通話に関する料金の適用

ア 当社は、第2種グループ発信サービス（プラン2に限りません。以下この欄において同じとします。）について次のとおり区分を定めます。

区 分	内 容
コース1	(22) (契約者指定番号発信サービスに係る一定の通話回数を上限とした通話料の減額) に規定する減額の適用を受けるもの
コース2	コース1以外のもの

イ 契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限りません。以下、この欄において同じとします。）を利用して行う通話のうち、国内通話に関する料金（当社が別に定める通話を除きます。）については、次表のとおり適用します。

(ア) プラン1及びプラン2のコース1に係るもの

区 分	単 位	料金額
1のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する料金	60秒までごとに	30円 (33円)

(イ) プラン2のコース2、プラン3、プラン4、プラン5及びプラン6に係るもの

区 分	単 位	料金額
1のグループ発信サービス利用回線から発信した通話に関する料金	30秒までごとに	10円 (11円)

ウ イの規定にかかわらず、契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話のうち、国内通話（当社が別に定める通話に限りません。）に関する料金の額は、通話を開始した時点から起算し、通信先の通信設備及び時間帯に関わらず60秒までごとに30円（33円）とします。

エ 当社は、当社が別に定める電気通信番号への通話がイ（ア）に規定する通話に該当すると判断したときは、その電気通信番号への通話に関する料金について、通話を開始した時点から起算し、通信先の通信設備及び時間帯に関わらず60秒までごとに30円（33円）とします。

オ 契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話のうち、国際通話に関する料金については2-2-3に規定する料金額を適用します。

カ 削除

(注1) ウの当社が別に定める場合は、通話を行うことを目的とせずに通話を著しく繰り返す行為、その他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営又は電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を阻害する行為（それを知って加担する行為を含みます。）をその契約者指定番号発信サービス利用契約者が行っていると合理的に判断できる場合とします。

	(注2) エの当社が別に定める電気通信番号について現に該当するものを定めたときは、当社は、ホームページへの掲載その他の方法によりこれを周知します。		
(22) 契約者指定番号発信サービスに係る一定の通話回数を上限とした通話料の減額	<p>ア 当社は、契約者指定番号発信サービス契約（第2種グループ発信サービス（プラン1及びプラン2のコース1に係るもの）に限ります。以下この欄において同じとします。）について、次表に掲げる定額料を支払うことを条件に、1の料金月における通話の回数が300回を超過するまでの間、料金表第2表（通話に関する料金）の1（適用）の(21)（第2種グループ発信サービスを利用して行う通話に関する料金の適用）の（ア）（プラン1及びプラン2のコース1に係るもの）の規定を適用しません。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">定額料（月額）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,980円（2,178円）</td> </tr> </table> <p>イ 本欄に規定する定額料については、基本料金に準じて取り扱います。</p>	定額料（月額）	1,980円（2,178円）
定額料（月額）			
1,980円（2,178円）			
(23) 削除	削除		
(24) 削除	削除		

2 料金額

2-1 国内通話に係るもの

2-1-1 一般通話（契約者指定番号発信サービスに係る通話を除きます。）
に係るもの

ア イ以外のもの

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）
一般通話料	180秒までごとに8.5円(9.35円)
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備から固定電話等設備へ当社の事業者 設備識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。）を 付加して発信した通話に適用します。	

イ 携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

料 金 種 別	料 金 額（ダイヤル通話）
一般通話料	60秒数までごとに16円(17.6円)
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備から携帯電話設備へ当社の事業者 設備識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。）を 付加して発信した通話に適用します。	

2-1-2 削除

2-1-3 削除

2-1-4 フリーダイヤル通話に関わるもの

(1) IP通信網付加機能利用契約に関わるもの

料金種別	料金額 (ダイヤル通話料)	
フリーダイヤル通話料	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8円(8.8円)
	携帯電話設備からの通話	60秒ごとに16円(17.6円)
	公衆電話設備からの通話	60秒ごとに27円(29.7円)
備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。		

(2) (1) 以外のもの

(ア) (イ) 以外のもの

料金種別	料金額 (ダイヤル通話料)	
フリーダイヤル通話料	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8.5円(9.35円)
	携帯電話設備からの通話	20秒ごとに10円(11円)
	公衆電話設備からの通話	60秒ごとに30円(33円)
備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用します。		

(イ) フリーダイヤルeプランに関わるもの

料金種別	料金額 (ダイヤル通話料)	
フリーダイヤル通話料	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8円(8.8円)
	携帯電話設備からの通話	60秒ごとに16円(17.6円)
	公衆電話設備からの通話	60秒ごとに30円(33円)
備考 この表に規定する料金は、他社直収電話等設備(特定協定事業者の設備でかつフリーダイヤルeプランに関わるものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。		

2-1-5 ナビダイヤル通話に関わるもの

料金種別	料金額 (ダイヤル通話料)	
ナビダイヤル通話料	固定電話等設備からの通話	180秒ごとに8.5円(9.35円)
	携帯電話設備からの通話	20秒ごとに10円(11円)
	公衆電話設備からの通話	40秒ごとに10円(内税)

2-2 国際通話に係るもの

2-2-1 削除

2-2-2 削除

2-2-3 契約者指定番号発信サービスを利用して行う国際通話の取扱い
地域及び料金額

国際通話について次表に規定する料金を適用します。

(単位：円)

地域	料金額	1分までごとに
アイスランド共和国		127
アイルランド		127
アゼルバイジャン共和国		127
アセンション島		250
アゾレス諸島		119
アフガニスタン・イスラム共和国		151
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		43
アラブ首長国連邦		151
アルジェリア民主人民共和国		171
アルゼンチン共和国		65
アルバ		151
アルバニア共和国		127
アルメニア共和国		127
アンギラ		151
アンゴラ共和国		171
アンティグア・バーブーダ		151
アンドラ公国		119
イエメン共和国		151
イスラエル国		151
イタリア共和国		119
イラク共和国		151
イラン・イスラム共和国		151
インド		59
インドネシア共和国		80
ウガンダ共和国		171
ウクライナ		127
ウズベキスタン共和国		127
ウルグアイ東方共和国		69

英領バージン諸島	151
エクアドル共和国	69
エジプト・アラブ共和国	99
エストニア共和国	127
エスワティニ王国	171
エチオピア連邦民主共和国	171
エリトリア国	171
エルサルバドル共和国	69
オーストラリア連邦	83
オーストリア共和国	127
オマーン国	151
オランダ王国	119
オランダ領アンティール	151
ガーナ共和国	171
カーボベルデ共和国	171
ガイアナ協同共和国	80
カザフスタン共和国	127
カタール国	151
カナダ	73
カナリア諸島	119
ガボン共和国	171
カメルーン共和国	171
ガンビア共和国	171
カンボジア王国	88
ギニア共和国	171
ギニアビサウ共和国	250
キプロス共和国	151
キューバ共和国	151
ギリシャ共和国	119
キリバス共和国	104
キルギス共和国	127
グアテマラ共和国	151
グアドループ島	151
グアム	73
クウェート国	151

クック諸島	104
グリーンランド	119
クリスマス島	93
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	102
グレナダ	80
クロアチア共和国	127
ケイマン諸島	151
ケニア共和国	99
コートジボワール共和国	171
ココス・キーリング諸島	93
コスタリカ共和国	151
コソボ共和国	127
コモロ連合	171
コロンビア共和国	85
コンゴ共和国	171
コンゴ民主共和国	171
サイパン	73
サウジアラビア王国	151
サモア独立国	104
サントメ・プリンシペ民主共和国	171
ザンビア共和国	171
サンピエール島・ミクロン島	93
サンマリノ共和国	127
シエラレオネ共和国	171
ジブチ共和国	171
ジブラルタル	119
ジャマイカ	151
ジョージア	127
シリア・アラブ共和国	151
シンガポール共和国	80
シント・マールテン島	151
ジンバブエ共和国	171
スイス連邦	119
スウェーデン王国	119
スーダン共和国	171

スペイン	119
スペイン領北アフリカ	119
スリナム共和国	164
スリランカ民主社会主義共和国	85
スロバキア共和国	127
スロベニア共和国	127
赤道ギニア共和国	171
セネガル共和国	171
セルビア共和国	127
セントクリストファー・ネイビス	79
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	151
セントヘレナ島	250
セントルシア	80
ソマリア民主共和国	171
ソロモン諸島	104
タークス・カイコス諸島	80
タイ王国	79
大韓民国	57
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国	171
台湾	66
タジキスタン共和国	127
タンザニア連合共和国	171
チェコ共和国	127
チャド共和国	171
中央アフリカ共和国	127
中華人民共和国	66
チュニジア共和国	171
朝鮮民主主義人民共和国	120
チリ共和国	69
ツバル	104
デンマーク王国	127
ドイツ連邦共和国	107
トーゴ共和国	171
トケラウ諸島	104
ドミニカ共和国	85

ドミニカ国	112
トリニダード・トバゴ共和国	151
トルクメニスタン	127
トルコ共和国	119
トンガ王国	104
ナイジェリア連邦共和国	99
ナウル共和国	104
ナミビア共和国	171
ニウエ	159
ニカラグア共和国	69
ニジェール共和国	171
ニューカレドニア	104
ニュージーランド	83
ネパール	85
ノーフォーク島	130
ノルウェー王国	119
バーレーン王国	151
ハイチ共和国	69
パキスタン・イスラム共和国	151
バチカン市国	119
パナマ共和国	151
バヌアツ共和国	104
バハマ国	151
パプアニューギニア独立国	104
バミューダ諸島	93
パラオ共和国	104
パラグアイ共和国	85
バルバドス	151
パレスチナ	151
ハワイ	43
ハンガリー共和国	127
バングラデシュ人民共和国	151
東ティモール民主共和国	130
フィジー諸島共和国	104
フィリピン共和国	78

フィンランド共和国	127
ブータン王国	151
プエルトリコ	151
フェロー諸島	119
フォークランド諸島	164
ブラジル連邦共和国	49
フランス共和国	107
フランス領ギアナ	151
フランス領ポリネシア	104
フランス領ワリス・フテュナ諸島	93
ブルガリア共和国	127
ブルキナファソ	171
ブルネイ・ダルサラーム国	80
ブルンジ共和国	171
米領サモア	104
米領バージン諸島	151
ベトナム社会主義共和国	88
ベナン共和国	171
ベネズエラ・ボリバル共和国	91
ベラルーシ共和国	127
ベリーズ	69
ペルー共和国	69
ベルギー王国	119
ポーランド共和国	127
ボスニア・ヘルツェゴビナ	127
ボツワナ共和国	171
ボリビア共和国	69
ポルトガル共和国	119
香港	71
ホンジュラス共和国	151
マーシャル諸島共和国	104
マイヨット島	171
マカオ	84
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	127
マダガスカル共和国	171

マディラ諸島	119
マラウイ共和国	171
マリ共和国	171
マルタ共和国	127
マルチニーク島	151
マレーシア	80
ミクロネシア連邦	93
南アフリカ共和国	99
南スーダン共和国	171
ミャンマー連邦	88
メキシコ合衆国	85
モーリシャス共和国	171
モーリタニア・イスラム共和国	171
モザンビーク共和国	171
モナコ公国	119
モルディヴ共和国	151
モルドバ共和国	101
モロッコ王国	171
モンゴル国	88
モンセラット	112
モンテネグロ共和国	127
ヨルダン・ハシミテ王国	151
ラオス人民民主共和国	88
ラトビア共和国	127
リトアニア共和国	127
リヒテンシュタイン公国	119
リベリア共和国	171
ルーマニア	127
ルクセンブルク大公国	127
ルワンダ共和国	171
レソト王国	171
レバノン共和国	151
レユニオン	171
ロシア連邦	127

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費を合計して算定します。
(2) 削除	ア 削除
(3) 交換機等工事費の適用	<p>ア 電話等サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ 1の者からの申出又は請求により、付加番号送出機能に関する工事と次の工事を同時に施工する場合には、付加番号送出機能に関する工事に係る交換機等工事費を適用しません。</p> <p>① 利用者番号の指定又は変更に関する工事</p> <p>② 削除</p> <p>エ 1の者からの申出又は請求により、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が行う利用回線に関する工事（当社が別に定めるものに限り。）と次の工事を同時に施工する場合には、当社が行う工事に係る交換機等工事費を適用しません。</p> <p>① 削除</p> <p>② 削除</p> <p>③ 付加番号送出機能に係る工事</p> <p>オ 共用他社接続契約者回線の指定若しくは指定の変更、区別の変更又は端末設備の利用方法の変更に関する工事について、1の者からの申込又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、交換機等工事費を適用します。</p> <p>(注) 本欄エに規定する当社が別に定めるものは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款料金表第2表（工事に関する費用（付帯サービスに関するものを除きます。）第2（工事費）1（適用）（14）工事費の適用除外のアに規定するもの並びに総合デジタル通信サービス契約約款第2表（工事に関する費用（付帯サービスに関するものを除きます。）第2（工事費）1（適用）（11）工事費の適用除外のアに規定するものを除く工事及びその他東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社において交換機工事費を適用する工事に係るものとします。</p>
(4) 削除	削除
(5) 削除	削除
(6) 削除	削除
(7) 削除	削除

(8) 削除	削除												
(9) 割増工事費の適用	<p>当社は、1の者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <p>ア イ以外の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）</td> <td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円（1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（1,100円）を加算した額</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円（1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（1,100円）を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (2)欄のイの規定により基本工事費を適用しない場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）</td> <td>その工事に関する工事費の合計額に1.3を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td>その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（1,100円）を加算した額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（1,100円）を加算した額	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額に1.3を乗じた額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額												
午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（1,100円）を加算した額												
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（1,100円）を加算した額												
工事を施工する時間帯	割増工事費の額												
午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額に1.3を乗じた額												
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額												
(10) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア 地域指定着信課金機能（コミュニケーションズ・チョイス発信番号識別接続機能に限ります。）に関する工事</p> <p>イ 地域指定着信課金機能に関する工事について、当社が指定した期日に、この工事を申し出た契約者の責めによらない理由により工事を完了できなかったとき</p> <p>ウ 地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に係わる交換機工事のみを行った場合（基本工事費に限ります）</p>												
(11) 工事費の減額適用	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>												

2 工事費の額

2-1 契約者指定番号発信サービスの利用開始、契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限ります。）に係るグループ発信利用権の登録若しくは登録の削除、付加機能の利用開始若しくは利用変更、回線相互接続又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
(1) 基本工事費	ア 削除		削除	
	イ 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)	
(2) 交換機等工事費	ア 削除		削除	
	イ 削除		削除	
	ウ 契約者指定番号発信サービス（グループ発信サービス（第2種グループ発信サービスプラン3を除きます。）に限ります。）の利用開始に関する工事	1の工事ごとに	3,000円 (3,300円)	
	エ 契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービス（プラン3を除きます。）に限ります。）に係る契約者指定番号発信サービス利用回線の登録又は登録の削除に関する工事（契約者指定番号発信サービスの利用契約者が自営端末設備から当社の電気通信設備に接続し登録又は削除を行った場合及び契約者指定番号発信サービス利用契約の解除に伴い契約者指定番号発信サービス利用回線の登録の削除を行った場合を除きます。）	1の工事ごとに	3,000円 (3,300円)	
	オ 付加機能に関する工事	(ア) 削除	削除	
	(イ) 地域指定着信課金機能に関する工事の場合	基本機能の利用開始又は着信課金番号による着信通話を許容する地域の変更等基本機能の内容の変更の工事又は追加機能の利用開始又は利用時間帯の変更等追加機能の内容の変更の工事のとき	1着信課金番号につき1の着信先ごとに	1,000円 (1,100円)
		オリジナルガイダンス機能の利用開始又は利用変更の工事のとき。		別に算定する実費
		独自ガイダンスの利用開始又は利用変更の工事のとき。		別に算定する実費
		高度振り分け機能に係る工事であって、発信者から通知された情報又は利用回線に係る電話番号等の情報に係る工事		別に算定する実費

	SMS送信機能の利用開始又はSMS発信通知番号の変更工事のとき。	1 着信課金番号ごとに	50,000 円 (55,000 円)
(ウ) 簡易着信課金機能に関する工事の場合	利用の開始工事のとき。	1 簡易着信課金番号ごとに	1,000円 (1,100円)
	接続される地域指定着信課金機能に係る着信課金番号の変更又は利用する追加機能(接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、待ち合わせ接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、着信課金番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、高度振り分け機能、音声認識接続機能、接続先情報通知機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能及び迷惑電話お断り機能タイプ2に限ります。)の変更のとき。	1 簡易着信課金番号ごとに	1,000円 (1,100円)
(エ) 地域指定特定番号着信機能に関する工事の場合	基本機能の利用開始又は特定着信番号による着信通話を許容する地域の変更等基本機能の内容の変更の工事又は追加機能の利用開始又は利用時間帯の変更等追加機能の内容の変更の工事のとき。	1 特定着信番号につき1の着信先ごとに	1,000円 (1,100円)
	オリジナルガイダンス機能の利用開始又は利用変更の工事のとき。		別に算定する実費
	高度振り分け機能に係る工事であって、発信者から通知された情報又は利用回線に係る電話番号等の情報に係る工事		別に算定する実費
	独自ガイダンスの利用開始又は利用変更の工事のとき。		別に算定する実費
	SMS送信機能の利用開始又はSMS発信通知番号の変更工事のとき。	1 特定着信番号ごとに	50,000 円 (55,000 円)
(オ) 簡易特定番号着	利用の開始工事のとき。	1 簡易特定着信番号ごとに	1,000円 (1,100円)

	信機能に関する工事の場合	接続される地域指定特定番号着信機能に係る特定着信番号の変更又は利用する追加機能（接続先変更機能、共通番号機能、広域迂回接続機能、接続先案内機能、着信分配機能、特定着信番号通知機能、オリジナルガイダンス機能、物理番号着信拒否機能、高度振り分け機能、通話蓄積機能、独自ガイダンス登録機能、独自ガイダンス作成機能及びトラヒックレポート作成機能に限ります。）の変更のとき。	1 簡易特定着信番号ごとに	1,000円 (1,100円)
	(カ) 削除			削除
	(キ) 削除			削除
	(ク) 削除			削除

2-2 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
(1) 利用の一時中断の工事	ア 基本工事費	1 の工事ごとに	1,000円 (1,100円)	
	イ 交換機等工事費	(ア) (イ)～(カ)以外の工事の場合	1 電話等利用契約ごとに	1,000円 (1,100円)
		(イ) 地域指定着信課金機能の利用の一時中断の工事	1 着信課金番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		(ウ) 簡易着信課金機能の利用の一時中断の工事	1 簡易着信課金番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		(エ) 地域指定特定番号着信機能の利用の一時中断の工事	1 特定着信番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		(オ) 簡易特定番号着信機能の利用の一時中断の工事	1 簡易特定着信番号ごとに	1,000円 (1,100円)
		(カ) 削除		削除
(2) 再利用の工事			2-1の工事費の額と同額	

第2 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	<p>(1) 設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>ア 簡易着信課金機能又は簡易特定番号着信機能に係る電気通信設備の新設の部分</p> <p>イ 簡易着信課金番号又は簡易特定着信番号への接続に係る電気通信設備の部分</p> <p>ウ 特別な電気通信設備の部分（ア又はイに係るものを除きます。）</p> <p>(2) アの設備費は、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に係る追加機能（当社が指定するものに限ります。）の利用の有無若しくは態様又は当社が提供する他の電気通信サービスとの組み合わせ利用の有無若しくは態様等により、必要な費用を算定し適用します。この場合において、同時に申込む他の国の機関がある場合は、その費用を減額して適用する場合があります。</p> <p>(3) イの設備費は、同時に利用する他の国の機関がある場合は、その利用の態様に応じ、必要な費用を算定し適用します。この場合において、利用する国の機関の数が変更となる場合は、減額又は増額となるときがあります。</p> <p>(4) 法定耐用年数に達する等、当該の電気通信設備を更改すべき真にやむを得ない事情が生じたときは、当社は、契約者とその設備費の負担方法等について、予め協議するものとします。</p>

2 設備費の額

区 分	設備費の額	
簡易着信課金機能又は簡易特定番号着信機能に係る電気通信設備の新設の部分	別に算定する実費	
簡易着信課金番号又は簡易特定着信番号への接続に係る電気通信設備の部分	ア イ以外のもの	別に算定する実費
	イ 加算額	別に算定する実費
特別な電気通信設備の部分	別に算定する実費	

第3表 重複掲載料
電話帳発行のつど1掲載ごとに 500円(550円)

第4表 相互接続番号案内料

1 適用

区 分	内 容
(1) 相互接続番号案内料の設定	第50条（相互接続番号案内）に規定する相互接続番号案内を利用するときの相互接続番号案内料は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が定めます。
(2) 相互接続番号案内料の免除等の取扱い	相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。
(3) 削除	削除
(4) その他の取扱い	相互接続番号案内料に関するその他の取扱いについては、通話料金に準ずるものとします。

2 相互接続番号案内料の額

区 分		単 位	相互接続番号案内料の額
相互接続番号案内料	ア 案内を受け付けた時刻が昼間、夜間のとき。	(ア) 1料金月につき1電気通信番号までのもの	1電気通信番号ごとに 60円(66円)
		(イ) 1料金月につき1電気通信番号を超えるもの	1電気通信番号ごとに 90円(99円)
	イ 案内を受け付けた時刻が深夜・早朝のとき。	1電気通信番号ごとに	150円(165円)

第 5 表 削除

第6表 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚毎に400円（440円）

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

第7表 CXサポートサービスの提供に係る料金

1 適用

区 別	内 容
CXサポートサービスの提供に係る料金の適用	(1)当社は、契約者について、CXサポートサービスの提供に係る料金を適用します。 (2)当社は、CXサポートサービスの提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。ただし、CXサポートサービスの利用開始日を含む料金月については日割せず、翌料金月から料金を適用します。

2 料金額

(月額)

区 別	単 位	料金額
無料プラン	—	—
スタンダードプラン	登録IDごとに	25,000円 (27,500円)
備考 登録IDは本サービスの申込単位に払い出しします		

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この約款実施の際現に、日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。）が電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又は公衆ファクスサービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供する電話等サービスに相当する部分については、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

加入電話に係る契約 加入電話契約 臨時加入電話契約	電話等利用契約
第1種総合デジタル通信サービスに係る契約 第1種契約（基本通信モードによる通信に係るもの） 臨時第1種契約（基本通信モードによる通信に係るもの）	電話等利用契約
第2種総合デジタル通信サービスに係る契約 第2種契約（基本通信モードによる通信に係るもの） 臨時第2種契約（基本通信モードによる通信に係るもの）	電話等利用契約

第3条 削除

(付加機能に関する経過措置)

第4条 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している付加機能は、この約款実施の日において、附則第2条（契約に関する経過措置）の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。この場合において、次の表の左欄の付加機能は、それぞれ同表の右欄の付加機能に移行したものとします。

クレジット通信機能（クレジット通信）	クレジット通話機能（クレジット通話）
迷惑電話おことわり機能 フリーダイヤル用のもの	地域指定着信課金機能（フリーダイヤル） 追加機能 迷惑電話おことわり機能

第5条 削除

(テレホンカードに関する経過措置)

第6条 この約款実施前に、旧約款の規定によりNTTが販売したテレホンカードについては、この約款実施の日において、特定協定事業者が販売したテレホンカードとみなして取り扱います。

(損害賠償に関する経過措置)

第7条 この約款実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、附則第2条（契約に関する経過措置）の規定により当社に移行する契約に係るものについては、この約款実施の日において、当社がNTTから引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のおりとしします。

（区域内通話の特例に関する経過措置）

第8条 削除

第9条 削除

（カード式ピンク電話機に関する経過措置）

第10条 この約款実施の際現に、旧約款の規定によりカード式ピンク電話機の提供を受けている利用回線から行うダイヤル通話は、その通話を公衆電話設備から行うダイヤル通話とみなして通話料金を適用します。この場合において当社は、その料金額と加入電話等設備からの通話に適用される料金額との差額を精算します。

第11条 削除

（この約款実施前に行った手続きの効力等）

第12条 この約款実施前に、NTTに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供する電話等サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供する電話等サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとしします。

附 則（平成11年7月21日経企第123号）

この改正規定は平成11年7月29日から実施します。

附 則（平成11年7月21日経企第124号）

（実施期日）

1 この改正規定は平成11年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成11年7月22日経企125号）

この改正規定は、平成11年8月1日から実施します。

附 則（平成11年8月2日経企第178号）

この改正規定は平成11年8月11日から実施します。

附 則（平成11年9月10日経企第321号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成11年9月17日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成11年9月6日経企第296号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成11年9月21日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により蓄積したメッセージに係る料金その他の提供条件については、なお従前の規定のおりとしします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成11年9月7日経企第283号）

この改正規定は平成11年10月1日から実施します。

附 則（平成11年9月24日経企第382号）

この改正規定は平成11年10月1日から実施します。

附 則（平成11年9月22日経企第383号）

この改正規定は、平成11年10月1日から実施します。

附 則（平成11年9月24日経企第384号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年9月14日経企第351号）

この改正規定は、平成11年10月1日から実施します。

附 則（平成11年9月8日経企第301号）

この改正規定は、平成11年10月10日から実施します。

附 則（平成11年10月28日経企第528号）

この改正規定は、平成11年11月1日より実施します。

附 則（平成11年10月22日経企第545号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年10月29日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年10月28日経企第567号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年11月4日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年11月8日経企第588号）

この改正規定は、平成11年11月15日から実施します。

附 則（平成11年11月8日経企第620号）

この改正規定は、平成11年11月15日から実施します。

附 則（平成11年11月11日経企第655号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年11月22日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年11月30日経企第754号）

この改正規定は、平成11年12月1日から実施します。

附 則（平成11年11月30日経企第753号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年12月7日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年12月9日経企第807号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年12月16日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附 則 (平成11年12月9日経企第808号)
この改正規定は、平成11年12月23日から実施します。
附 則 (平成11年12月16日経企第844号)
(実施期日)
 - 1 この附則は、平成11年12月23日から実施します。
(経過措置)
 - 2 削除
 - 3 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附 則 (平成12年1月6日経企第908号)
この改正規定は、平成12年1月11日から実施します。
附 則 (平成12年1月25日経企第973号)
(実施期日)
この改正規定は、平成12年2月1日から実施します。
附 則 (平成12年2月3日経企第1030号)
この改正規定は、平成12年2月14日から実施します。
附 則 (平成12年2月3日経企第1031号)
この改正規定は、平成12年2月14日から実施します。
附 則 (平成12年1月28日経企第989号)
この改正規定は、平成12年3月1日から実施します。
附 則 (平成12年2月28日経企第1170号)
この改正規定は、平成12年3月1日から実施します。
附 則 (平成12年2月29日経企第1186号)
この改正規定は、平成12年3月1日から実施します。
附 則 (平成12年2月21日経企第1118号)
(実施期日)
 - 1 この附則は、平成12年3月3日から実施します。
 - 2 削除
 - 3 削除
(料金の支払いに関する経過措置)
 - 4 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附 則 (平成12年3月23日経企第1335号)
この改正規定は、平成12年3月30日から実施します。
附 則 (平成12年3月29日経企第1350号)
この改正規定は、平成12年4月1日から実施します。
附 則 (平成12年3月31日経企第1438号)
この改正規定は、平成12年4月1日から実施します。
附 則 (平成12年3月31日経企第1450号)
この改正規定は、平成12年4月1日より実施します。
附 則 (平成12年3月27日経企第1375号)
(実施期日)
 - 1 この改正規定は、平成12年4月3日から実施します。
(経過措置)
 - 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成12年4月3日経企第1441号）

この改正規定は、平成12年4月10日より実施します。

附 則（平成12年4月13日経企第37号）

この改正規定は、平成12年4月24日から実施します。

附 則（平成12年4月24日経企第97号）

この改正規定は、平成12年5月1日から実施します。

附 則（平成12年6月8日経企第382号）

（実施期日）

1 この改正規定は平成12年6月15日から実施します。

2 削除

3 削除

（経過措置）

4 削除

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成12年6月12日経企第380号）

この改正規定は、平成12年6月15日から実施します。

附 則（平成12年6月14日経企第422号）

この改正規定は、平成12年6月15日から実施します。

附 則（平成12年6月20日経企第454号）

この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。

附 則（平成12年6月27日経企第455号）

この改正規定は、平成12年7月3日から実施します。

附 則（平成12年7月4日経企第576号）

この改正規定は平成12年7月11日から実施します。

附 則（平成12年7月11日経企第644号）

この改正規定は、平成12年7月12日から実施します。

附 則（平成12年8月25日経企第786号）

この改正規定は、平成12年9月1日より実施します。

附 則（平成12年8月28日経企第912号）

（実施期日）

1 この附則は、平成12年9月15日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成12年8月31日経企第953号）

この改正規定は、平成12年9月1日から実施します。

附 則（平成12年10月5日経企第1220号）

この改正規定は、平成12年10月10日から実施します。

附 則（平成12年10月24日経企第1311号）

（実施時期）

1 この改正規定は平成12年11月1日から実施します。

2 削除

3 削除

4 削除

（経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成12年10月31日経企第1371号）

この改正規定は、平成12年11月7日から実施します。

附 則（平成12年11月9日経企第1372号）

この改正規定は、平成12年11月10日から実施します。

附 則（平成12年12月4日経企第1626号）

この改正規定は、平成12年12月11日から実施します。

附 則（平成12年12月7日経企第1671号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は平成13年1月1日から実施します。

ただし、料金表第1表第1（基本料金）の2-2(1)の表の地域指定着信課金機能の欄の備考8及び「回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（フリーダイヤルボリューム割引サービス）」に係る改正規定については平成13年1月15日から実施し、料金表第1表第1の2-2(1)の表の地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の欄のオリジナルガイダンス機能に係る改正規定については平成13年2月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成12年12月15日経企第1105号）

この改正規定は、平成13年7月1日より実施します。

附 則（平成12年12月19日経企第1714号）

- 1 この改正規定は平成12年12月25日から実施します。

- 2 料金表第1表第1（基本料金）の2（料金額）に規定する個人通信機能に係る付加機能使用料については、改正後の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成13年4月請求分まで150円とします。

附 則（平成13年1月15日経企第1935号）

この改正規定は、平成13年1月17日から実施します。

附 則（平成13年1月22日経企第2003号）

（実施期日）

- 1 この改正料規定は、平成13年2月1日から実施します。

2 削除

3 削除

4 削除

5 削除

（経過措置）

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 7 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成13年1月22日経企第2004号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正料金表実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。
- 附 則（平成13年1月24日経企第2026号）
この改正規定は、平成13年1月31日から実施します。
- 附 則（平成13年1月25日経企第2033号）
（実施期日）
この改正規定は平成13年2月1日から実施します。
- 附 則（平成13年1月30日経企第2025号）
この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。
- 附 則（平成13年2月14日経企第2201号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成13年2月21日から実施します。
ただし、この改正規定中呼出会議通話に関する料金については、平成13年4月30日までの間、2（料金額）の2-1-1の(1)のアの(イ)の料金表を適用します。
（経過措置）
- 2 この改正規定中の多地点同時会議機能に係る付加機能使用料のうち、加算額に関する部分については、平成13年6月請求分まで「25円」を「12円」に、「250円」を「120円」に読み替えて適用します。
- 附 則（平成13年2月16日経企第2214号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は平成13年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 料金表第1表第1（基本料金）の2（料金額）に規定する個人通信機能を利用している電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県間市外通話の通話区分又は県間市外通信の通信区分について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。）を指定しているときは、その個人通信機能に係る付加機能使用料について、料金表第1表第1の2の規定にかかわらず、平成13年5月請求分から平成14年4月請求分まで150円とします。
- 附 則（平成13年1月31日経企第2103号）
この改正規定は、平成13年1月31日から実施します。
- 附 則（平成13年2月21日経企第2265号）
（実施時期）
- 1 この改正規定は平成13年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 附 則（平成13年2月22日経企第2280号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。
- 附 則（平成13年2月22日経企第2281号）

(実施期日)

この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

附 則 (平成13年2月27日経企第2328号)

この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

附 則 (平成13年3月9日経企第2415号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年2月28日経企第2330号)

(実施時期)

この改正規定は、平成13年3月7日から実施します。

附 則 (平成13年3月23日経企第2511号)

(実施期日)

この改正規定は、平成13年4月2日から実施します。

附 則 (平成13年3月23日経企第2545号)

(実施時期)

1 この改正規定は平成13年3月31日から実施します。

2 削除

3 削除

4 削除

(経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年4月3日経企第67号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年3月30日経企第2627号)

(実施時期)

1 この改正規定は平成13年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年4月6日経企第2628号)

(実施時期)

1 この改正規定は平成13年5月1日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成13年4月12日経企第154号）

この改正規定は、平成13年4月18日から実施します。

附 則（平成13年4月23日経企第221号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成13年4月30日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成13年4月23日経企第222号）

この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

附 則（平成13年4月23日経企第223号）

この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

附 則（平成13年4月24日経企第241号）

（実施時期）

1 この改正規定は平成13年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成13年4月27日経企第249号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成13年5月25日から実施します。

2 削除

（工事費の適用に関する特例）

3 地域指定特定番号着信機能において、携帯・自動車電話設備から加入電話等設備へのナビダイヤル通話を着信できるようにする工事費については、この改正規定にかかわらず、平成13年7月31日までの間、適用しません。

附 則（平成13年5月14日経企第343号）

（実施時期）

1 この改正規定は平成13年5月21日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成13年5月28日経企第431号）

（実施時期）

1 この改正規定は平成13年6月4日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成13年5月29日経企第444号）

この改正規定は、平成13年5月30日から実施します。

附 則（平成13年5月30日経企第408号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成13年5月29日経企第445号）

この改正規定は、平成13年5月30日から実施します。

附 則（平成13年6月11日経企第520号）

この改正規定は平成13年6月18日から実施します。

附 則（平成13年6月27日経企第635号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定に基づき、当社が通話に関する料金を請求することとした利用回線について、当社がその料金を請求する事由がなくなった場合でも、当分の間、当社が請求するものとしします。
- 4 この改正規定にかかわらず、遠洋船舶通話取扱所の無線電話設備から行った通話に関する料金及びクレジット通話に関する料金であって当社が別に定める料金に関する取扱いについては、当分の間、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているグループセキュリティ機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

- 6 削除

附 則（平成13年7月13日経企第757号）

この改正規定は、平成13年7月16日から実施します。

附 則（平成13年7月25日経企第798号）

この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。

附 則（平成13年7月25日経企第819号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は平成13年8月1日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成13年8月1日経企第865号）

この改正規定は、平成13年8月8日から実施します。

附 則（平成13年8月6日経企第902号）

この改正規定は、平成13年9月1日から実施します。

附 則（平成13年8月17日経企第879号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第2種専用アクセスサービスの料金の取扱いについては、当分の間、なお従前のおりとしします。
附 則 (平成13年8月27日経企第848号)
この改正規定は、平成13年8月29日から実施します。
附 則 (平成13年8月27日経企第1003号)
この改正規定は、平成13年9月3日から実施します。
附 則 (平成13年9月19日経企第1163号)
この改正規定は、平成13年9月26日から実施します。
附 則 (平成13年9月20日経企第1184号)
この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。
附 則 (平成13年9月20日経企第1185号)
この改正規定は、平成13年10月2日から実施します。
附 則 (平成13年9月26日経企第1228号)
この改正規定は、平成13年10月3日から実施します。
附 則 (平成13年9月26日経企第1231号)
この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。
附 則 (平成13年9月26日経企第1244号)
この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。
附 則 (平成13年9月27日経企第1160号)
この改正規定は、平成13年9月27日から実施します。
附 則 (平成13年10月9日経企第1311号)
この改正規定は、平成13年10月16日から実施します。
附 則 (平成13年10月25日経企第1409号)
(実施期日)
この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。
(経過措置)
この改正規定において、当社の業務の遂行上の理由等により、提供条件の変更を行う場合があります。
附 則 (平成13年10月25日経企第1415号)
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
附 則 (平成13年10月25日経企第1428号)
この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。
附 則 (平成13年10月30日経企第1465号)
この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。
附 則 (平成13年11月26日経企第1615号)
この改正規定は、平成13年12月3日から実施します。
附 則 (平成13年11月29日経企第1646号)
この改正規定は、平成13年12月6日から実施します。
附 則 (平成13年12月5日経企第1705号)
この改正規定は、平成13年12月10日から実施します。
附 則 (平成13年12月18日経企第1800号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年12月25日から実施します。

(経過措置)

- 2 他社直収電話等付加機能利用契約者は、当分の間、着信先指定機能、広域迂回接続機能を利用することはできません。

附 則 (平成13年12月20日経企第1824号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年12月27日から実施します。

- 2 削除

附 則 (平成13年12月25日経企第1864号)

この改正規定は、平成13年12月25日から実施します。

附 則 (平成14年1月16日経企第1996号)

この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

附 則 (平成14年1月24日経企第2042号)

この改正規定は、平成14年1月31日から実施します。

附 則 (平成14年1月25日経企第2058号)

この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

附 則 (平成14年2月20日経企第2222号)

この改正規定は、平成14年2月27日から実施します。

附 則 (平成14年2月27日経企第2323号)

この改正規定は、平成14年3月7日から実施します。

附 則 (平成14年2月28日経企第2333号)

この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。

附 則 (平成14年3月25日経企第2510号)

この改正規定は、平成14年5月1日から実施します。

附 則 (平成14年3月26日経企第2523号)

この改正規定は、平成14年3月29日から実施します。

附 則 (平成14年3月28日経企第2564号)

この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

附 則 (平成14年4月1日経企第2581号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年4月8日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成14年4月25日経企第215号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年5月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している遠洋船舶通話に関する料金その他の提供条件については、平成15年3月31日までの間に限り、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成14年4月30日経企第230-1号)

この改正規定は、平成14年5月7日から実施します。

附 則（平成14年5月7日経企第241号）

この改正規定は、平成14年5月14日から実施します。

附 則（平成14年5月16日経企第230-2号）

この改正規定は、平成14年5月24日から実施します。

附 則（平成14年5月22日経企第337号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成14年5月22日経企第338号）

この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

附 則（平成14年5月24日経企第354号）

この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

附 則（平成14年5月31日経企第400号）

この改正規定は、平成14年5月31日から実施します。

附 則（平成14年6月14日経企第455号）

この改正規定は、平成14年6月21日から実施します。

附 則（平成14年7月8日経企第646号）

この改正規定は、平成14年7月8日から実施します。

附 則（平成14年7月11日経企第619号）

この改正規定は、平成14年7月18日から実施します。

附 則（平成14年7月15日経企第685号）

この改正規定は、平成14年7月22日から実施します。

附 則（平成14年7月22日経企第722号）

この改正規定は、平成14年7月30日から実施します。

附 則（平成14年7月23日経企第737号）

この改正規定は、平成14年7月25日から実施します。

附 則（平成14年7月25日経企第741号）

この改正規定は、平成14年8月1日から実施します。

附 則（平成14年8月13日経企第844号）

この改正規定は、平成14年8月20日から実施します。

附 則（平成14年8月23日経企第863号）

この改正規定は、平成14年8月29日から実施します。

附 則（平成14年9月5日経企第897号）

この改正規定は、平成14年9月13日から実施します。

附 則（平成14年10月31日経企第1008号）

この改正規定は、平成14年11月6日から実施します。

附 則（平成14年10月31日経企第1002号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成14年11月11日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成14年11月21日経企第1063号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成14年11月28日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電話等サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電話等サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月2日経企第1081号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は平成14年12月9日から実施します。
（工事費の適用に関する特例）
- 2 この改正規定実施後平成15年3月30日までの間、携帯・自動車電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする工事費（1,000円）を無料とします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月9日経企第1084号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は平成14年12月16日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月9日経企第1107号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成14年12月16日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月24日経企第1138号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成14年1月6日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月25日経企第1149号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年1月1日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年1月9日経企第1185号）

1 この改正規定は、平成15年1月16日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電話等サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電話等サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年2月21日経企第1329号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電話等サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電話等サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年2月21日経企第1330号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電話等サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電話等サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年2月21日経企第1327号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則（平成15年2月21日経企第1328号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年3月17日経企第1377号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のおりとしします。

附 則（平成15年3月20日経企第1403号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のおりとしします。

附 則（平成15年3月25日経企第1418号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成15年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年3月25日経企第1419号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のおりとしします。

附 則（平成15年4月18日経企第110号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年4月29日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正料規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年4月22日経企第117号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月30日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年5月26日経企第221号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年6月2日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年6月6日経企第266号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年6月13日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年6月10日経企第281号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年6月17日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年6月10日経企第282号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年6月17日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年6月18日経企第314号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年6月17日経企第315号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成15年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年6月24日経企第337号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年7月11日経企第403号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年7月18日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年7月31日経企第451号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年8月7日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年8月4日経企第470号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年8月11日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年8月12日経企第480号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年8月19日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年9月17日経企第581号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年10月8日経企第677号）

- 1 この改正規定は、平成15年10月15日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年11月11日経企第751号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月11日から実施します。
- 2 ただし、この改正規定中、料金表第2表（工事に関する費用）の2（工事費の額）の2-1の(2)のウの(ウ)に規定する地域指定特定番号着信機能に関する工事の場合のうち、携帯利用回線からのナビダイヤル通話を着信できるようにする工事については、平成15年11月11日から平成16年3月31日の期間において適用しません。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年12月26日経企第826号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年11月27日経企第835号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年12月5日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年12月11日経企第952号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年12月19日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年12月11日経企第951号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成15年12月21日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年12月25日経企第972号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成16年1月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年12月26日経企第972号）

（実施期日）

- 1 この届出料金表は平成16年1月16日から実施します。
（経過措置）
- 2 この届出料金表実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この届出料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年1月13日経企第1023号）

（実施期日）

- 1 この改正規定のうち2-2-3に係る改正規定については、平成16年1月20日から実施します。
- 2 この改正規定のうち2-2-1及び2-2-2に係る改正規定については、平成16年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年1月21日経企第1042号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年1月28日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年1月23日経企第1053号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年1月28日経企第1023号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年2月4日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年1月26日経企第1053号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年3月1日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年2月16日経企第1129号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年3月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年3月25日経企第1264号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 加入電話設備から携帯・自動車電話設備への当社の事業者識別番号を付加して発信した通話の料金設定は平成17年3月31日まで、協定事業者の提供区間については、協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年3月29日経企第1286号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年3月29日経企第1288号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年4月15日コボ第67号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年4月21日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年4月16日コボ第79号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年4月22日経企第115号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年4月26日コボ第100号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年5月12日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年5月13日コボ第180号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年5月17日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年5月27日コボ第272号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年6月7日コボ第344号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年6月9日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年6月9日コボ第364号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年6月21日から実施します。

附 則 (平成16年6月24日経企第278号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この届出料金表実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この届出料金表実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年6月25日コボ第476号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年7月9日経企第329号)

(実施期日)

- 1 この届出契約約款は、平成16年7月21日から実施します。

(経過措置)

- 2 この届出契約約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この届出契約約款実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年7月23日経企第364号)

(実施期日)

- 1 この届出契約約款は、平成16年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この届出契約約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この届出契約約款実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年7月26日コボ第671号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年8月6日経企第410号)

(実施期日)

- 1 この届出契約約款は、平成16年8月13日から実施します。

(経過措置)

- 2 この届出契約約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サー

ビスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この届出契約約款実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年10月12日コボ第1,133号）

（経過措置）

- 1 削除
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年11月1日コボ第1,243号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年11月24日経企第753号）

（実施期日）

- 1 この届出契約約款は、平成16年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この届出契約約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この届出契約約款実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年11月29日コボ第1,399号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。
- 2 ただし、この改正規定中、料金表第2表（工事に関する費用）の2（工事費の額）の2-1の(2)のウの(イ)に規定する地域指定着信課金機能に関する工事の場合のうち、携帯利用回線からのフリーダイヤル通話を着信できるようにする工事、及び、料金表第2表（工事に関する費用）の2（工事費の額）の2-1の(2)のウの(ウ)に規定する地域指定特定番号着信機能に関する工事の場合のうち、携帯利用回線からのナビダイヤル通話を着信できるようにする工事については、平成16年12月1日から平成17年3月31日の期間において適用しません。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則（平成16年12月20日コボ第1560号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月20日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定の際現に専用アクセス契約をしているものについては、平成17年1月31日までに順次実施します。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

扱いについては、なお、従前のおりとしします。

附 則（平成17年1月6日コボ第1,612号）

（経過措置）

- 1 削除
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年1月27日コボ第1,710号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年1月31日コボ第1,726号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年2月2日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年3月30日コI日第922号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年3月22日コボ第2113号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年3月31日コボ第2237号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年4月7日コボ第18号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月11日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のおりとします。

附 則 (平成17年3月31日 コボ第2237号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年7月15日実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則 (平成17年11月24日コボM500172号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。

- 2 ただし、この改正規定中、料金表第2表(工事に関する費用)の2(工事費の額)の2-1の(2)のウの(イ)に規定する地域指定着信課金機能に関する工事の場合のうち、携帯利用回線からのフリーダイヤル通話を着信できるようにする工事、及び、料金表第2表(工事に関する費用)の2(工事費の額)の2-1の(2)のウの(ウ)に規定する地域指定特定番号着信機能に関する工事の場合のうち、携帯利用回線からのナビダイヤル通話を着信できるようにする工事については、平成17年12月1日から平成18年3月31日の期間において適用しません。

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のおりとします。

附 則 (平成17年11月28日コボM500188号)

- 1 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則 (平成17年12月13日コボM500255号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年12月15日から実施します。

- 2 削除

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のおりとします。

附 則 (平成17年12月16日コボM500283号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成17年12月16日コボM500282号）

この改正規定は、平成18年1月20日から実施します。

附 則（平成17年11月28日コボM500188号）

- 1 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年3月3日コボM500623号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年3月8日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年4月17日コボM500887号）

この改正規定は、平成18年4月20日から実施します。

附 則（平成18年4月27日コボM600071号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は平成18年5月1日より実施いたします。
- 2 削除

附 則（平成18年5月15日コボ第M600130号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年7月21日コボ第M600436号）

（実施期日）

- 1 この契約約款は、平成18年7月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年8月29日NV第600070号）

（実施期日）

- 1 この契約約款は、平成18年9月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年9月27日NV第600201号）
（実施期日）

- 1 この契約約款は、平成18年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年9月28日NV第600208号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年10月16日NV第600286号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年10月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年10月26日NV第600322号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年10月26日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年11月1日NV第600345号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年11月28日NV第600485号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年12月5日N企第3号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年12月15日NV第600584号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年1月31日N企第600158号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年3月30日NV第601200号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する障害賠償に関する取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年4月9日NV第700021号）
この改正規定は、平成19年4月12日から実施します。

附 則（平成19年2月5日NV第601144号）
この改正規定は、平成19年5月15日から実施します。

附 則（平成19年4月27日NV第700106号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する障害賠償に関する取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年5月24日NV第700191号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年5月25日から実施します。
（経過措置）

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年5月25日NV700206号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成19年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する障害賠償に関する取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年4月26日NV700091号）

この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

附 則（平成19年6月7日NV第700225号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する障害賠償に関する取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年8月23日NV第700475号）

この改正規定は、平成19年9月5日から実施します。

附 則（平成19年10月3日NC第700278号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成19年10月9日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年11月28日NV第700745号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成19年12月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する障害賠償に関する取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年11月28日第NV700745号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成19年12月12日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年11月28日第NV700745号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年12月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
附 則 (平成19年12月26日N企第700312号)
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
(ユニバーサルサービス料に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が平成19年12月31日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
附 則 (平成19年11月28日NV第700745号)
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成20年1月7日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
附 則 (平成19年12月10日NV第700805号)
この改正規定は、平成20年1月8日から実施します。
附 則 (平成20年1月29日NV第700956号)
この改正規定は、平成20年2月5日から実施します。
附 則 (平成20年2月29日NV第701070号)
この改正規定は、平成20年3月8日から実施します。
附 則 (平成20年3月26日N企第700443号)
この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。
附 則 (平成20年3月11日NV第701124号)
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
附 則 (平成20年3月24日NV第701190号)
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年3月19日NV第701167号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年3月19日NV第701169号）
（実施期日）

- 1 この契約約款は、平成20年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年6月27日NV第800235号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附 則（平成20年7月11日NV第800261号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年7月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年7月23日NV第800300号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年8月28日NV第800388号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年9月8日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年8月28日NV第800389号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年9月8日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年 8 月29日NV800400号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年 9 月 8 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年 8 月28日NV第800388号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年 9 月17日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年 9 月29日NV第800501号）

この改正規定は、平成20年10月 1 日から実施します。

附 則（平成20年11月17日NV第NV800655号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年12月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年11月25日NV第800686号）

この改正規定は、平成20年12月 8 日から実施します。

附 則（平成21年 1 月 5 日NV第NV800806号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年 1 月22日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年 1 月15日NV第800832号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年 1 月22日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年 1 月23日N企第800285号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年 2 月 1 日から実施します。
（ユニバーサルサービス料に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が平成21年 1 月31日以前の料金月に係る

料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成21年3月25日NV第801137号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成21年3月27日NV第801188号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 改正規定実施前に高度振り分け機能を利用する契約者は申し出のないかぎり、従前のとおり付加機能使用料を適用します。

附 則 (平成21年3月11日NV第801039号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成21年5月18日NV第900112号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成21年6月8日NV第900191号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年6月19日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年 8 月 4 日NV第900377号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年 9 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年 9 月 28 日NOS第900629号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年10月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年11月 24 日NV第900726号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年12月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年11月 9 日NV第900678号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年12月 29 日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 5 平成23年 3 月 31 日をもって、附則 2 を削除します。

附 則（平成22年 1 月 29 日NV第900906号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年 3 月 3 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年 3月10日NV第901064号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年 3月12日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年 3月25日NOS第901402号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年 3月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
（その他）

- 4 NOS第900629号（平成21年 9月28日）の附則の 2、3及び4を平成22年 4月 1日をもって削除します。

附 則（平成22年 3月 4日NV第901036号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年 4月 1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 5 平成23年 3月31日をもって、附則 2を削除します。

附 則（平成22年 3月26日NV第901177号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年 4月 1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年 3月29日NV第901197号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年 4月 1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年 4月 5日NV第000002号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年4月20日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成22年5月27日NC第000057号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成22年5月28日NV第000139号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成22年6月7日NV第000145-1号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年6月10日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成22年4月12日NV第000011号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年6月15日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成22年7月1日NV第000255号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年7月6日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改訂規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成22年7月30日NC第000155号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年8月9日から実施します。

附 則 (平成22年8月3日NV第000354号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年8月9日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改訂規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則 (平成22年11月25日NV第000668号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改訂規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則 (平成23年1月25日NV000830号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則 (平成23年2月15日NVP第000002号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成23年3月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改訂規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則 (平成22年11月25日NV第000668号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改訂規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年3月28日NV第001115号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成23年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年11月25日NV第000668号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年5月18日NV第100079号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改訂規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年6月24日NV第100179号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成23年7月7日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年7月28日NV第NV100290号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成23年9月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱

いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成23年11月17日VV販第100174号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年12月19日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年1月26日VV販第100287号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年1月31日から実施します。
附 則（平成24年3月14日VVサ第100794号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成24年4月2日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年4月4日VV第200004号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月7日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 5 削除

附 則（平成24年5月14日VVサ第200104号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
（その他）

4 削除

附 則（平成24年5月30日VV販第200070号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成24年6月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱い

については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成24年6月28日VV版第200117号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

附 則（平成24年6月29日VVサ第200255号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している電話等サービス契約（平成24年3月に相当する料金月時点での契約者情報に基づき、当社が別に定める条件に適合しないものを除きます。）であって、当社からの個別通知等の際、契約者から第38条第2項の規定に基づく取扱いを行わないでほしい旨の申出があった場合を除き、この改正規定実施の日において、その契約者から第38条第2項の規定に基づく申出があったものとみなして取り扱います。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施の際現に、第39条の2に規定する次表の左欄の提供条件は、第38条第2項の規定による場合については、この改正規定実施の日において、請求事業者の契約約款及び料金表に規定する同表の右欄の提供条件（それに相当するものを含みます。）に移行したものとします。

当社	請求事業者
支払期日の翌日から起算して10日以内	支払期日の翌日から起算して15日以内
365日当たりの割合	366日当たりの割合

（注）2に規定する当社が別に定める条件は、第38条第2項に規定する当社が別に定める場合と同じとします。

附 則（平成24年7月26日VVサ第200313号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

附 則（平成24年7月30日VV版200164号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

5 この改正規定実施の際現に、約款附則（平成14年11月21日経企第1063号）の2（経過措置）の規定について、次のとおり改めます。

（経過措置）

2 削除

附 則（平成24年9月27日VVサ第200466号）

(実施期日)

この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

附 則 (平成24年9月28日VVサ第200470号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月15日から実施します。

附 則 (平成24年11月20日VVサ第200613号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年11月21日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則 (平成24年12月20日VVサ第200707号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成25年1月25日VVサ第200792号)

この改正規定は、平成25年1月30日から実施します。

附 則 (平成25年3月5日VVサ第200944号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年3月11日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則 (平成25年4月4日VVサ第300005号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年4月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとしします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成25年4月4日VVサ第300006号)

この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

附 則 (平成25年5月22日VVサ第300115号)

(実施期日)

この改正規定は、平成25年5月31日から実施します。

附 則 (平成25年6月11日VV販第300068号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年6月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成25年6月28日VVサ第300226号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成25年6月28日 VVサ第300225号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成25年7月5日から実施します。

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 削除
- 6 削除

附 則（平成25年8月21日 VVサ第300349号）

この改正規定は、平成25年8月26日から実施します。

附 則（平成25年9月6日VV販第300204号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年9月20日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成25年9月19日 VVサ第300410号）

この改正規定は、平成25年9月25日から実施します。

附 則（平成25年9月6日VV販第300204号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成25年9月6日VVサ第300324-1号）

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則（平成25年9月26日VVサ第300442号）

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則（平成25年10月28日VVサ第300525号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年10月30日から実施します。

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成25年10月28日 V V サ第300526号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金に関する取扱いについては、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則（平成25年11月8日 V V サ第300561号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年11月12日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則（平成25年11月22日 V V サ第300590号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則（平成25年12月2日 V V 販第300350号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年12月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定適用前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 4 この改正規定適用前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則（平成25年12月27日 V V サ第300561-1号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年1月10日から実施します。
（その他）
- 2 削除
- 3 この改定規定実施前に支払または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 4 この改定規則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則（平成26年1月16日 V V サ第300716号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年1月21日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成26年1月16日VVサ第300715号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成26年1月24日VVサ第300737号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成26年2月28日VVサ第300863号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定の実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

一般電話等サービス又は専用アクセスサービス付加機能（第三者課金機能に限ります。）
--

グループ発信サービス

- 3 この改正規定の実施の際現に、当社の定める付加機能（第三者課金機能に限ります。）を利用する契約者であった者については、第20条の2、第38条の2及び第38条の3の規定を適用しません。

- 4 この改正規定の実施日以降において、この約款の附則における「第三者課金機能」の文言は、「グループ発信サービス」と読み替えるものとします。

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成26年3月28日VVサ第301031号）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成26年3月19日 VVサ300973号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

（料金等に係る経過措置）

- 2 この改正規定中、料金表の規定により、料金月に従って計算する料金については、平成26年4月1日以降を起算日とする料金から適用を開始します。

（消費税相当額に係る経過措置）

3 平成26年4月1日を跨る料金月の料金について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律第五条第二項に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税相当額は改正前の消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づく4%に地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づく100分の25を乗じて得た率を加算して適用します。

4 この附則3の規定に関わらず、電話等利用契約(第7条に係るものに限り)の提供を開始した日が平成26年4月1日以降の場合であってその料金の計算に係る料金月が平成26年4月1日を跨るときは、その料金月の料金に係る消費税相当額は、改正前の消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づく4%に地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づく100分の25を乗じて得た率を加算して適用します。

(その他の経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに係る損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則(平成26年4月24日VV販第400004-1号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月25日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則(平成26年4月24日VV販第400004-1号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則(平成26年5月27日VVサ第400081号)

(実施期日)

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

附 則(平成26年6月6日VVサ第400110号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年6月6日から実施します。

2 削除

3 削除

4 削除

5 削除

附 則(平成26年6月6日VV販第400088号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年6月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年6月20日VVサ第400148号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年6月26日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成26年6月25日VVサ第400162号）

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附 則（平成26年7月29日VVサ第400239号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年8月4日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年8月18日VVサ第400281号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している契約（付加機能（グループセキュリティ機能に限ります。以下同じとします。）の利用に係るものに限ります。以下同じとします。）のうち、真にやむを得ない事情によりその契約に係る付加機能を直ちに廃止できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで廃止の日について合意できているときは、平成26年10月31日を期限として、その契約に係る取扱いについては、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年10月27日VVサ第400433号）

この改正規定は、平成26年10月29日から実施します。

附 則（平成26年10月24日VVサ第400427号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年11月4日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成26年11月6日VV販第400294号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成26年11月 6 日 V V 販第400294号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年12月 1 日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成26年11月 6 日 V V 販第400294号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年12月 1 日から実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成26年11月27日 V V サ第400515号）
この改正規定は、平成26年12月 1 日から実施します。

附 則（平成27年 1 月28日 V V サ第400649号）
（実施期日）

この改正規定は、平成27年 1 月29日から実施します。

附 則（平成27年 3 月26日 V V サ第400831号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年3月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年 3 月23日 V V 販第400522号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年 3 月26日 V V サ第400832号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の日において、改正前の規定のうち次表左欄の事業者に係るものは、それぞれ同表右欄の事業者に係る規定とみなして取り扱います。この場合において、同表に定める事業者の契約約款の名称、契約の種類及び締結する利用契約（この約款に規定するものに限り、）において変更（その事業者がこの改正規定実施の日において提供しているサービスに相当するサービスを提供することを目的として新たに契約約款を定める場合を含みます。）があったことを当社が知ったときは、当社は、それに応じたこの約款の変更を行うものとします。

ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 株式会社ワイモバイル	ソフトバンクモバイル株式会社
--	----------------

附 則（平成27年3月26日VVサ第400833号）
この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附 則（平成27年4月17日VVサ第500026号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年4月21日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年4月23日 VVサ第500039号）
この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

附 則（平成27年5月28日VVサ第500105号）
この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

附 則（平成27年6月18日VVサ第500171号）
この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則（平成27年6月18日VVサ第500172号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成27年7月1日から平成27年12月22日までの間に、グループ発信サービスの申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成28年1月31日までにその提供を開始したとき（契約者の責めによらない理由により提供を開始できなかったときを含みます。）は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）の2（工事費の額）の2-1（専用アクセスサービスの提供の開始、種別の変更、回線収容部の変更、アクセス回線共用の利用、共用契約者回線等の指定若しくは指定の変更、区別の変更、端末設備の利用方法の変更、グループ発信サービスの利用開始、付加機能の利用開始若しくは利用変更、端末設備の設置、回線相互接続又はその他契約内容の変更に関する工事）に規定するグループ発信サービスの利用の開始に関する工事の場合に係る交換機等工事費について、適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年6月29日 VVサ第500207号）
この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則（平成27年7月28日 VVサ第00001046号）
この改正規定は、平成27年7月31日から実施します。

附 則（平成27年7月27日 VVサ第00001008号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 経企第24号（平成11年7月1日）の附則第9条を、平成27年8月1日をもって削除します。

附 則（平成27年9月18日VVサ第00004794号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年12月24日VVサ第00011225号）
この改正規定は平成27年12月25日から実施します。

附 則（平成27年12月24日VVサ第00011223号）
この改正規定は平成28年1月1日から実施します。

附 則（平成28年1月28日VVサ第00013515号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年2月18日VVサ第00015114号）
この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。

附 則（平成28年3月16日VVサ第00019821号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年3月18日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年3月25日VVサ第00022207号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年3月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成28年3月31日から平成28年9月30日の間に、契約者（付加機能（地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に限り。）の利用に係る者に限り。以下この附則において同じとします。）が追加機能（トラヒックアラーム機能に限り。）に係る利用の開始の請求を行い、当社がその提供を開始した場合（契約者の責めによらない理由により提供を開始できなかったときを含みます。）は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）の2（工事費の額）の2-1に規定する交換機等工事費について適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年3月28日VVサ第00022901号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成28年3月29日 V V販第00023728号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成28年6月17日 V Vサ第00051262号)

この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

附 則 (平成28年7月28日 V Vサ第00067944号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年8月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定の実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

グループ発信サービス	契約者指定番号発信サービス グループ発信サービス
------------	-----------------------------

- 3 削除
- 4 削除
- 5 削除
- 6 削除
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成28年9月27日 V Vサ第00089754号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年9月30日より実施します。

(経過措置)

- 2 V Vサ第00067944号 (平成28年7月28日) の附則3、4、5及び6について、それぞれ次の3、4、5及び6のとおり改めます。
- 3 平成28年9月30日から平成28年10月2日までの間、第14条の65 (契約者指定番号発信サービス利用契約申込の承諾) 第2項について第3号以下を次のとおり読み替えて適用します。
 - (3) 契約者指定番号発信サービス利用契約 (単独発信サービスに係るものに限ります。) の申し込みをした者が、料金表第1表第2 (通話に関する料金) 1 (適用) の(20) (単独発信サービスに係る短時間通話割引) に規定する割引を同時に利用しないとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

- 4 平成28年9月30日から平成28年10月2日までの間、第14条の66（契約者指定番号発信サービス利用権の譲渡）第3項について、第3号以下を次のとおり読み替えて適用します。
- (3) 契約者指定番号発信サービス利用権を譲り受けようとする者が、料金表第1表第2（通話に関する料金）1（適用）の(20)（単独発信サービスに係る短時間通話割引）に規定する割引を同時に利用しないとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 5 平成28年9月30日から平成28年10月2日までの間に、契約者指定番号発信サービス利用契約者（単独発信サービスに係る者に限ります。）から料金表第1表第2（通話に関する料金）1（適用）の(20)（単独発信サービスに係る短時間通話割引）に規定する割引の廃止の申出があった場合、当社は、同時に契約者指定番号発信サービス利用契約について解除の申出があったものとみなして取り扱います。
- 6 平成28年9月30日から平成28年10月2日までの間、契約者指定番号発信サービス利用契約者から料金表第1表第2（通話に関する料金）1（適用）の(20)（単独発信サービスに係る短時間通話割引）に規定する割引の申出があった場合であって、当社がその申出を承諾したときは、本割引の適用を開始した日を含む料金月（適用を開始した日を含む料金月と廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合を除きます。）について、定額料を適用しません。
- 7 平成28年10月1日から平成29年1月31日までの間、料金表第1表第2（通話に関する料金）1（適用）の(20)（単独発信サービスに係る短時間通話割引）の規定中、「5分」とあるのを「10分」と読み替えて適用します。
- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 9 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成28年10月3日 V Vサ第00093193号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年10月3日より実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社の契約約款に基づき締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約に移行したものとします。

モバイルアクセスサービス契約約款 モバイルアクセス契約 カテゴリーWに係るもの	モバイルアクセスサービス契約約款 モバイルアクセス契約 カテゴリーWに係るもの
電話等サービス契約約款 契約者指定番号発信サービス利用契約 単独発信サービスに係るもの	

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成28年10月3日 V Vサ第00093192号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年10月6日より実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定の実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄

のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

グループ発信サービス	グループ発信サービス 第1種グループ発信サービス
------------	-----------------------------

3 平成28年10月6日から平成29年1月31日までの間に、契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスに係る者に限ります。）から第14条65の4（最低利用期間）に規定する最低利用期間内に契約者指定番号発信サービス利用契約の解除又はグループ発信サービス利用回線の登録の削除があった場合は、料金表第1表第2（通話に関する料金）1（適用）の(7)（最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用）の規定を適用しません。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成28年11月30日 V V サ第00117038号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年12月2日から実施します。

附 則（平成28年11月30日 V V サ第00117041号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年12月12日から実施します。

（経過措置）

2 平成28年12月12日から平成29年5月31日までの間に、契約者指定番号発信サービス利用契約（第2種グループ発信サービスに係るものに限ります。）の申込があった場合であって、当社がその申込を承諾し、平成29年6月30日までにその提供を開始したとき（契約者の責めによらない理由により平成29年6月30日までに提供を開始できなかったときを含みます。）は、その申込に係る契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限ります。）について料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）の2（工事費の額）の2-1（専用アクセスサービスの提供の開始、種別の変更、回線収容部の変更、アクセス回線共用の利用、共用契約者回線等の指定若しくは指定の変更、区別の変更、端末設備の利用方法の変更、契約者指定番号発信サービスの利用開始、契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスの限ります。）に係るグループ発信利用権の登録若しくは登録の削除、付加機能の利用開始若しくは利用変更、端末設備の設置、回線相互接続又はその他契約内容の変更に関する工事）の（契約者指定番号発信サービス（グループ発信サービスに限ります。）の利用開始に関する工事）に規定する交換機等工事費について、適用しません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成28年12月16日 V V サ第00124132号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 削除

4 削除

5 削除

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年12月22日 V Vサ第00127035号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年12月31日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年1月31日 V Vサ第00140418号）

この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。

附 則（平成29年2月21日 V Vサ第00149553号）

この改正規定は、平成29年2月22日から実施します。

附 則（平成29年4月7日 V Vサ第00179071号）

この改正規定は、平成29年4月7日から実施します。

附 則（平成29年4月25日 V Vサ第00185242号）

この改正規定は、平成29年5月1日から実施します。

附 則（平成29年6月6日 V Vサ第00200570号）

この改正規定は、平成29年6月9日から実施します。

附 則（平成29年6月28日 V Vサ第00210114号）

（実施期日）

この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

附 則（平成29年6月30日 V Vサ第00211748号）

この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

附 則（平成29年8月28日 V Vサ第00230865号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年9月1日より実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、主務官庁からのガイドライン等に基づき、契約者指定番号発信サービス利用契約者からの申出により、その登録に係る利用回線について当社が国際電話を規制している契約者指定番号発信サービスについては、この改正規定実施の日において、その利用回線につき現に付加機能（国際電話利用休止機能に限りません。）の利用に係るものとみなして取り扱います。

- 3 削除

附 則（平成29年9月29日 V Vサ第00246222号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年10月24日 V Vサ第00255297号）

この改正規定は、平成29年10月27日から実施します。

附 則（平成29年12月6日 V Vサ第00272376号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年12月6日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定の実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

グループ発信サービス 第2種グループ発信サービス	グループ発信サービス 第2種グループ発信サービスのプラン 1
-----------------------------	--------------------------------------

- 3 平成29年12月6日から平成30年5月31日までの間に契約者指定番号発信サービス利用契約者（第2種グループ発信サービスのプラン2に係る者に限ります。以下この附則3において同じとします。）が当社に工事を要する請求を行った場合（当社がその請求を承諾した場合に限ります。）であって、平成29年12月6日から平成30年6月30日までに当社がその工事を行った場合（その契約者指定番号発信サービス利用契約者の責めによらない理由により平成30年6月30日までに工事をを行うことができなかったときを含みます。）は、その工事に関する料金表第2表（工事費に関する費用）に規定する工事費を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年1月29日 V Vサ第00293001号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年2月28日 V Vサ第00307038号）

この改正規定は平成30年3月5日から実施します。

附 則（平成30年3月15日 V Vサ第00315791号）

(実施期日)

この改正規定は、平成30年3月22日から実施します。

附 則（平成30年3月27日 V Vサ第00323680号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年3月22日 V Vサ第00319949号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年4月2日から実施します。

- 2 削除

附 則（平成30年6月27日 V Vサ第00362064号）

この改正規定は、平成30年7月2日から実施します。

附 則（平成30年9月13日 V Vサ第00390238号）

この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

附 則（平成31年1月28日 V Vサ第00443311号）

この改正規定は、平成31年2月12日から実施します。

附 則（平成31年3月5日 V Vサ第00461287号）

この改正規定は、平成31年3月13日から実施します。

附 則（平成31年3月19日 V Vサ第00470603号）

この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

附 則（平成31年3月25日 V Vサ第00473860号）

この改正規定は、平成31年4月3日から実施します。

附 則（平成31年4月4日 V Vサ第00482005号）

この改正規定は、平成31年4月12日から実施します。

附 則（令和元年5月15日 V Vサ第00495450号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則（令和元年9月24日 V Vサ第00546576号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年9月27日から実施します。

（その他）

- 2 この改正規定における専用アクセスサービスに関する取扱いについては、一般電話等サービスに準ずるものとします。

附 則（令和元年9月5日 V Vサ第00539377号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則（令和元年9月11日 V Vサ第00541388号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定中、料金表の規定により、料金月に従って計算する料金については、令和元年10月1日以降を起算日とする料金から適用を開始します。

- 3 令和元年10月1日を跨る料金月の料金について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第五条第二項及び第十六条第一項に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税相当額は改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づく6.3%に地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づく63分の17を乗じて得た率を加算して適用します。

- 4 この附則3の規定に関わらず、電話等利用契約（第7条に係るものに限り）の提供を開始した日が令和元年10月1日以降の場合であってその料金の計算に係る料金月が令和元年10月1日を跨るときは、その料金月の料金に係る消費税相当額は、改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づく

6. 3%に地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づく63分の17を乗じて得た率を加算して適用します。

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年9月24日 V Vサ第00546576号）

この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

附 則（令和元年10月18日 V Vサ第00557193号）

この改正規定は、令和元年10月23日から実施します。

附 則（令和元年10月25日 V Vサ第00559434号）

この改正規定は、令和元年10月31日から実施します。

附 則（令和元年11月19日 V Vサ第00569068号）

この改正規定は、令和元年12月1日から実施します。

附 則（令和元年11月25日 V Vサ第00571174号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年11月25日 V Vサ第00571174号）

この改正規定は、令和元年12月3日から実施します。

附 則（令和2年3月11日 V Vサ第00616517号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。ただし、第43条の2（サービスの廃止）及び第53条の3（契約者に対する通知）については、令和2年5月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日において、次表のとおり改正前の規定における左欄のものを右欄のものに読み替えるものとします。

電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）
電気通信番号規則第9条第1号	電気通信番号規則別表第1号
電気通信番号規則第9条第3号 電気通信番号規則第9条第4号	電気通信番号規則別表第4号
電気通信番号規則第9条第5号	電気通信番号規則別表第5号
電気通信番号規則第9条第1項	電気通信番号規則別表第1号及び第4号
電気通信番号規則第10条第2号 電気通信番号規則第10条第1項第2号 電気通信番号規則別表第1第10号	電気通信番号規則別表第6号
電気通信番号規則第5条	電気通信番号規則別表第10号

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日 V V サ第 00621078 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日 V V サ第 00628876 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日 V V サ第 00626545 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 V V サ第 00323680 号（平成 30 年 3 月 27 日）の附則 3 を、令和 2 年 4 月 1 日をもって削除します。

ただし、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している契約を直ちに解除できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで解除日について当社所定の書面により合意できているときは、令和 3 年 4 月 1 日を期限として、その契約に係る取扱いについては、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日 V V サ第 00628876 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和 2 年 7 月 29 日 A P S 1 サ第 00674648 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 8 月 3 日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除

附 則（令和 2 年 10 月 7 日 A P S 1 サ第 00698623 号）
この改正規定は、令和 2 年 10 月 12 日から実施します。

附 則（令和 2 年 9 月 9 日 A P S 1 サ第 00687246 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和2年12月16日 A P S 1 令第00723779号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年12月25日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和3年1月25日 A P S 1 令第00736292号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和3年3月26日 A P S 1 令第00767442号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年4月5日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和3年6月11日 A P S 1 令第00794028号)
この改正規定は、令和3年6月14日から実施します。

附 則 (令和3年5月25日 A P S 1 令第00787708号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和3年6月15日 A P S 1 令第00794789号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

(電話リレーサービス料に関する経過措置)

- 2 料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第1(基本料金)2(料金額)2-1-7(電話リレーサービス料)の備考欄の期間について、令和3年度においては、令和3年7月利用分から起算して適用するものとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が令和3年6月30日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。

附 則(令和3年8月26日 A P S 1 サ第00819415号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年9月1日から実施します。
(支払義務に関する適用)
- 2 当社は、第31条(通話に関する料金の支払義務)ただし書きにおいて、「料金表第1表第1(基本料金)又は同表第2に別段の定めがある場合」とあるのは、「料金表第1表第1(基本料金)若しくは同表第2又は当社のI P通信網サービス契約約款に別段の定めがある場合」に読み替えるものとします。

附 則(令和3年10月18日 A P S 1 サ第00838407号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 令和3年11月1日から令和5年6月30日までに、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の契約者が次に掲げる追加機能の廃止の申出と同時に、他の追加機能又は契約回線の追加に係る請求をし当社がその請求を承諾したときは、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)の2(工事費の額)に規定する基本工事費及び交換機等工事費について適用しません。
 - (1) 着信分配機能
 - (2) 迷惑電話おことわり機能
 - (3) 一般地域指定着信課金機能
 - (4) 共通番号機能
 - (5) 接続先情報通知機能
 - (6) 限度設定付地域指定着信課金機能
 - (7) エージェント管理機能
 - (8) 機能特定地域指定着信課金機能
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則(令和3年10月26日 P S 事推第00841375号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 当社は、令和3年12月1日以降、契約者指定番号発信サービス利用規約(第2種単独発信サービスに係るものに限り、)の新規受付を停止し、この規約第14条の65にかかわらず、申込があっても承諾いたしません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（令和3年12月20日 A P S 1 第00861314号）
この改正規定は、令和3年12月27日から実施します。

附 則（令和3年12月6日 A P S 1 サ第00855505号）
この改正規定は、令和4年3月1日から実施します。

附 則（令和4年1月21日 P S 事推第00871768号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和4年3月18日 A P S 1 サ第00897358号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年3月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の附帯サービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の附帯サービスに係るプランとみなして取り扱います。

CXサポートサービス	CXサポートサービス 無料プラン
------------	---------------------

- 3 この改正規定実施の際現に改正前の規定によりCXサポートサービスの提供を受けている契約者が、令和4年5月31日までにスタンダードプランへプランの変更を請求し当社が承諾した場合、そのプラン変更日を含む料金月の翌料金月から令和4年5月分までの料金月についてCXサポートサービスの提供に係る料金を適用しません。

附 則（令和4年3月14日 A P S 1 サ第00893958号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年3月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和4年6月8日 PS事推第00928389号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取

り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和4年8月22日 C A S 1 サ第00952934号）

この改正規定は、令和4年9月1日から実施します。

附 則（令和4年10月27日 C A S 1 サ第00977961号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年12月1日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和4年12月22日 C A S 企第00998891号）

この改正規定は、令和4年12月27日から実施します。

附 則（令和4年12月22日 C A S 企第00998891号）

この改正規定は、令和5年1月1日から実施します。

附 則（令和5年2月17日 C A S 1 サ第01018781号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 削除

4 削除

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和5年4月12日 C A S 1 サ第000400000065-01号）

この改正規定は、令和5年4月17日から実施します。

附 則（令和5年6月28日 C A S 1 サ第0004000000898-01号）

この改正規定は、令和5年6月30日から実施します。

附 則（令和5年5月24日 C A S 1 サ第000400000462-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 次に掲げる附則を令和5年7月1日をもって削除します。

(1) 経企第677号（平成15年10月8日）の附則2及び3

(2) VVサ第200104号（平成24年5月14日）の附則4

(3) C A S 1 サ第00977961号（令和4年10月27日）の附則2

(4) C A S 1 サ第01018781号（令和5年2月17日）の附則4のうち複数同時接続機能

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している電話帳重複掲載に関

- する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
 - 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和 5 年 6 月 23 日 C A S 1 サ第000400000850-01号）

この改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（令和 5 年 10 月 3 日 C A S 1 サ第000400001989-01号）

この改正規定は、令和 5 年 10 月 11 日から実施します。

附 則（令和 5 年 9 月 21 日 C A S 1 サ第000400001867-01号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 11 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の割引サービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のプランとみなして取り扱います。

<p>通話料金別表の「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」のうち、料金表第 1 表（料金）第 1（基本料金）2（料金額）2-2（付加機能使用料）地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）の備考欄 63 に規定する条件に係るもの</p>	<p>フリーダイヤルeプラン</p>
---	--------------------

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和 5 年 11 月 20 日 C A S 1 サ第000400002482-01号）

この改正規定は、令和 5 年 11 月 24 日から実施します。

附 則（令和 5 年 12 月 12 日 C A S 1 サ第000400002721-01号）

この改正規定は、令和 5 年 12 月 15 日から実施します。

附 則（令和 5 年 11 月 24 日 C A S 1 サ第000400002519-01号、令和 5 年 11 月 27 日 C A S 1 サ第000400002535-01号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 12 月 31 日から実施します。ただし、地域指定特定番号着信機能に係る規定については、令和 6 年 1 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 4 次に掲げる附則を令和 5 年 12 月 31 日をもって削除します。
 - (1) 平成 11 年 7 月 1 日の附則の 第 2 条、第 3 条及び第 4 条のうち、メンバーズネット

機能に係る規定

- (2) 経企第382号（平成12年6月8日）の附則の2、3及び4
 - (3) 経企第1311号（平成12年10月24日）の附則の1のただし書き
 - (4) 経企第2280号（平成13年2月22日）の附則の1のメンバーズネット機能に係る月極割引についての規定
 - (5) 経企第2627号（平成13年3月30日）の附則の1のメンバーズネット機能に係る月極割引についての規定
 - (6) V V 販200164号（平成24年7月30日）の附則2
 - (7) C A S 1 第01018781号（令和5年2月17日）の附則の2、3及び4
- 5 次に掲げる附則を令和6年1月1日をもって削除します。
- (1) 経企第249号（平成13年4月27日）の附則2
 - (2) 経企第635号（平成13年6月27日）の附則6
 - (3) コボM500255号（平成17年12月13日）の附則2

附 則（令和5年12月20日 C A S 1 第000400002793-01号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和6年1月31日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- （その他）
- 4 次に掲げる附則を令和6年1月31日をもって削除します。
- (1) 平成11年7月1日の附則の第2条のうち、着信用電話契約、支店代行電話契約、接続電話契約及び共同電話に係る契約に係る規定、第3条、第5条、第8条、第9条
 - (2) 経企第844号（平成11年12月16日）の附則2
 - (3) 経企第1118号（平成12年2月21日）の附則2、3
 - (4) 経企第1375号（平成12年3月27日）の附則1のただし書き
 - (5) 経企第912号（平成12年8月28日）の附則2
 - (6) 経企第1311号（平成12年10月24日）の附則2、3、4
 - (7) 経企第1371号（平成12年10月31日）の附則のただし書き
 - (8) 経企第2003号（平成13年1月22日）の附則2、3、4、5
 - (9) 経企第2004号（平成13年1月22日）の附則1ただし書き、2
 - (10) 経企第2265号（平成13年2月21日）の附則1ただし書き、2、3
 - (11) 経企第2280号（平成13年2月22日）の附則1ただし書き
 - (12) 経企第2545号（平成13年3月23日）の附則3、4
 - (13) 経企第2627号（平成13年3月30日）の附則1ただし書き
 - (14) 経企第221号（平成13年4月23日）の附則2
 - (15) 経企第241号（平成13年4月24日）の附則1ただし書き
 - (16) 経企第635号（平成13年6月27日）の附則2
 - (17) 経企第1002号（平成14年10月31日）の附則1ただし書き
 - (18) 経企第1063号（平成14年11月21日）の附則1ただし書き
 - (19) 経企第1107号（平成14年12月9日）の附則1ただし書き
 - (20) 経企第1330号（平成15年2月21日）の附則2
 - (21) 経企第826号（平成15年12月26日）の附則1ただし書き
 - (22) コボ第100号（平成16年4月26日）の附則2、3
 - (23) コボ第671号（平成16年7月26日）の附則2、3

- (24) コボ第1,133号（平成16年10月12日）の附則1、2
- (25) コボ第1,243号（平成16年11月1日）の附則2
- (26) コボ第1,612号（平成17年1月6日）の附則1、2
- (27) コボM600071号（平成18年4月27日）の附則2
- (28) コボ第M600130号（平成18年5月15日）の附則2
- (29) NV第600208号（平成18年9月28日）の附則2
- (30) NV第600584号（平成18年12月15日）の附則2
- (31) NV第901197号（平成22年3月29日）の附則2、3
- (32) NV第000668号（平成22年11月25日）の附則2
- (33) VV第200004号（平成24年4月4日）の附則2、5
- (34) VV販第300068号（平成25年6月11日）の附則2
- (35) VV販第300204号（平成25年9月6日）の附則2
- (36) VV販第300350号（平成25年12月2日）の附則2
- (37) VVサ第300561-1号（平成25年12月27日）の附則2
- (38) V Vサ第300737号（平成26年1月24日）の附則2
- (39) VV販第400004-1号（平成26年4月24日）の附則2
- (40) VV販400088号（平成26年6月6日）の附則2
- (41) V Vサ第00013515号（平成28年1月28日）の附則2
- (42) VV販第00023728号（平成28年3月29日）の附則2、3、（注1）、（注2）
- (43) VVサ第00319949号（平成30年3月22日）の附則2
- (44) APS 1 サ第00674648号（令和2年7月29日）の附則2
- (45) PS事推第00928389号（令和4年6月8日）の附則2

附 則（令和6年6月17日 C A S企第000400004259-01号）

この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。